

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

産業振興施策に関する財務事務の執行及び
事業の管理について

佐賀県包括外部監査人
公認会計士 御厨 一紀

目次

第1章	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の方法	2
5.	監査実施期間	4
6.	監査従事者の資格及び氏名	4
7.	利害関係	4
8.	用語の説明	4
第2章	佐賀県の人口、産業、雇用の状況	5
1.	人口構成の推移	5
2.	県内総生産（実質）と県民所得の推移	5
3.	佐賀県のジニ係数	6
4.	佐賀県の付加価値額	7
5.	佐賀県の事業所数及び従業者数	7
6.	佐賀県の中小企業数及び大企業数	8
7.	佐賀県内企業の景気感	9
8.	有業者の年齢別割合、有業率及び非正規職員・従業員の割合	10
9.	出産・育児・共働きに関する現状	10
第3章	産業振興施策に関する概要	12
1.	産業労働部の組織図及び職務分掌	12
2.	主要な事務手続	14
3.	「佐賀県総合計画 2019」と産業振興施策	17
第4章	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	20
1.	全般的な監査意見（総括）	20
2.	個別の監査結果及び監査意見の一覧	27
3.	各論	30
I.	産業企画課	30
1.	トライアル発注事業費	30
2.	さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）	32
3.	やわらかBiz創出事業費（地方創生交付金）	34
4.	デザイン思考普及推進事業費（地方創生交付金）	36

5.	AI・IoT等活用推進事業費（推進交付金）	38
6.	プロフェッショナル人材戦略拠点事業費（地方創生交付金）	42
7.	コネクトさが推進事業費補助	44
8.	創業等支援拠点活動促進事業費補助	46
9.	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	48
II.	経営支援課	50
1.	佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金（新規出店者誘致事業）	50
2.	小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）	52
3.	中小企業事業承継円滑化支援事業費	58
4.	中小企業者等被害対策事業費	62
5.	さが土産品開発支援推進事業費	64
6.	中小企業連携組織対策事業費補助（人件費及び事業費）	67
7.	事業継続計画（BCP）策定支援事業費	72
8.	中小企業事業資金貸付金（新規貸付分）	74
9.	佐賀県信用保証料補給費補助金	77
10.	設備投資支援資金（アタック）	82
11.	高度化資金貸付金	84
12.	小規模企業者等設備導入資金貸付金（平成17年度～）	88
13.	小規模企業者等設備導入支援資金（平成27年度～）	91
III.	ものづくり産業課	94
1.	さが機能性・健康食品開発拠点事業費補助	94
2.	シンクロトロン光応用研究施設整備費	96
3.	シンクロトロン光応用研究施設整備費（指定管理）	98
4.	九州シンクロトロン光研究センター頭脳拠点形成事業費	99
5.	九州シンクロトロン光研究センター産業利用コーディネート事業費	101
6.	コスメティック構想推進事業費	104
7.	ファクトリーブランディング事業費（地方創生推進交付金）	111
8.	リーディング企業創出支援事業費	113
9.	さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費（地方創生推進交付金）	115
10.	ものづくり競技会技術力向上事業費（地方創生推進交付金）	117
11.	ものづくりの祭典開催費（地方創生推進交付金）	119
12.	現場力向上支援事業費	123
13.	さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費	127
14.	商工業対策推進活動事業費（地方創生推進交付金）	129
15.	さがものづくり道場運営事業費（溶接）（地方創生推進交付金）	132
16.	さがものづくり道場運営事業費（機械加工）（地方創生推進交付金）	134
IV.	新エネルギー産業課	136
1.	SAGA エネルギー基盤再構事業費	136
2.	SAGA 再エネ先進県イノベーション共創事業費	138

3.	SAGA 洋上発電推進事業費	140
4.	再生可能エネルギー等導入研究事業費（投資的経費）	142
5.	電気自動車等普及促進事業費	144
6.	電気自動車用急速充電設備撤去費（投資）	146
7.	吉野ヶ里メガソーラー設置事業費	147
V.	企業立地課	150
1.	リース方式による事業所用ビル整備費	150
2.	誘致活動費	152
3.	企業立地対策事業費	154
4.	誘致活動費（電源）	156
5.	産業人材 UJI ターン促進事業費	158
6.	企業立地補助金	161
7.	佐賀県産業関連施設整備事業費補助金	164
8.	伊万里市工業用水道整備事業費補助金	166
9.	さが創生企業誘致環境整備事業費（工業団地）	168
10.	さが創生企業誘致環境整備事業費（オフィススペース（空床補償）） ..	170
11.	県営産業用地維持管理費	172
12.	県営産業用地造成事業費	174
13.	維持管理費	176
14.	団地改修費	177
15.	維持管理費（投資経費）	178
VI.	産業人材課	180
1.	認定職業訓練校運営補助	180
2.	ワーク・ライフ・バランス推進事業費（地方創生推進交付金）	182
3.	「働きたいけん」（体験）応援事業費（地方創生推進交付金）	185
4.	佐賀県子育て世代就活サポート事業費（地方創生推進交付金）	187
5.	認定職業訓練校施設整備費補助	189
6.	仕事と子育ての両立支援推進事業費（地方創生推進交付金）	191
7.	若年者就職支援事業費（地方創生交付金）	194
8.	勤労者福祉金融対策資金貸付金	200
9.	Uターン就職促進事業費（地方創生交付金）	203
10.	採用力向上支援事業費	205
11.	高校生県内就職促進事業費（地方創生交付金）	207
12.	産業人材ステーション事業費（地方創生交付金）	209
13.	マッチング支援事業費	211
14.	就労・再チャレンジサポート事業費	215
15.	産業人材確保プロジェクト事業費	217
VII.	流通・貿易課	221
1.	ひろげよう“佐賀の味”推進事業費	221

2.	最高の朝ごはん推進事業費	223
3.	県産農産物新ブランド戦略推進事業費（地方創生交付金）	226
4.	佐賀産米マーケット確立・米消費拡大推進事業費	229
5.	玄海水産物販売力強化支援事業費	231
6.	佐賀のイメージアップ総合戦略事業費	233
7.	中小企業海外展開チャレンジ促進事業費	235
8.	中小企業海外展開ステップアップ支援事業費	237
9.	さが伝統産業等創造支援事業費	240
10.	産地再生プロモーション事業費	242
11.	県産品 PR・販売促進事業費	244
12.	県産品販売支援事業費	246
13.	県産品販売支援事業費（特定経費）	249
14.	県産品販売支援事業費（地方創生推進交付金）	251
15.	県産品販売支援事業費（特定政策推進費）（地方創生交付金）	254

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

産業振興施策に関する財務事務の執行について

3. 事件を選定した理由

現代社会はグローバル・ボーダレス化やAI等の技術革新が進み、VUCAという言葉で表されるように、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）が高い時代である。こうした時代においては、明確なビジョンを持ち、定期的に事業の成果の見直しを行い対応していくことが必要である。

佐賀県は近年人口減少が続いており、特に令和元年における生産年齢人口（15歳～64歳）は全国42位と低い。また、佐賀県の事業所数は38,131事業所で全国43位（平成28年）、付加価値額は1,446,675百万円で全国43位（平成27年）、県民所得は2,509千円で全国43位（平成28年）、ジニ係数は0.637で全国40位（平成26年）、夫婦共働き世帯の割合は53.8%で全国10位（平成29年）である。詳細な統計データは「第2章 佐賀県の人口、産業、雇用の状況」にて述べる。

そして、佐賀県が公表している「平成30年度 佐賀県県民意識調査報告書」（平成30年8月）において県の取り組みに対する県民の満足度を調査しているが、15分野中満足派が最も低かったのが「商工業・サービス業に活力がある」であった（満足派11.4%（15分野中15位）、不満派41.4%（15分野中2位））。また、同報告書によると「商工業・サービス業の振興のために必要だと思うこと」について、「ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げ【人材育成等】」、「企業誘致などによる雇用の創出【雇用の創出】」、「労働時間の短縮など働きやすい環境づくり【働きやすい環境づくり】」が県民から強く求められていることが明らかになった。

このような状況に対し、佐賀県は佐賀の目指す将来のビジョンを見据え、「佐賀県総合計画2019」を策定している。この中の経済に対する施策として「豊かさ好循環の産業さが」を政策の柱として、産業振興や雇用に関する様々な施策を行っている。商工業・サービス業の産業振興及び雇用に関する事業は、県民からの関心も高く、県民の現在及び将来に重要な影響を及ぼす。

そこで、産業振興施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について、合規性のみならず3E（「有効性（Effectiveness）」、「効率性（Efficiency）」、「経済性（Economy）」）の観点から監査することは県民にとって有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

産業振興施策は主に産業労働部が行っているため、産業労働部を監査対象とした。

※不満派が最も多かった分野は、「鉄道、バスなどの公共交通機関が利用しやすい」（不満派59.4%）であった。

4. 監査の方法

(1) 主な監査要点

包括外部監査の根拠となる地方自治法第252条の37第1項及び、地方自治法第252条の37第1項が参照する地方自治法第2条第14項及び第15項は以下のように謳っている。

<地方自治法 第252条の37第1項>

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

<地方自治法 第2条第14項>

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

<地方自治法 第2条第15項>

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

上記条文を踏まえ、産業振興施策について、主に3E（「有効性（Effectiveness）」、「効率性（Efficiency）」、「経済性（Economy）」）を含む以下を監査要点とし、監査手続を実施した。

<全般>

① 有効性

事業の目的とした成果及び効果をあげているか。

- 事業の目的は、「佐賀県総合計画2019」に沿ったものであるか。
- 事業の実施にあたり、成果及び効果を測定する指標を明確に設定しているか。
- 事業の成果及び効果を測定し、当初設定した指標と比較し、未達成であれば改善策が検討されているか。

② 効率性

事業の目的を果たすためにより成果の出る方法はないか。

- 事業の実施内容及びその手法は、事業目的を達成するために効果的か。
- 他の事業と重複し、不効率なものはないか。
- 事業の実施にあたり他の部、もしくは他の課との連携が必要な場合、円滑なコミュニケーションが取られているか。

③ 経済性

事業の実施に際して、無駄なコストがかかっているか。

- 成果及び効果が出ない事業については、改善策や事業規模の縮小及び撤退が検討もしくは実行されているか。

④ 真実性

事業の関連書類が真実を表しているか。

- 事業に関する申請や報告資料に偽りはなく、真実を表しているか。
- 予算、決算数値は正しいか。

⑤ 合規性

事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか。

(主な法令や条例等)

地方自治法、地方自治法施行令、佐賀県財務規則、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）、佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領、各種補助金交付要綱等

⑥ 公平性

事業が客観的に公平に行われているか。

<「委託」独自の監査要点>

- 事業目的に沿った委託契約内容か。
- 委託料の金額の算定、交付時期等は適切に行われているか。
- 予定価格は佐賀県財務規則第 105 条第 2 項に準拠し、契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮し積算され、その総額が適正に算定されているか。
- 委託先選定の事務手続は、関連する法令、条例等に準拠して行われているか。
- 随意契約の場合、関連する法律、条例等に準拠して行われているか。
- 委託契約の「その性質又は目的が競争入札が適さない」として随意契約を選定している場合、その理由に客観的な合理性があるか。
- 委託先選定プロセス及び結果が公平に行われているか（受注機会の公平性）。
- 委託事業の実施に際して、原則として複数事業者から見積もりを取り、合理的なコスト削減を行っているか。
- 実績報告は適切に行われているか。
- 委託先への指導・モニタリングは適切に行われているか。

<「補助」独自の監査要点>

- 補助金は事業目的に整合する形で使用されているか。
- 補助金の金額の算定、交付時期等は適切に行われているか。
- 補助金交付先採択の事務手続は、関連する法令、条例等に準拠して行われているか。
- 補助金交付先の選定プロセス及び結果が公平に行われているか（公平性）。
- 実績報告は適切に行われているか。
- 補助金交付先への指導・モニタリングは適切に行われているか。
- 補助対象経費に含まれた仕入に係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況の報告を受けているか。

<予定価格の設定について>

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額として性格を持つため非常に重要である。佐賀県は佐賀県財務規則第 105 条第 2 項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」

としている。

(2) 主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 産業振興施策担当各課へのヒアリング
- 産業振興施策に関する根拠法令、条例、要綱等の閲覧
- 産業振興施策に関する事業管理資料の閲覧
- 必要に応じた事業現場の視察
- 県の内部監査部門の監査を受けている場合、内部監査結果の閲覧
- その他、監査人が必要と認めて実施する手続

(3) 監査対象期間

原則として令和元年度（必要に応じて前後の年度についても監査対象とした。）

5. 監査実施期間

令和2年7月3日から令和3年1月31日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	御厨	一紀
包括外部監査人補助者	公認会計士	田村	祥三
	公認会計士	松本	さぎり
	公認会計士	森永	亮太
	公認会計士	佐藤	健一郎
	公認会計士	山口	直孝
	公認会計士	柿原	剛人

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

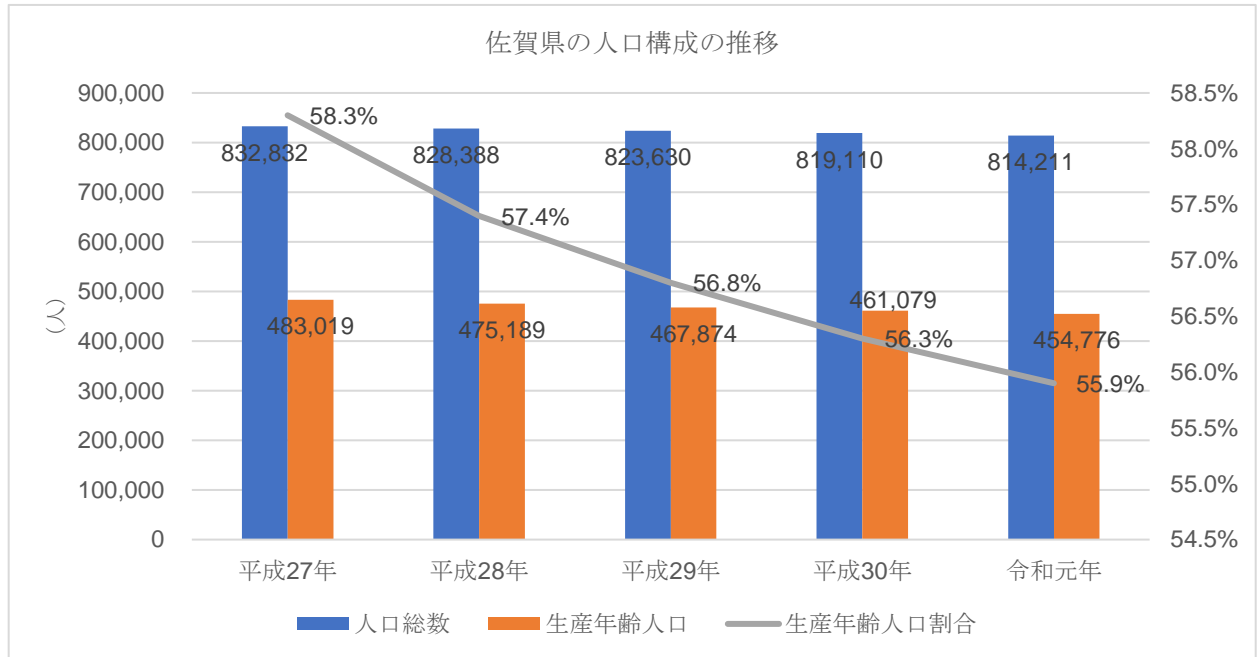
8. 用語の説明

監査結果	一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を記載している。
監査意見	地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2章 佐賀県の人口、産業、雇用の状況

1. 人口構成の推移

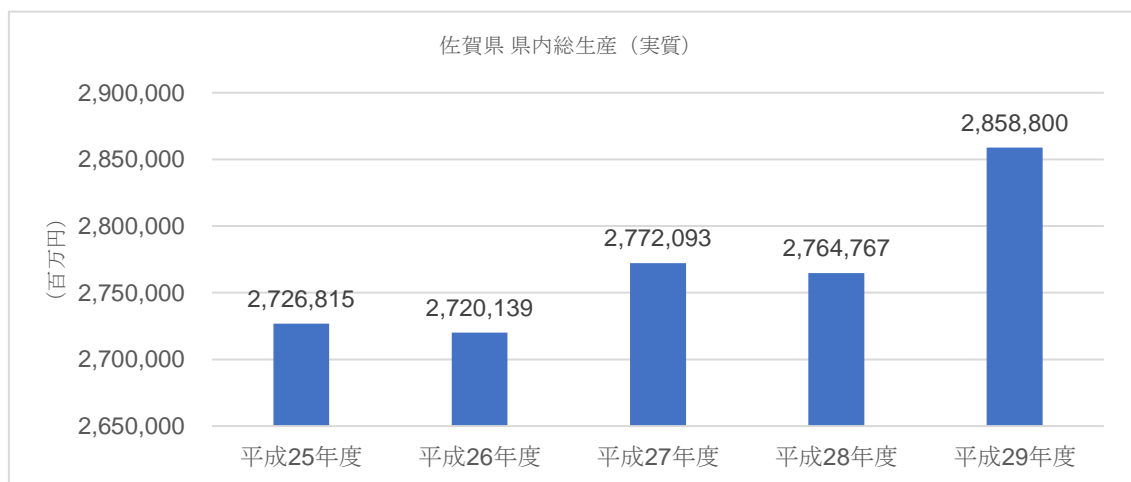
佐賀県の人口は毎年減少しており、特に労働力人口に直結する生産年齢人口（15歳～64歳）が年々減少している。その結果、人口総数に対する生産年齢人口割合（係数）が毎年下落している状況である。



「推計人口」（佐賀県 政策部 統計分析課）を基に作成

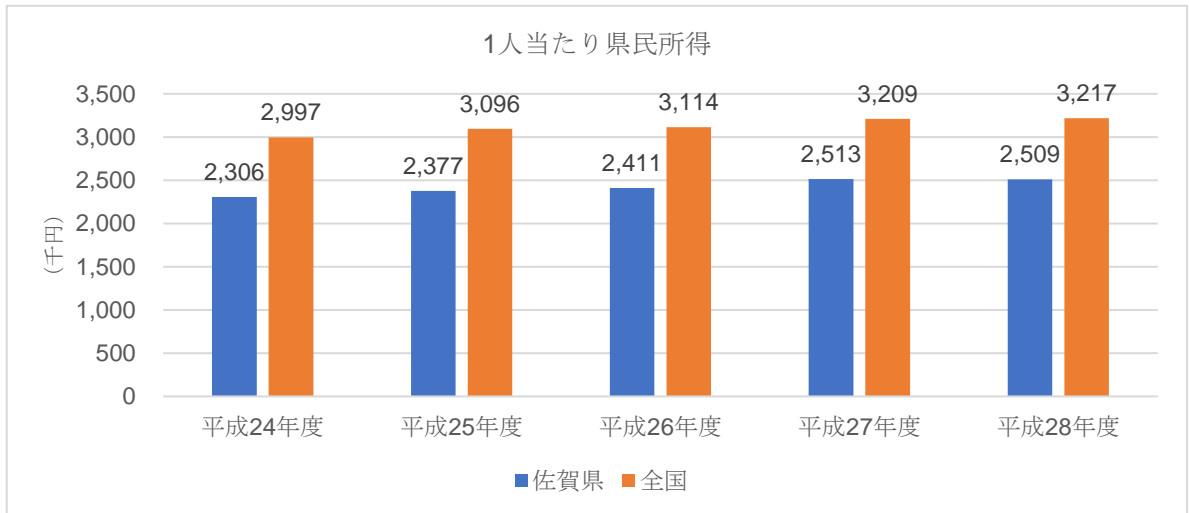
2. 県内総生産（実質）と県民所得の推移

佐賀県の県内総生産（実質）は、平成28年度の2,764,767百万円から平成29年度は2,858,800百万円（+3.4%）へと増加しているが、全国で見ると平成25年度以降引き続き44位と下位にある。



「県民経済計算」（内閣府）を基に作成

また、佐賀県 1 人当たり県民所得は平成 24 年度以降微増傾向にあるが、全国平均と比較すると依然として低く、平成 28 年度は全国 43 位である。



「県民経済計算」(内閣府)を基に作成

3. 佐賀県のジニ係数

所得格差を示す指標にジニ係数がある。ローレンツ曲線と均等分配線との間の面積を 2 倍することでジニ係数が算出される。ジニ係数は 0 から 1 までの間の数値を取るが、0 に近いほど所得格差が小さく 1 に近づくほど所得格差が大きい。

佐賀県のジニ係数は 0.637 (40 位) であり、全国平均に比し所得格差が大きいという実態がある。

順位	都道府県	ジニ係数
—	全国	0.617
1 位	富山県	0.542
～		
22 位	福岡県	0.607
～		
40 位	佐賀県	0.637
～		
44 位	長崎県	0.645
45 位	青森県	0.659
46 位	高知県	0.678
47 位	沖縄県	0.748

出典：平成 26 年全国消費実態調査 (総務省)

4. 佐賀県の付加価値額

「平成 28 年経済センサス」によると、佐賀県の平成 27 年における付加価値額は 1,446,675 百万円であり、前回の平成 23 年と変わらず全国 43 位である。佐賀県の付加価値額の増加率は 21.2%であり、全国平均（18.3%）を上回っている。

順位		都道府 県名	付加価値額（百万円）		増減率 （%）	全国占める 割合（%）
平成 23 年	平成 27 年		平成 23 年	平成 27 年		
—	—	全国計	244,667,150	289,535,520	18.3	
1	1	東京都	55,638,374	61,751,068	11.0	21.3
2	2	大阪府	20,214,817	23,915,234	18.3	8.3
～						
41	42	和歌山県	1,381,362	1,558,101	12.8	0.5
43	43	佐賀県	1,193,239	1,446,675	21.2	0.5
44	44	徳島県	1,148,477	1,326,517	15.5	0.5
45	45	島根県	998,372	1,161,663	16.4	0.4
46	46	高知県	950,796	1,081,895	13.8	0.4
47	47	鳥取県	776,277	885,616	14.1	0.3

出典：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」総務省・経済産業省

5. 佐賀県の事業所数及び従業者数

佐賀県の平成 28 年経済センサス（活動調査）の民間事業所数は、前回の平成 24 年経済センサス（活動調査）に比し▲2.5%の 38,131 事業所で全国 43 位である。従業者数は平成 24 年から 1.4%増加し 354,733 人だが、依然として全国 43 位である。一方、1 事業所当たり従業者数は全国平均よりは低いものの全国 22 位の 9.5 人である。

	事業所数				従業者数（人）				1 事業所当たり従業者数（人）			
	順位	平成 24 年	平成 28 年	増減率（%）	順位	平成 24 年	平成 28 年	増減率（%）	順位	平成 24 年	平成 28 年	増減率（%）
佐賀県	43 位	39,101	38,131	▲2.5	43 位	349,694	354,733	1.4	22 位	9.2	9.5	0.3
徳島県	44 位	39,217	37,021	▲5.6	44 位	306,064	301,688	▲1.4	44 位	8.2	8.4	0.2
高知県	45 位	38,378	36,239	▲5.6	46 位	281,772	279,196	▲0.9	47 位	7.7	7.9	0.2
島根県	46 位	37,225	35,476	▲4.7	45 位	292,056	290,557	▲0.5	45 位	8.0	8.3	0.3
鳥取県	47 位	27,492	26,446	▲3.8	47 位	226,944	230,700	1.7	31 位	8.7	9.0	0.3
全国	—	5,768,489	5,578,975	▲3.3	—	55,837,252	56,872,826	1.9	—	10.2	10.6	0.4

出典：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」総務省・経済産業省

そして、佐賀県の事業所を産業別に見ると、卸売り・小売業（27.4%）、宿泊業・飲食サービス業（12.6%）が事業所数割合として高い。

< 産業大分類別事業所数及び従業者数 >

産業大分類	事業所数				従業者数(人)			
	平成 24年	平成 28年	増減 率	合計に 占める 割合 (%)	平成 24年	平成 28年	増減 率	合計に 占める 割合 (%)
A～R 全産業(S公務を除く)	37,998	37,479	▲1.4	100.0	349,694	354,733	1.4	100.0
A～B 農林漁業	256	302	18.0	0.8	3,513	3,182	▲9.4	0.9
A 農業, 林業	235	286	21.7	0.8	3,302	3,066	▲7.1	0.9
B 漁業	17	15	▲11.8	0.0	177	114	▲35.6	0.0
@ 農業, 林業, 漁業 間格付不能	4	-	-	-	34	-	-	-
C～R 非農林漁業(S公務を除く)	37,742	37,177	▲1.5	99.2	346,181	351,551	1.6	99.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	18	11	▲38.9	0.0	185	75	▲59.5	0.0
D 建設業	3,776	3,526	▲6.6	9.4	28,052	26,305	▲6.2	7.4
E 製造業	3,002	2,913	▲3.0	7.8	64,576	64,658	0.1	18.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	31	40	29.0	0.1	1,553	1,756	13.1	0.5
G 情報通信業	231	205	▲11.3	0.5	3,162	2,752	▲13.0	0.8
H 運輸業, 郵便業	945	954	1.0	2.5	20,031	20,564	2.7	5.8
I 卸売業, 小売業	10,672	10,278	▲3.7	27.4	70,731	70,180	▲0.8	19.8
J 金融業, 保険業	730	666	▲8.8	1.8	9,489	8,100	▲14.6	2.3
K 不動産業, 物品賃貸業	1,721	1,629	▲5.3	4.3	5,781	5,089	▲12.0	1.4
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,127	1,225	8.7	3.3	5,831	6,372	9.3	1.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	4,704	4,722	0.4	12.6	31,964	31,143	▲2.6	8.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3,362	3,292	▲2.1	8.8	16,227	16,336	0.7	4.6
O 教育, 学習支援業	1,047	1,097	4.8	2.9	9,016	9,589	6.4	2.7
P 医療, 福祉	2,762	3,239	17.3	8.6	51,588	60,548	17.4	17.1
Q 複合サービス事業	370	348	▲5.9	0.9	3,882	4,591	18.3	1.3
R サービス業(他に分類されないもの)	3,244	3,032	▲6.5	8.1	24,113	23,493	▲2.6	6.6

出典：「平成28年経済センサス - 活動調査」佐賀県 政策部 統計分析課

※「平成28年経済センサス - 活動調査」(総務省統計局)では平成28年の佐賀県の事業所数は38,131であるのに対し、産業大分類別事業所数(佐賀県政策部統計分析課)の合計は37,479である。これは、産業大分類別事業所数では事業内容等不詳の事業所を含んでいないことによる差異である。

6. 佐賀県の中小企業数及び大企業数

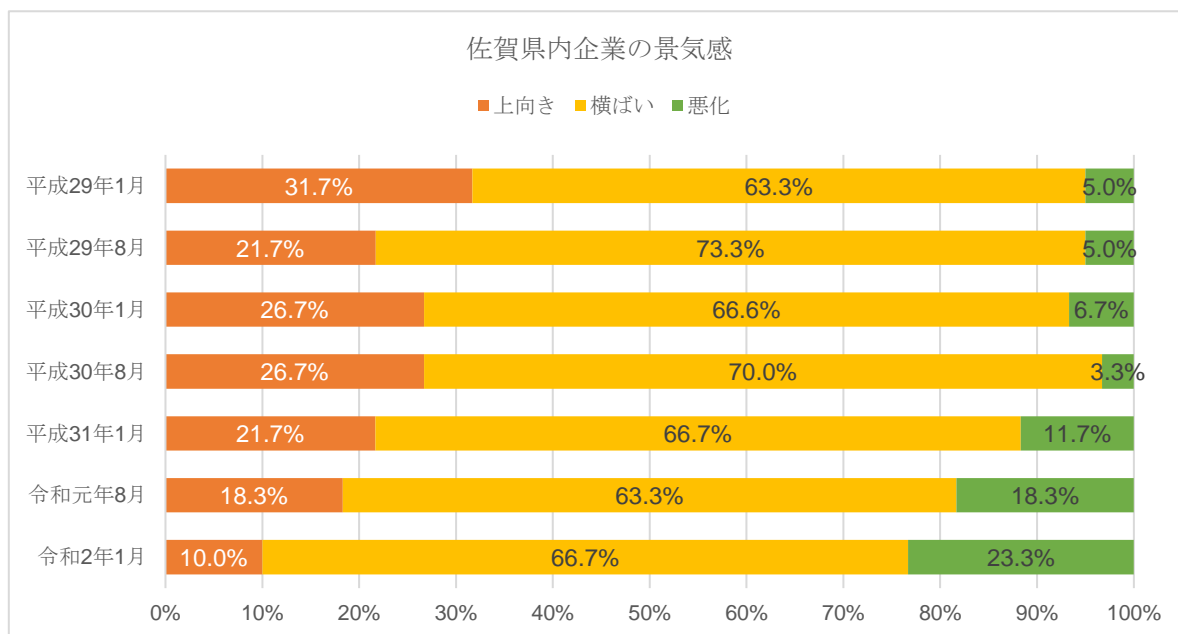
平成28年の調査に基づくと、佐賀県に拠点を置く中小企業は24,423社と全国45位であるが、大企業は36社と全国39位であり、佐賀県においては大企業数の順位が相対的に高い。

中小企業				大企業			
順位	都道府県	企業数	割合	順位	都道府県	企業数	割合
—	総数	3,578,176	100%	—	総数	11,157	100%
1位	東京都	413,408	11.5%	1位	東京都	4,580	41.1%
	～				～		
				39位	佐賀県	36	0.3%
45位	佐賀県	24,423	0.7%		～		
46位	島根県	22,167	0.6%	46位	徳島県	24	0.2%
47位	鳥取県	16,059	0.4%	46位	島根県	24	0.2%

出典：「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数（平成28年）」（中小企業庁）

7. 佐賀県内企業の景気感

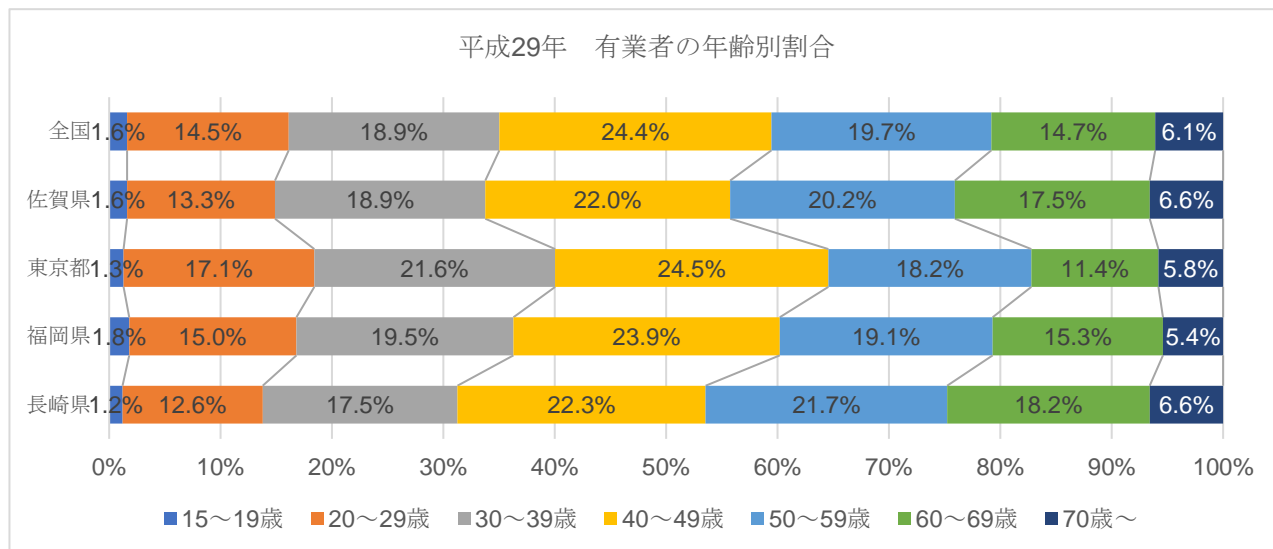
県内企業の景気認識の把握のため、佐賀県産業労働部では県内事業所の中から、製造業・非製造業各60社の計120社を選定し2グループに分け、年2回調査を実施しその結果を公表している。企業がそれぞれの景気感を「上向き」、「横ばい」、「悪化」の中から選択する調査方法だが、平成30年8月以降「上向き」を占める回答は年々減少し、令和2年1月では10.0%まで下がっている。また、平成30年8月以降「悪化」を占める回答は増加し、令和2年1月では23.3%を占めている。



出典：「最近の経済情勢（企業訪問調査の結果）」佐賀県 産業労働部 産業政策課

8. 有業者の年齢別割合、有業率及び非正規職員・従業員の割合

佐賀県の有業者全体に占める年齢別割合は、全国平均と比較して15歳から49歳の割合が低く、50歳以上の割合が高い。このことから、佐賀県の有業者が他県と比較して高齢化しているといえる。



※「平成29年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

また、佐賀県の生産年齢人口の有業率は77.1%と高く、非正規の職員従業員の割合は全国平均と比較し低いが、「正規の職員・従業員の仕事がないから非正規の職員・従業員についての者の割合」は全国14位と高いという実態がある。

	有業率 (生産年齢人口)		非正規の職員・従業員の割合				正規の職員・従業員の仕事がないから非正規の職員・従業員についての者の割合	
	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位
全国	76.0	—	38.2	—	32.9	—	12.6	—
佐賀県	77.1	16位	35.9	32位	27.5	41位	13.8	14位
福岡県	73.7	43位	40.0	10位	36.8	4位	13.2	21位
長崎県	76.0	27位	37.6	22位	29.4	31位	13.3	17位

出典：「平成29年就業構造基本調査結果」総務省統計局

9. 出産・育児・共働きに関する現状

佐賀県において過去1年間に出産・育児のために前職を離職した女性は7.5%（全国15位）であり、全国（6.9%）と比較して高い。また、隣県である福岡県（7.3%）及び長崎県（5.5%）と比較しても高い状況である。

また、佐賀県において育児をしている女性の有業率は75.3%であり、全国（64.2%）と比較して高い。また、福岡県（63.1%）及び長崎県（71.9%）と比較しても高い状況で

ある。

さらに、佐賀県における夫婦共働き世帯の割合は**53.8%**であり半数を超えている。全国**(48.8%)**、福岡県**(46.6%)**、長崎県**(49.7%)**と比較しても佐賀県の割合は高い状況にあることが分かる。

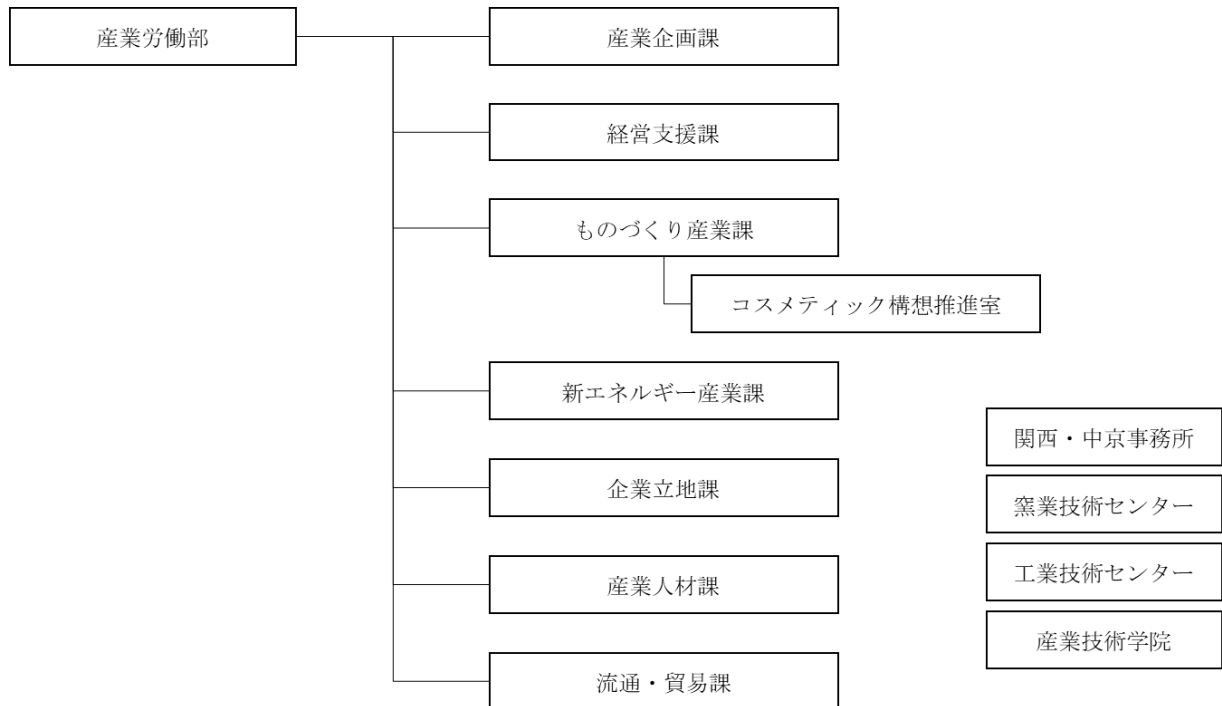
	過去1年間に出産・育児のために前職を離職した者の割合				育児をしている者の有業率				夫婦共働き世帯の割合	
	全体		内、女		全体		内、女			
	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位
全国	3.9	-	6.9	-	79.2	-	64.2	-	48.8	-
佐賀県	4.2	19	7.5	15	85.4	13	75.3	12	53.8	10
福岡県	4.4	13	7.3	18	78.3	37	63.1	37	46.6	39
長崎県	3.1	40	5.5	39	83.3	19	71.9	18	49.7	29

出典：「平成29年就業構造基本調査結果」総務省統計局

第3章 産業振興施策に関する概要

1. 産業労働部の組織図及び職務分掌

(平成31年4月1日現在)



※令和2年4月1日に「産業企画課」と「経営支援課」が「産業政策課」へと統合されている。

※「関西・中京事務所」、「窯業技術センター」、「工業技術センター」、「産業技術学院」は現地機関であり、今回の包括外部監査手続きの直接の対象とはしていない。

(令和元年度産業労働部各課の職務分掌)

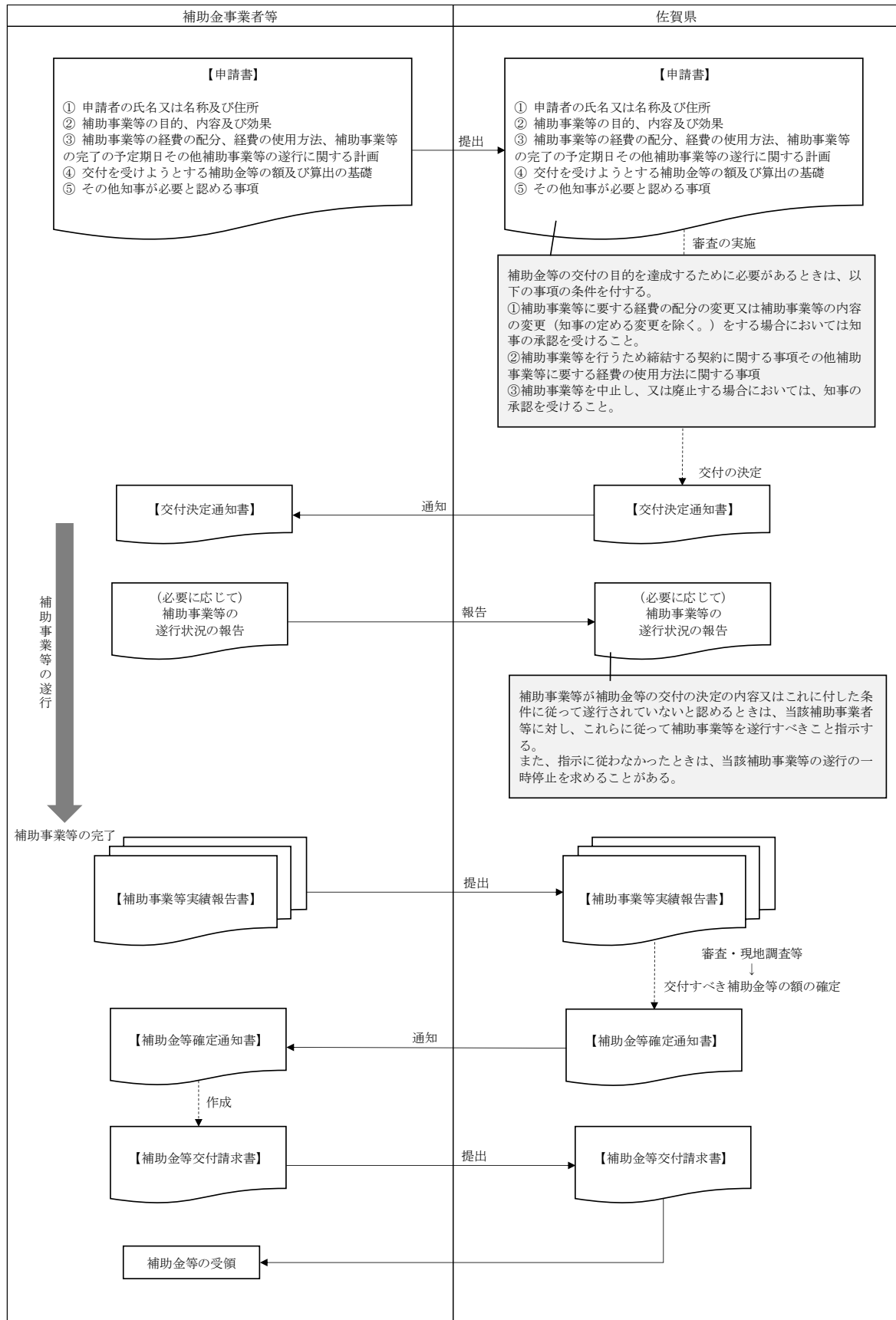
課	職務分掌
産業企画課	<ul style="list-style-type: none"> ア. 産業振興に係る施策の総合企画に関すること。 イ. 起業化支援に関すること。 ウ. 中小企業の経営革新支援に関すること。 エ. 中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること。 オ. 佐賀県地域産業支援センターに関すること。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ア. 中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 イ. 商工団体に関すること。 ウ. 中小企業等協同組合に関すること。 エ. 中小企業の金融に関すること。 オ. 貸金業に関すること。 カ. 高度化資金及び設備導入資金に関すること。 キ. 割賦販売法に基づく許可業者に指導監督に関すること。 ク. 小売商業の事業活動の調整に関すること。 ケ. 大規模小売店舗の立地に関すること。
ものづくり産業課	<ul style="list-style-type: none"> ア. ものづくり及び新産業創出に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 イ. 工業技術の振興に関すること。 ウ. 企業支援に係るものづくり人材の育成に関すること。 エ. 科学技術（基礎科学を含む。）の振興に関すること。 オ. 電源三法に基づく交付金事業に関すること。 カ. 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに関すること。 キ. コスメティック構想の推進に関すること。
新エネルギー産業課	<ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー政策の総合調整に関すること。 イ. 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。
企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ア. 企業誘致に関すること。 イ. 工業団地、工業用水道等の産業基盤設備に関すること。
産業人材課	<ul style="list-style-type: none"> ア. 産業人材の確保及び育成に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 イ. 地域雇用開発の促進に関すること。 ウ. 若年者、女性及び高年齢者の就業対策の推進に関すること。 エ. 労働相談に関すること。 オ. 労働組合に関すること。 カ. 労働者福祉の向上に関すること。 キ. 職業能力の開発の推進に関すること。 ク. 労働委員会に関すること。
流通・貿易課	<ul style="list-style-type: none"> ア. 県産品の流通に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 イ. 総合マーケティングに関すること。 ウ. 卸売市場に関すること。 エ. 米穀等の適正流通に関すること。 オ. 農産物検査の監視業務に関すること。 カ. 国際経済に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 キ. 地場産業の振興に関すること。 ク. 伝統的工芸品に関すること。

2. 主要な事務手続

(1) 支出負担行為（佐賀県財務規則第5章及び別表第1）

区分		支出負担行為関係	支出命令関係	
		支出負担行為に必要な書類	記入事項	
12. 委託料	法令の規定に基づくもの		支出整理票	目的、数量、単価及び金額
	総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの		支出整理票	(1) 目的、数量及び金額 (2) 検査済み日付印の押印
	建設工事に係る調査測量設計費に係るもの	前金払に係るもの	契約書、請求書又は見積書	前金払請求書
		部分払に係るもの	契約書、請求書又は見積書	部分払請求書
		成工払に係るもの	契約書、請求書又は見積書	請負請求書
上記以外のもの		契約書、請求書又は見積書	(1) 目的、数量及び金額 (2) 検査済み日付印の押印	
18. 負担金、補助及び交付金	負担金	法令の規定に基づくもの	交付明細書又は請求書	請求書 支払額調書
		上記以外のもの	請求書（契約書）	請求書
	交付金		交付申請書又は交付明細書	請求書 支払額調書
	補助金	建設事業に係る補助金	交付申請書又は交付明細書	目的、交付決定番号、交付決定年月日及び金額
		上記以外の補助金	交付申請書又は交付明細書	目的、交付決定番号、交付決定年月日及び金額

(2) 補助金等に関する流れ (佐賀県補助金等交付規則)



(3) 委託契約の締結方法

地方自治法第234条に基づくと、地方自治体が第三者と契約する方法は以下の4つである。





契約の方法	内容																													
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引し、入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みに係る者のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を原則として落札者とし、その者と契約を締結する方法をいう（地方自治法第234条）。																													
指名競争入札	地方公共団体の長が資力、信用その他について適切と認める一定数の者を通知によって指名し、指名された者をして入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みに係る者のうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を原則として落札者とし、その者と契約を締結する方法をいう（地方自治法第234条）。																													
随意契約	<p>地方公共団体が競争の方法によることなく、任意に特定の者を選定し、その者と売買、賃借、請負その他の契約を締結することをいう（地方自治法第234条第1項、第2項、地方自治法施行令第167条の2）。随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の特例である。</p> <p>特例であるため、随意契約によることができる場合は、以下の9つの要件に該当する場合に限ることとされている。</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が自治令別表5の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき</p> <p style="text-align: right;">地方自治法施行令 別表5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事又は製造の請負</td> <td>都道府県及び指定都市</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>市町村（指定都市を除く。）</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財産の買入れ</td> <td>都道府県及び指定都市</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>市町村（指定都市を除く。）</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物件の借入れ</td> <td>都道府県及び指定都市</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>市町村（指定都市を除く。）</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財産の売払い</td> <td>都道府県及び指定都市</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>市町村（指定都市を除く。）</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>物件の貸付け</td> <td></td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外のもの</td> <td>都道府県及び指定都市</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>市町村（指定都市を除く。）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> <p>(3) 障害者支援施設等において製作された物品を買入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等をするとき</p> <p>(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>		工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円	市町村（指定都市を除く。）	130万円	財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円	市町村（指定都市を除く。）	80万円	物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円	市町村（指定都市を除く。）	40万円	財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円	市町村（指定都市を除く。）	30万円	物件の貸付け		30万円	上記以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円	市町村（指定都市を除く。）	50万円
工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円																												
	市町村（指定都市を除く。）	130万円																												
財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円																												
	市町村（指定都市を除く。）	80万円																												
物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円																												
	市町村（指定都市を除く。）	40万円																												
財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円																												
	市町村（指定都市を除く。）	30万円																												
物件の貸付け		30万円																												
上記以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円																												
	市町村（指定都市を除く。）	50万円																												




	(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき (9) 落札者が契約をしないとき
せり売り	買受者が口頭をもって価格の競争をする契約の方式をいう（地方自治法第234条第1項）

※定義は「新 自治用語辞典 改訂版」（ぎょうせい）を参考にした。

3. 「佐賀県総合計画 2019」と産業振興施策

佐賀県は令和元年7月に「佐賀県総合計画 2019 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」を策定した。この計画は、佐賀県の目指す将来の姿を見据え、その実現に必要な4年間の方針を明らかにするものである。具体的な政策の柱及び「持続可能な開発目標（SDGs=Sustainable Development Goals）」との関連は以下である。このうち、今回監査対象とした産業労働部は主に「4 豊かさ好循環の産業 さが」を担っている。

政策の柱	10年後の佐賀県の目指す将来像	関連するSDGsの目標
1 安全・安心のくらし さが	県民の命や豊かな暮らしの礎である「山」を守るなど、自然災害等を未然に防止する対策が進むとともに、県民全体で事故や犯罪等の防止に取り組んでいる。また、それらが発生した場合でも、人と人との強い結びつきを背景に、全国一位の高い組織率を誇る消防団活動や、迅速かつ的確に対応できる体制の整備と普段の見直し等により、被害の拡大を防止する対策が進んでいることにより県民が安心して暮らしていること。	
2 楽しい子育て・あふれる人財 さが	田園地域の価値や文化的な価値などの“佐賀らしい”価値を活かし、子育てし大県”さが“プロジェクトの取組が進み、子育て世代の移住者が増加するとともに、安心して子どもを産み、楽しく育てることができている。また、県民の多様な個性・能力が培われるとともに、佐賀への誇りを胸に、佐賀や世界で活躍する「志」を持った骨太な子どもが育っていること。	
3 人・社会・自然が結び合う生活 さが	年齢、性別、障害のあるなし等に関わらず誰もが、社会で活躍し、住み慣れた地域の中で多様な人々の想いに寄り添いながら、思いやりをもって行動している。また、森・川・海とつながる豊かな自然環境の中で、いきいきと暮らしている。さらに、若い頃からの予防対策も含め、がん等の疾病予防が進み、県民が健康的に暮らしていること。	
4 豊かさ好循環の産業 さが	起業・創業や企業立地、イノベーションによる産業の創出が進み、佐賀で働き、佐賀で活躍することができている。また、幕末	

	<p>維新期の日本をけん引してきた歴史を持つものづくり産業をはじめとする地域の産業が持続的に発展し、佐賀段階などで全国的に名を馳せた農林水産業が活性化するとともに、佐賀牛や有田焼などを佐賀の誇るべき県産品の販路が国内外に拡大していること。</p>	
5 文化・スポーツ・観光の交流拠点が	<p>佐賀の「和」の文化、歴史、伝統などの魅力が世界に発信され、東アジアや福岡都市圏に近いという地理的特性を活かし、国内外からの交流人口が増えるとともに、訪れる方が心地よく感じるまちづくり・地域づくりが浸透している。また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる「交流」の拠点となっていること。</p>	
6 自発の地域づくりが	<p>快適なまちづくりが進むとともに、「山」が大切にされ、中山間地域や過疎地域、離島等にも元気があふれている。また、地域間や国内外との人・物・情報の交流が盛んになるとともに、元来の地域力を生かし、誰もが様々な形で参加しながら自発的な地域づくりが進んでいること。</p>	

(参考)

< 17 の「持続可能な開発目標」 >

目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
目標 10	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するために緊急対策を講じる

目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センターHP

「4 豊かさ好循環の産業 さが」の施策分野及び施策名は以下の通りである。

政策の柱	施策分野	施策名
4 豊かさ好循環の産業さが	(1) 雇用・労働	① 佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備
	(2) 農業	① 稼げる農業の確立
		② 活力ある農村の実現
	(3) 林業	① 魅力ある林業と活力ある木材産業の展開
	(4) 水産業	① 玄海・有明海における活力ある水産業の展開
	(5) 企業立地・商業工業	① 企業誘致の推進
		② テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進
		③ ものづくり産業の振興
		④ 中小企業の持続的発展に向けた支援
		⑤ 地域資源を活用した産業の振興
(6) エネルギー	① 再生可能エネルギー等先進県の実現	
(7) 流通	① 佐賀県産品の国内外での販売促進	
(8) 情報発信	① 地域資源の魅力創出・発信	

第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 一般的な監査意見（総括）

今回の包括外部監査の手続きを実施した結果、法令等に準拠して適切に運用されている事業、事業目的に沿って運用し成果が出ている事業も多くあった。

一方で、成果に疑問がある事業、不適切な運用がされている事業、規則等の整備がされておらず主観や恣意性が介入するリスクがある事業等、早急に改善が求められる事業も散見された。

今回の包括外部監査での結果及び意見を踏まえ、より客観的かつ適切な事業の運用や、定期的な PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルの循環により、コストに見合う成果が出ている事業はより強く、コストに見合う成果が出ていない事業は改善案だけではなく縮小や撤退も検討することで、より一層佐賀県の産業振興や雇用の創出を図り、県民に寄与していくことに期待したい。

【1】成果指標の設定について

佐賀県が行う事業について、毎年度事業の成果を測定し、PDCA サイクルを回してより効果的・効率的・経済的に行うために、事業目的に沿った適切な成果指標の設定は極めて重要である。勿論、成果指標の設定自体が困難、もしくは適さない事業もあるため、そのような場合は必要ないが、成果指標の設定が可能であり、適する事業については必要不可欠である。

仮に成果指標の設定をしていない場合、コストに見合った成果があったのか、見直すべき事項がないかの判断が困難であり、また、目標値がないため目標意識を持った施策の創出が相対的に生まれにくくなる可能性がある。

今回監査対象となった事業については、以下の事項が発見された。

- ① 事業目的を直接測定できる項目が成果指標として設定されていない。
- ② 設定されている成果指標が、難易度や性質が異なる複数の項目を測定した数値を単純合算したものとなっているため、どの項目の効果が十分で、どの項目の効果が不十分か検証できていない。
- ③ 効果の把握が困難として効果の把握を積極的に行っていない。

事業目的を直接測定できる項目があるにも関わらず成果指標として設定されていないと、事業成果を客観的に測定できなくなってしまう。PDCA サイクルをうまく循環させるためにも成果指標に反映させることが求められる。

また、難易度や性質が異なる複数の項目を測定した数値を単純合算したものを成果指標とした場合、その単純合算した数値が意味するものが曖昧となり PDCA サイクルをうまく循環させることが困難になる。よって、異なる性質の項目の測定値を合算した数値を成果指標とすべきではなく、性質毎に区分して成果指標を設定することが求められる。

さらに、委託費や補助金等は限りある財源から支出するため、その効果の検証は非常に重要である。効果の把握が困難として成果指標の設定を放棄するのではなく、地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」生むことを常に強く意識し、

効果の検証が可能な成果指標の設定を工夫していただきたい。

【2】成果指標の測定値（実績）の真実性の検証・確認について

先述の通り、成果指標は事業にとって重要であり、その測定値に基づき効果を測り PDCA サイクルを循環させていくため、その測定値が真実であることが必要不可欠である。仮に測定値が真実でない場合には PDCA サイクルも誤った方向に進んでしまうリスクを孕んでいる。

今回監査対象となった事業において、成果指標の測定値に真実でない不適切な数値が含まれていた。成果指標として取り扱うためには、佐賀県として責任を持って成果指標の数値の真実性を検証及び確認し、真実であることを担保することが強く求められる。

【3】効果と経費の差の最大化について

地方自治法第2条第14項において「最少の経費で最大の効果を」求められているため、単に成果が出ているだけでは不十分であり、コストに見合う相当の成果であることが求められる。経費の最少化のみでも効果の最大化のみでもない。「最少の経費」かつ「最大の効果」を求めることで結果として「効果と経費の差の最大化」となる（当然ながら経費は金額で測定されるが効果は金額以外の尺度（事業数、雇用者数等）で測定される場合は単純に差額が算出できるわけではない。ゆえに、“差”と表現する。）。複数選択肢がある場合には「効果と経費の差の最大化」になる選択が必要であり、また、一度決定した選択においても常にその中で「効果と経費の差の最大化」に努める必要がある。今回の監査対象となった事業において、一定の効果はあるが費用に見合った効果の確認が困難な事業が見受けられた。

今後は成果指標と照らし、「効果と経費の差の最大化」の観点から事業の見直しを行っていただきたい。

【4】随意契約の締結の理由について（事前承認）

地方自治体が第三者と契約をする際は受注機会の公平性、競争性、手続きの透明性の観点から一般競争入札を原則としている（地方自治法第234条第1項及び第2項）が、「地方自治法施行令」第167条の2及び「佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領」第101条関係第1項において限定列挙している事由に該当する場合に限り例外として随意契約を契約「できる」としている。

随意契約によることができるのは、以下の9つの要件いずれかに該当する場合に限られる。

- ① 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が自治法令別表第5の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

- ③ 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等をするとき
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約等をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

今回、産業労働部の監査対象となった事業において随意契約が締結されたものは、上記①及び②を根拠としたものであった。

ここで、①は金額的重要性の観点から手続きの簡略化や迅速化を図る趣旨であり、契約金額から客観的に判断することが可能である（ただし、実態は1つの契約を意図的に複数に分割した場合には注意を要する。分割した個々の契約が金額的基準から随意契約の適用が可能であっても、実態として1つの契約であれば合計金額で判断すべきである。）。

一方、②は「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを条件としており、委託契約の質や内容をより適切なものに決定するという趣旨である。よって、金額的基準とは異なり、主観や恣意性が介入する余地が生じてくる。ゆえに、この場合には「その性質又は目的が競争入札に適さない」理由を可能な限り客観的かつ明瞭に記載して事前承認を得ることが必要である。

監査対象となった事業について、事前承認について、「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことの根拠条文（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の記載があるのみで、「その性質又は目的が競争入札に適さない」理由の記載がない事業があった。

随意契約は手続きの簡略化、迅速化、適切化とメリットはあるが、一方、受注機会の公平性、競争性、手続きの透明性が損なわれるというデメリットもあるため、「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを理由に随意契約を締結する場合、その理由を客観的かつ明瞭に記載して主観や恣意性を排除することが求められる。

なお、金額的基準から随意契約を締結する場合であっても、随意契約の選択はあくまでも「できる」規定であり、原則としては一般競争入札であることをご留意いただきたい。

【5】実績報告書について

補助金事業や委託事業における実績報告書は、その事業の効果測定のために非常に重要である。また、委託事業の場合は、仕様書に示した事項が適切に実行されたことを確認するためにも必要である。そのため、各事業者に対して実績報告書の提出を義務づける補助金交付要綱及び委託契約の仕様書を佐賀県が整備し、運用している。

今回監査対象となった補助事業で、その事業の性質上、単年度で実行完了するものでは

なく複数年を要するのにも関わらず、実績報告書の提出が補助金交付年度のみしか求められていなかった。成果の測定や今後の事業に活かすためにも実行完了に複数年を要する事業については、補助金交付翌年度以降も事業者と継続的にコンタクトがある支援機関（商工会等）を通じて進捗状況報告を受ける方法も検討してみてもどうか。

また、委託事業で事業者から提出され佐賀県が確認済の実績報告書を閲覧すると、委託契約の仕様書で必須項目として記載されている事項が実際に実施されたのか明確に記載がされていないものがあった。今後は佐賀県として事業者から実績報告書の提出を受け確認する際には、仕様書の必須項目の実施について明記されているかを確認し、その記載が客観的に不十分と判断された場合は追記や修正を依頼する等の対応をする必要があると思われる。

【6】佐賀県補助金等交付規則に準拠していない一連の手続きについて

佐賀県補助金等交付規則は同規則第1条（趣旨）で謳われている通り、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るために基本的事項を定めている。

ここで、佐賀県補助金等交付規則は第2条において、同規則の適用対象となる「補助金等」について、以下に掲げるものとしている。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 負担金及び交付金であって知事が別に定めるもの
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が別に定めるもの

また、佐賀県補助金等交付規則を補足するものとして「平成31年1月30日財第1517号」（以下、「通知」という。）がある。この通知において、佐賀県補助金等交付規則の適用を受ける補助金等とは「県が相当の反対給付を受けないもの」と説明している。

今回監査対象となった事業において、佐賀県が負担金を拠出し、その負担金の内容が実質的に運営費補助であり、「県が相当の反対給付を受けないもの」であるにも関わらず、佐賀県補助金等交付規則に準拠した手続きが行われていないことが発見された。

佐賀県補助金等交付規則の適用対象になるにも関わらず、同規則に準拠した運用がされないと、同規則の趣旨である補助金等に係る予算の執行の適正化を図れないリスクが生じることとなる。よって、早急に同規則に準拠した運用をすべきである。

【7】負担金の繰越金の取り扱いについて

佐賀県が協議会等の団体に負担金として支給する事業は、基本的に毎年同額の負担金を支給している。そして、負担金を受ける協議会等においては、収入と支出の差額は繰越金として翌年度に繰り越す。この繰越金の金額が毎年増加し、令和元年度においては佐賀県が負担している負担金の金額に対し5割を超えて残っている事業もあった。現状では、繰越金の金額は考慮せず毎年同額を負担金として支出している。

負担金は限られた財源の中から支出するものであるため、事業の遂行に必要な金額を支

出しなければならない。ゆえに、毎年同額を単に負担するのは適切ではなく、翌事業年度の事業計画に基づきどの程度の費用を見込んでいるのかと繰越金の金額とを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要か、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し意思決定することが必要である。

【8】 予定価格の積算方法について

支出の原因となる予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額として性格を持つため非常に重要である。佐賀県は佐賀県財務規則第 105 条第 2 項において、「契約の目的となる給付に係る物品及び役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、その総額を適正に算定しなければならない。」としている。

予定価格の事前公表はかつて行われていなかったが、近年行われるようになり、情報公開に資することやその価格を探るような不正行為の防止といったメリットとともに、積算能力が不十分な事業者でも事前に公表されたその価格を参考にして受注し得るようになるといったデメリットも指摘されている。特にその事前公表については、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどの弊害が生じるといわれている。

今回監査対象となった産業労働部は基本的に予定価格の事前公表は行われていない。しかし、予定価格の積算にあたり委託内容に専門性があるため佐賀県での積算が困難という理由により前年度（平成 30 年度）委託業者 1 社に見積書の提出を依頼し、それを予定価格とした事業があった。そして、令和元年度に決定した委託業者は結果として当該見積書提出者となり、予定価格を公表していないにも関わらず落札率（＝契約額÷予定価格）が 100%となった。

適正な予定価格の設定の為にも県が独自に予定価格を積算することが望ましいが、何らかの理由により不可能な場合は、1 事業者だけではなく複数の事業者に見積もりを依頼することや、前年度実績額に状況の変化を考慮し調整する等の対応が望ましい。

【9】 補助金交付要綱における消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定の整備について

佐賀県から事業者に対して補助金を交付する際、基本的には補助事業にかかる経費について消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含んだ金額で交付する。

ここで、消費税等の仕組みは、事業者が預かった消費税等と支払った消費税等の差額を納付するというものである。

事業者からすると、補助金は消費税法上不課税取引に該当するため、受領した補助金については消費税等を預かっていないことになる。一方、補助事業にかかる経費については仕入税額控除を行うことが可能であり、消費税等の確定申告の際に控除対象仕入税額に算入した場合には消費税等相当額の還付を受けることができる。つまり、国及び佐賀県は補助金を交付したうえで消費税等まで還付することになり、消費税等の分が重複してしまう。

そこで、事業者が仕入税額控除を受けた場合には、佐賀県に対して報告を行い、仕入税額控除を受けた消費税等を返還する手続きを明らかにする交付要綱の整備及び運用が必要である。

今回監査対象とした事業については、補助金の交付要綱において消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定が整備されていない事業が発見された。当該事業では消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還の運用は行われているため結果として消費税等相当分の重複は生じていないが、適切な運用とは適切な整備を前提としているものであるため、佐賀県として交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定のない事業については早急に整備を行うべきである。

【10】補助金交付額に対する消費税等の取り扱いの整合性について

上記【9】で述べた通り、補助金を消費税込で受領した事業者が、消費税等の確定申告時に補助事業にかかる経費について控除対象仕入税額に算入した場合には、国及び佐賀県は補助金を交付したうえに消費税等まで還付することになる。そこで、事業者は佐賀県に対して報告を行い返還する手続きが必要である。

このような手続きの煩雑さを回避するためか、今回監査対象とした事業には補助金が税抜金額で交付されている事業があった。

確かに事務手続きの簡便性を重視するのであれば税抜金額で交付するべきだが、一方で公平性という観点はより重要である。補助金を受領する事業者には、消費税の課税事業者ではない事業者、もしくは100%の仕入税額控除を受けていない事業者も存在し、その事業者が最初から消費税等相当分まで補助を受けることができないと、同様の補助対象となる事業を行っても、課税売上割合等によってその事業者の実負担額が異なり公平性が損なわれてしまう。

ゆえに事業者間の公平性という観点から、事業者の仕入税額控除の状況を考慮した運用を期待したい。

【11】補助事業等の周知について

佐賀県が行う補助事業は、県が費用の補助を行うことでその事項への取組を促進し、また、企業間格差の緩和を行うためにある。そして、その便益を受ける機会が事業者間で公平であることが大切である。

今回監査対象となった事業について、各事業者の機会は公平であるが、事業者からの申込みが少なく、その結果として補助事業対象者等に偏りがあり、また参加者が僅かな事業もあった。

ここで、各事業者の機会は公平であっても、そもそも補助事業等の周知が不足している場合は、実態として機会が公平であるとは言えない。ゆえに、事業者からの申込みや参加者が少ない事業については、周知の方法や効果についても検証していただきたい。

【12】代位弁済率推移及び損失補償金について

佐賀県が行っている事業で、佐賀県信用保証協会による中小企業者の金融機関からの資金借入についての債務保証を促進し、中小企業金融の円滑化を図るために、保証協会が受けた損失について、県と保証協会は損失補償契約書を締結し、県の予算の範囲内で損失補償金を交付することとなっている。

現在、新型コロナウイルス感染症等により、各企業者の経営環境、地域経済状況が急激に変化しており、企業者によっては不透明な経営環境が今後も継続する可能性がある。足元では新型コロナウイルス感染症対応資金等により、企業の倒産件数は前年度並みに推移しているようであるが、今後の状況は予測が困難である。

この事業の趣旨からすると、中小企業の金融円滑化を図るために、一定範囲内の代位弁済や損失補償金交付は想定しているものと考えられるが、今後は予想を上回る代位弁済等が発生する可能性もある。ゆえに、代位弁済等の事態に陥る前に、事業者の信用リスク管理、経営改善支援、代位弁済率推移管理等の重要性が従来以上に高まる。

よって、佐賀県、佐賀県保証協会、各金融機関の3者間で連携し、初期延滞先、新規事故報告先へのアプローチ、改善支援対応を早期のうちに実施し、また一方で、制度別・業種別・地域別・金融機関規模別に代位弁済率推移等のデータを整備し、県の想定する代位弁済率との乖離状況に注視しながら、県の損失補償金交付額が可能な限り抑えられるように管理を徹底していく必要がある。

2. 個別の監査結果及び監査意見の一覧

No	事業名	事業費 (千円)	結果	意見
I. 産業企画課				
1	トライアル発注事業費	9,262	0	0
2	さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）	15,236	0	1
3	やわらか Biz 創出事業費（地方創生交付金）	50,444		
4	デザイン思考普及推進事業費（地方創生交付金）	3,006	0	0
5	AI・IoT等活用推進事業費（推進交付金）	62,347	0	1
6	プロフェッショナル人材戦略拠点事業費（地方創生交付金）	29,624	0	1
7	コネクトさが推進事業費補助	9,134	0	0
8	創業等支援拠点活動促進事業費補助	21,059	0	1
9	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	103,380	0	1
II. 経営支援課				
1	佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金（新規出店者誘致事業）	4,488	0	2
2	小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）	1,006,610	0	3
3	中小企業事業承継円滑化支援事業費	38,873	0	3
4	中小企業者等被害対策事業費	76,124	0	0
5	さが土産品開発支援推進事業費	23,419	0	3
6	中小企業連携組織対策事業費補助（人件費及び事業費）	95,931	0	1
7	事業継続計画（BCP）策定支援事業費	7,599	0	1
8	中小企業事業資金貸付金（新規貸付分）	7,673,000	0	1
9	佐賀県信用保証料補給費補助金	174,956	0	2
10	設備投資支援資金（アタック）	13,347	0	0
11	高度化資金貸付金	29,081	0	2
12	小規模企業者等設備導入資金貸付金（平成17年度～）	17,813	0	1
13	小規模企業者等設備導入支援資金（平成27年度～）	9,282	0	1
III. ものづくり産業課				
1	さが機能性・健康食品開発拠点事業費補助	36,922	0	0
2	シンクロトロン光応用研究施設整備費	40,561	0	0
3	シンクロトロン光応用研究施設整備費（指定管理）	34,340	0	0
4	九州シンクロトロン光研究センター頭脳拠点形成事業費	927	0	0
5	九州シンクロトロン光研究センター産業利用コーディネート事業費	10,228	0	1
6	コスメティック構想推進事業費	69,875	3	3
7	ファクトリーブランディング事業費（地方創生推進交付金）	12,462	0	0
8	リーディング企業創出支援事業費	15,638	0	0

9	さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費（地方創生推進交付金）	49,283	0	0
10	ものづくり競技会技術力向上事業費（地方創生推進交付金）	8,085	0	0
11	ものづくりの祭典開催費（地方創生推進交付金）	27,574	1	1
12	現場力向上支援事業費	20,917	0	2
13	さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費	7,328	0	0
14	商工業対策推進活動事業費（地方創生推進交付金）	7,819	1	0
15	さがものづくり道場運営事業費（溶接）（地方創生推進交付金）	7,076	1	0
16	さがものづくり道場運営事業費（機械加工）（地方創生推進交付金）	1,794	0	0
IV. 新エネルギー産業課				
1	SAGA エネルギー基盤再構事業費	14,776	0	0
2	SAGA 再エネ先進県イノベーション共創事業費	4,954	0	0
3	SAGA 洋上発電推進事業費	30,072	0	0
4	再生可能エネルギー等導入研究事業費（投資的経費）	8,800	0	0
5	電気自動車等普及促進事業費	3,661	0	0
6	電気自動車用急速充電設備撤去費（投資）	5,474	0	0
7	吉野ヶ里メガソーラー設置事業費	24,369	0	1
V. 企業立地課				
1	リース方式による事業所用ビル整備費	117,256	0	0
2	誘致活動費	24,200	0	0
3	企業立地対策事業費	29,281	0	0
4	誘致活動費（電源）	41,890	0	0
5	産業人材 UJI ターン促進事業費	10,479	0	1
6	企業立地補助金	556,743	0	0
7	佐賀県産業関連施設整備事業費補助金	76,275	0	0
8	伊万里市工業用水道整備事業費補助金	333,547	0	0
9	さが創生企業誘致環境整備事業費（工業団地）	175	0	0
10	さが創生企業誘致環境整備事業費（オフィススペース（空床補償））	11,064	0	0
11	県営産業用地維持管理費	4,350	0	0
12	県営産業用地造成事業費	23,363	0	0
13	維持管理費	5,023	0	1
14	団地改修費	368		
15	維持管理費（投資経費）	2,871		
VI. 産業人材課				
1	認定職業訓練校運営補助	26,670	0	1

2	ワーク・ライフ・バランス推進事業費（地方創生推進交付金）	21,652	0	1
3	「働きたいけん」(体験) 応援事業費（地方創生推進交付金）	20,409	0	0
4	佐賀県子育て世代就活サポート事業費（地方創生推進交付金）	6,832	0	0
5	認定職業訓練校施設整備費補助	6,299	0	1
6	仕事と子育ての両立支援推進事業費（地方創生推進交付金）	3,700	0	2
7	若年者就職支援事業費（地方創生交付金）	64,332	2	2
8	勤労者福祉金融対策資金貸付金	55,000	0	1
9	Uターン就職促進事業費（地方創生交付金）	58,009	0	0
10	採用力向上支援事業費	29,860	0	0
11	高校生県内就職促進事業費（地方創生交付金）	22,120	0	0
12	産業人材ステーション事業費（地方創生交付金）	10,074	0	0
13	マッチング支援事業費	13,470	1	1
14	就労・再チャレンジサポート事業費	183,458	0	0
15	産業人材確保プロジェクト事業費	31,627	0	2
VII. 流通・貿易課				
1	ひろげよう“佐賀の味”推進事業費	15,184	0	1
2	最高の朝ごはん推進事業費	10,110	0	2
3	県産農産物新ブランド戦略推進事業費（地方創生交付金）	22,509	0	1
4	佐賀産米マーケット確立・米消費拡大推進事業費	8,083	0	0
5	玄海水産物販売力強化支援事業費	15,122	0	0
6	佐賀のりイメージアップ総合戦略事業費	5,000	0	1
7	中小企業海外展開チャレンジ促進事業費	12,410	0	0
8	中小企業海外展開ステップアップ支援事業費	17,979	0	2
9	さが伝統産業等創造支援事業費	25,478	0	1
10	産地再生プロモーション事業費	8,740	0	1
11	県産品 PR・販売促進事業費	10,391	0	0
12	県産品販売支援事業費	80,454	0	1
13	県産品販売支援事業費（特定経費）	135,055	0	0
14	県産品販売支援事業費（地方創生推進交付金）	60,033	0	2
15	県産品販売支援事業費(特定政策推進費)(地方創生交付金)	9,191	0	0
監査対象事業 合計		12,143,086	9	58
令和元年度産業労働部決算額 合計（外部機関は除く）		33,663,713	—	—
Coverage		36.1%	—	—

3. 各論

I. 産業企画課

1. トライアル発注事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>県内中小企業が開発した製品等について、県の機関が試験的な発注実績をすることで、販路開拓の支援を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 県内中小企業からの製品等の公募と、その審査・選考及び使用希望箇所との調整・購入予算の再配当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる製品等 ①県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。ただし、災害対策に資さない食品及び飲料は除く。 ②県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。 ③市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。新規性、独創性が認められること。優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源など県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。 ・選定品数（実績） 一般枠：6品目 テクノロジー枠：0品目 （応募件数 一般枠：9件 テクノロジー枠：1件） ・採択製品数（実績） 6品目（購入費 5,912,380円） <p>(2) 東京に拠点を置くNPO法人に委託し、トライアル発注や経営革新計画承認企業等の新製品の販路開拓を図るため、大手企業等との首都圏商談会及び個別商談などのマッチングを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象企業 5社 ・取引先候補として招致・斡旋等した企業 21社 ・商談等の成立、継続件数 約20件（委託期間終了時点） 					
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画2019との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進</p>				
事業期間	平成15年度～				
事業費推移	(単位：千円)				

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	6,326	8,988	9,321
	決算	5,847	7,988	9,262
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	－	9,262	－	9,262
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	工事請負費	トライアル発注製品の購入等の経費		2,750
	備品購入費	トライアル発注製品の購入等の経費		2,668
	需用費	トライアル発注製品の購入等の経費		514
	委託料	販路開拓に係るハンズオン支援事業委託		2,969
	職員旅費	商談会開催に係る旅費等		298
	使用料	商談会開催に係る会場使用料		63
		合計		9,262

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

2. さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 昨今、充実してきた地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベーションスペース「さがラボ」として機能するよう、機会の提供と場や人材の育成・支援に取り組む。</p> <p><事業内容> ① ビジネスプランコンテスト「さがラボチャレンジカップ」の開催 ② スタートアップの発掘とハンズオンでの事業化支援を行うアクセラレーションプログラム「Startup Gateway SAGA」の展開 ③ 九州・山口各県と一体となった「九州山口ベンチャーマーケット」の開催</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間		平成 27 年度～令和 2 年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	4,858	4,625	15,724
	決算	4,641	4,004	15,236	
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		6,503	6,646	2,087	15,236
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		委託料	Startup Gateway SAGA の事業委託	9,120	
		補助金	さがラボチャレンジカップの開催及びふるさと納税起業家支援の補助	4,923	
		負担金	九州山口ベンチャーマーケット負担金	1,050	
		職員旅費	Startup Gateway SAGA 事業等の旅費	106	
		需用費	各事業に係る意見交換費	37	
		合計		15,236	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

「3. やわらか Biz 創出事業費」と共に「佐賀県創業・スタートアップスタジオ事業」として実施しているため、「3. やわらか Biz 創出事業費」にまとめて記載する。

3. やわらかBiz 創出事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> IT・クリエイティブ産業の飛躍を通じて若者・女性への魅力的で多様な就業機会創出を図る。</p> <p><事業内容> (1) 「5年で売上2億を目指す新たなITビジネス」を公募し、審査・選考のうえで支援する事業化実証補助 (2) 新ビジネスに取り組む県内起業家や企業等の資金調達支援のためのクラウドファンディングファンドレイザー協定 (3) 起業家等の事業プランの実現を資金調達面で支援する資金調達ピッチの開催</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間		平成 28 年度～令和 2 年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算（最終）	27,157	49,673	53,261
		決算	26,487	48,818	50,444
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		25,174	25,270	－	50,444
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		補助金	5年で売上2億を目指すITビジネスの競争型公募		41,370
		委託料	ビジネス化への資金調達イベント等開催		7,033
		負担金	クラウドファンディング連携協定負担金		1,732
		報償費	補助事業審査に係る謝金		185
		費用弁償	補助事業審査に係る交通費費用弁償		27
		職員旅費	企業ヒアリング等		22
		需用費	実証事業支援についての意見交換費		75
			合計	50,444	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記2事業（「2. さがラボ構想推進事業費」、「3. やわらか Biz 創出事業費」）の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 事業に対する成果指標の追加について（意見）

<現状>

「佐賀県創業・スタートアップスタジオ事業」の成果指標及び実績は以下のとおりである。

指標区分	指標名	単位	R1	R2	R3	R4
施策指標	九州や全国など県外における県内企業のアワード受賞件数	件	受賞件数の増加を目指す			
成果指標	新たなビジネスに対する IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数（累計）	目標	34	50	70	100
		実績	31	—	—	—

上表の通り、成果指標として設定している「新たなビジネスに対する IT・クリエイティブ関係の人材・企業により資金調達成功件数（累計）」の目標値は 34 件に対し実績は 31 件と 9 割程度達成している。

<意見>

当事業としては先述の通り、一定の効果が確認できた。

「さがラボ構想推進事業費（地方創生交付金）」及び「やわらか Biz 創出事業費（地方創生交付金）」の事業目的からすると、現在設定している成果指標以外にも、同事業がサポートし起業した事業が継続している数もひとつの指標にしてみてもどうか。事業が継続しているということは多様な就業機会の創出が継続していることにも繋がり、また、多様な企業が継続し、累積していくことで、県全体が一つのインキュベーションスペース「さがラボ」として有機的に機能することにも繋がるのではないかと。

今後当事業により、佐賀県から優良なスタートアップ企業が数多く生まれ、大きく成長していくことを期待したい。

4. デザイン思考普及推進事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> デザイン思考の手法を活用した製品・サービスの開発や事業デザインなどを通じ、県内企業の新たな価値創出を促す。</p> <p><事業内容> (1) デザイン思考に関するセミナーの開催 (2) デザイン思考を用いた県内企業等を対象とする連続ワークショップの開催</p> <p>【実績】 (1) デザイン思考ワークショップ（入門編）の開催 令和元年 9 月 3 日 デザイン思考の基本的な考え方と手法を取得するワークショップを開催（20 名参加）。 (2) デザイン思考ワークショップ（中級編）の開催 令和元年 10 月 11 月に全 3 回 デザイン思考の「共感→問題定義→創造→プロトタイプ→テスト→リ・デザイン」のプロセスを実践的に習得するワークショップを開催（14 名参加）。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間	平成 27 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	3,698	3,514	3,075
	決算	3,631	3,501	3,006
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	1,500	1,506	—	3,006
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	セミナー及びワークショップ 事業委託		3,000
	職員旅費	本事業に係る旅費		6
	合計		3,006	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. AI・IoT等活用推進事業費（推進交付金）

（1）事業の概要

事業目的及び事業内容

<事業目的>

AI・IoT等活用推進事業において、佐賀県産業スマート化センター（以下、「センター」という。）を設置し（平成30年10月に開設）、県内企業におけるAIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことで、企業の生産性向上や新たなビジネスの創出を図ることを目的としている。

<事業内容>

（1）センターの運営

（センターの運営企画及び管理業務）

ソフトウェアやデバイス（国内外の産業向けIT/IoTソリューション）などを体験できる場を設けるとともに、センター利用企業に対して各種センサーを貸出す等、利用者が自社の事業活動への利活用の可能性を探索することができる機会やサービスを企画・提供するとともに、適切な運営体制を構築し、運営・管理業務を行っている。

また、センター内にAIやIoTといった先進技術に係る相談窓口を設置し、これらの普及・導入に向けた活動を行っている。具体的には、佐賀県工業技術センターや公益財団法人佐賀県地域産業支援センターと連携するとともに、実際にソリューションを提供するIT企業等とのマッチングや、必要に応じて国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立大学法人佐賀大学など関係する公的機関の紹介、IoT推進ラボ、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行うメンター派遣事業の活用も行っている。

さらに、利用企業とのマッチングなどを念頭に、県内・外のソリューションベンダー等を「サポーターカンパニー」として登録し、センター運営への支援・協力を得るとともに、県内各地の官民の既存施設の協力を得て「サテライト拠点」を設け、効率的かつ効果的な施設運営を行っている。

（先進技術に関するセミナー・イベント・研修・展示会の開催）

AIやIoTといった先進技術の導入や新ビジネス創出につなげるため、意識改革や普及啓発を目的としたセミナー、スキル・ノウハウの習得を目的としたハンズオンも含めた人材育成研修、イベント、視察などを企画し、開催に必要な運営体制等を構築している。

（先進技術の活用事例の調査及び普及啓発）

AI・IoTといった先進技術の中小企業等における活用の実例を調査・集約し、活用方法や導入効果などについて報告書としてとりまとめている。

（サポーターカンパニー交流会の開催）

AIやIoTといった先進技術を活用した新たなビジネス創出に資するため、県内・外のサポーターカンパニーが交流する機会を設けている。

（2）佐賀県AI・IoT等技術活用可能性実証事業の実施

AIやIoTといった先進技術の導入及びこれを活用した新ビジネス創出に向けた実証事業を県主体で実施している。当年度は7件の実証事業が実施されている。

・センターの随意契約について

センターの運営については、県内企業へのAIやIoTといった先端技術を導入するための啓発セミナー等の活動や、技術導入のための企業内人材に向けた技術研修等に関するノウハウや知見を有する業務工程があるほか、県内に散見されるAIやIoTといった先端技術に関する資源（団体・企業、人材、ソリューション）をとりまとめ、県全体をセンターと見立てて、事業に取り組む必要があるため、適切な事業者を選定出来なければ、本事業の本来の目的を達成することが出来ない。このような理由から、金額による入札ではなく、運営等に関する企画提案及びそれらを実施できる体制を備えているか等を審査の上、事業者を選定する企画提案競技（プロポーザル方式）による随意契約としていることについては一定の合理性がある。随意契約の手続きも佐賀県財務規則等に準拠して適切に行われている。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間	平成 30 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	—	40,325	62,925
	決算	—	39,935	62,347
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	30,660	31,687	—	62,347
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	佐賀県産業スマート化センター運営委託、 佐賀県 AI・IoT 等技術活用可能性実証事業 (7 件)		61,000
	職員旅費	東京・関西のサポーターティングカンパニーとの打合せ、国内の展示会視察等		1,059
	食糧費	サポーターティングカンパニー交流会等		55
	需用費その他	資料購入等		233
	合計		62,347	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① センターの運営について（意見）

<現状>

センターは開設してまだ2年目であるが、開設からの累計利用者数はセミナー研修等の参加者3,117名（令和元年度単年実績1,629名）、センター利用者1,665名（令和元年度単年実績871名）、相談件数70件（令和元年度単年実績37件）と順調に推移している。成果指標である「新たなAI・IoTといった先進技術導入の取組件数」も令和元年度は目標値を上回っており一定の成果を上げている。

指標区分	指標名	単位	R1	R2	R3	R4
成果指標	新たなAI・IoTといった先進技術導入の取組件数	件	25件	40	50	70
			41件	—	—	—

※上段は目標値、下段は実績値。

また、AIやIoTといった先進技術の導入意向がある県内企業からの具体的な業務上の相談事項を、ITを通して解決できるかどうか、サポーターカンパニー（協力企業）への紹介を通じて出来るだけビジネスシーンに繋がることをイメージしてマッチング支援を行っているため、県内IT産業の成長や発展に寄与していると思われる。

現状では、センターでは両者を交渉の場につけるまでが役割であり、その後は当事者（センターを利用した当事者であるため、以下、「利用者」という。）同士で交渉を行う。センターはナレッジの蓄積のための情報収集に努めているが、現状はサポーターカンパニーのみアンケートを収集し、利用者からは収集していない状況である。

<意見>

アンケートの収集は、サポーターカンパニーだけでなく、利用者からも収集すべきであると考え。また、必要な情報が選択形式による設問で収集可能であれば、文章で自由に記載させる形式ではなく、選択形式にすることで回答者の負担が軽減され、回答率が改善される可能性がある。

当事業の目的は、県内企業におけるAIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことで企業の生産性向上やビジネス創出を図ることである。この

目的を達成するためには、センターが交渉の場まで繋いだ案件についてその後どのような契約に至ったのか、どのように解決していったのかの経過について当事者が回答できる範囲で情報を収集することは貴重なナレッジになる。

事業内容に記載のとおり、センターの業務内容の一つとして、AI・IoTといった先進技術の中小企業等における活用の実例を調査・集約し、活用方法や導入効果などについて報告書としてとりまとめることになっており、その事例情報の収集に当っては、単に調査活動に留まらず、そのことを通じて県内企業等への普及啓発にも資するよう努める必要があると考えられる。

このようにアンケート形式を工夫することでより情報収集が可能になり、蓄積されたナレッジを活用して県内企業が抱える事業や経営上の課題に対し、AI・IoTなどテクノロジーを使った解決をしていくことで、当事業の有効性・効率性は更に期待できると考える。

6. プロフェッショナル人材戦略拠点事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p>プロフェッショナル人材戦略マネージャーを設置し、民間人材ビジネス事業者や地域金融機関等と連携しつつ、地域企業の経営者に対し、新事業や新販路の開拓など、積極的な「攻めの経営」への転換を促し、民間人材マーケットにおいて必要なプロ人材ニーズと求職者をマッチングすることにより、企業の成長戦略の実現を図る。</p> <p>具体的には、(一社)佐賀県中小企業診断協会へ業務委託してプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、人材ニーズの発掘、求職者とのマッチング、セミナー等の開催を実施する。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		平成 27 年度～令和 4 年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	55,100	34,296	30,107
		決算	53,058	34,281	29,624
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		14,757	14,867	—	29,624
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		委託費	人件費、事業費(セミナー開催、旅費、管理費)	29,493	
		旅費	職員旅費	104	
		需要費	食糧費(九州協議会、全国協議会での懇親会)	27	
		合計	29,624		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 支援対象について（意見）

<現状>

当該事業は、民間人材マーケットにおいて必要なプロ人材ニーズと求職者をマッチングさせるべく、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置して、民間人材ビジネス事業者・地域金融機関・産業支援機関・商工団体等と求職者との連携・サポートをコーディネートする。プロフェッショナル人材戦略拠点は、(一社)佐賀県中小企業診断協会への委託により調達する。

マッチングの過去の実績は、平成28年から令和元年12月までの累計で116件と佐賀県の規模からすると決して少ない数字ではない（参考 福岡県：210件 長崎県：84件 熊本県：82件）。もっとも、成約した企業を確認すると佐賀県内の有力な地場企業が多い。プロ人材を必要とするのは、それなりの規模、技術力があり、相応の報酬を支払えるだけの財務力が求められるため、有力な地場企業がメインターゲットになるのは理解できる。しかし、そのような地場企業であれば自社とそれら民間人材ビジネス事業者等との民と民との関係で解決すべき事業とも考えられる。国・県が公としてプロフェッショナル人材戦略拠点を設置してまで支援するのであれば、支援すべき対象は将来性やアイデアはあるが財務力・技術力・信用力等がない起業後間もないスタートアップ企業ではないだろうか。

<意見>

佐賀県という地域の特性からすると有力な地場企業であってもプロ人材の採用は困難であろうことは理解に難くないが、国・県が公として佐賀県内でのプロ人材とのマッチングを推進するのであれば、より採用力に劣るスタートアップ企業・中小企業等への支援を行い佐賀県全体としての産業競争力の底上げに繋げるべきものとする。

当事業は、手を挙げた事業者は支援を受けることができるため機会は公平である。よって、なぜスタートアップ企業等から手が挙がらないかを検証し、周知が足りないのであれば広報を工夫し、条件面がスタートアップ企業等に適していないのであれば条件の見直しの必要性を検討する等を行うことで、より当事業を必要としている事業者に届くような創意工夫を期待する。

7. コネクトさが推進事業費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 佐賀県が日本で初めて招致に成功した国際イベント「Asia's 50 best restaurants 2020」の開催を通じた、佐賀県のプレゼンス向上及び県内地域資源の磨き上げによる新たな価値の創造すること。</p> <p><事業内容> 「Asia's 50 best restaurants 2020」（計画では国内外から800名のゲストが参加）のメイン会場となる武雄市文化会館の整備事業（当イベント受入のために不可欠な改修（トイレの洋式化等））を実施する武雄市に対し、改修費の一部を補助するもの。 トイレ改修には一定の工期と工事費が必要であり、大会に間に合わせるために早期の改修着手及び工事費の確保が必要であるところ、市のみでは工事費の単独負担が困難な状況であったため、県が改修費の一部を負担している。 なお、当イベントは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いオンラインでの開催となった。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ⑤地域資源を活用した産業の振興			
事業期間	令和元年度のみ			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	-	-	10,380
決算	-	-	9,134	
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	-	9,134	-	9,134
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	アジアベストレストラン 50 受入施設整備事業補助金		9,134
	合計			9,134

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

8. 創業等支援拠点活動促進事業費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>中小企業等の経営改善や技術の高度化、情報技術の導入等を支援するとともに、技術、人材、その他の本県に蓄積された産業資源を活用しつつ、地域における創業等新たな事業の創出を促進し、もって中小企業等の振興、及び活力ある経済社会の構築を目指すことを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <p>○ 地域産業支援センターにおける創業や新事業相談に対応可能な支援体制整備 マネージャー1名、ITコーディネーター1名、常勤嘱託職員1名の配置等を行い、以下の活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業が抱える課題（経営管理、原価管理、品質管理など）の解決のための企業訪問や研修会を通じた支援を実施 ・月次経営会議や品質会議の定着、組織・開発体制の見直しなどによる経営改善を図っている。 ・ITツールの導入紹介や県内IT企業とのマッチングを通じ、県内企業の経営革新、業務改善につなげている。 <p>○ 創業や経営課題を抱える企業等への専門家派遣 中小企業からの要請に応じ、民間等の専門家の派遣を行っている。 また、経営管理や品質管理、顧客目線での商品展示等のテーマに対し、中小企業診断士やインテリアコーディネーター等を派遣している。</p> <p>○ 新事業等に取り組む県内企業からなる「佐賀県ベンチャー交流ネットワーク」による各種事業の推進 起業家や経営革新を志す経営者等の会員を対象に研修会、交流会の開催。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間		平成 12 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	21,375	20,788	21,654
		決算	20,203	19,029	21,059
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	21,059	—	21,059
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額

	補助金	地域産業支援センターの創業相談等への補助	21,059
	合計		21,059

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 佐賀県地域産業支援対策事業について（意見）

<現状>

佐賀県地域産業支援対策事業（以下、「本事業」という。）は、もともと創業支援等の新規事業支援を目的に平成12年度より発足したものであり、専門家派遣数（実績）は以下の通りである。

年度	H12	H15	H18	H22	H24	H27	H30	R1
専門家派遣数（件）	415	836	300	87	77	45	45	71

本事業における支援体制整備事業や専門家派遣事業については、同じ産業労働部の事業であるテクノロジーに特化した「佐賀県産業スマート化センター」や、幅広い分野での専門家を配置し、事業者からの相談をワンストップで対応する「よろず支援拠点事業」でも県内中小企業の経営基盤の充実・強化や新規事業創出のための支援を行い、地域の創業、ベンチャー、経営革新等を促進する事業を行っていることもあり、事業内容が重複した結果、専門家派遣件数は、上表のとおり、ピーク時（平成15年度実績836件）に対し、令和元年度は71件に留まっており、年々減少傾向にある。

<意見>

先述の通り、当事業は「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と重複した部分があり、地方自治法第2条第15項の「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とする経済性、効率性の観点からは非効率な運営状況である。

そのため、今後は、「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と本事業との事業内容の棲み分けを徹底もしくは業務を集約化する等、より経済的かつ効率的に実施することを検討すべきであると考えます。

9. 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>県内中小企業の振興を図るため、県内の経済及び雇用を実質的に支えている中小企業に対し、新しい産業の創出や新分野進出に対する支援、また、経営革新や経営改善に関する支援を行うことを目的として設立された公益財団法人佐賀県地域産業支援センターの安定的運用を図るうえで補助金を交付したものの。</p> <p><事業内容></p> <p>財団の公益目的事業は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新しい産業の創出・新分野進出支援等による経営革新・経営改善に関する支援 ● 取引先拡大支援・人材育成支援及び情報提供による経営基盤の強化に関する支援 ● 県内中小企業従業員の福利厚生の実施を促進し、人材確保や定着化を図ることによる企業活力の維持・向上に関する支援 ● 地域産業の高度化・新産業の創出、科学技術の振興を図るために企業や大学等が行うシンクロトロン光（放射光）を利用した研究に関する支援 ● 農林水産物・加工食品等県産品の販売強化や販路開拓に関する支援 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(5) 企業立地・商工業			
		②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進			
事業期間		平成 9 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	95,210	93,865	103,380
		決算	95,210	93,865	103,380
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	103,380	—	103,380
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		人件費	職員人件費		92,574
		事務費	職員旅費、一般事務費、委託費等		10,806
				合計	103,380

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 佐賀県地域産業支援対策事業について（意見）

<現状>

佐賀県地域産業支援センター（以下、「本センター」という。）は、平成9年に発足後、その公益目的事業の多様化に伴い、本センター運営費が増大し、補助金額も年々増加傾向にある。

しかしながら、本センターの公益目的事業の「新しい産業の創出・新分野進出支援等」の一部については、同じ産業労働部の事業であるテクノロジーに特化した「佐賀県産業スマート化センター」や、幅広い分野での専門家を配置し、事業者からの相談をワンストップで対応する「よろず支援拠点事業」でも県内中小企業の経営基盤の充実・強化や新規事業創出のための支援を行い、地域の創業、ベンチャー、経営革新等を促進する事業を行っていることもあり、事業内容が重複していると言わざるを得ない。

<意見>

先述の通り、本センターにおける事業の一部は「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と重複した部分があり、地方自治法 第2条第15項の「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とする経済性、効率性の観点からは非効率な運営状況である。

そのため、今後は、「佐賀県産業スマート化センター」や「よろず支援拠点事業」と本センターとの事業内容の棲み分けを徹底もしくは業務を集約化する等、より経済的かつ効率的に実施することを検討すべきであると考えます。

II. 経営支援課

1. 佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金（新規出店者誘致事業）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>市町が計画的に商業機能の集積を図るエリア内に魅力ある店舗を誘致する事業(新規出店者誘致事業)に対し、市町(補助事業者)を通じて支援を行い、地域商業の振興を図る。</p> <p>なお、本誘致事業の他に、地域が一体となって個性を生かしたまち並み景観形成を行う事業、チャレンジショップ設置事業、コミュニティ施設等設置事業についても地域商業活性化支援補助対象事業として実施されている。</p> <p><事業内容></p> <p>○事業実施主体(事業者等グループ及び採択事業者)</p> <p>まちづくり団体、商店街組合、商工会議所・商工会、採択された事業者等</p> <p>○補助金交付先</p> <p>市町(補助事業者)→ 事業者等グループ及び採択事業者(間接補助事業者)</p> <p>○補助対象事業・補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が計画的に商業振興を図るエリア内の空き店舗・空き家に新規出店者を誘致する事業 補助対象経費は、改装費のみ(備品等の動産は含まない)。 補助率は、補助事業者が補助した経費又は補助事業者が実施した事業に要する経費の1/2以内とする。補助限度額は、1店舗につき500千円(別途、市町からの補助金500千円～1,000千円あり)であり、補助期間は初年度のみ。 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(5) 企業立地・商工業			
		④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間		平成 28 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	10,633	6,239	5,988
		決算	9,633	5,296	4,488
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	5,388	—	4,488
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		施設改修費	空き店舗改修に係る経費	4,488	

	合計	4,488
--	----	-------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 補助金交付申請書における消費税等の取扱いについて（意見）

<現状>

補助金交付要綱において、「間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した間接補助事業者は…仕入控除額が確定した場合には、…これを返還しなければならない。」と規定されている。

本事業では、例えば、佐賀市の事業は全て税抜額による申請であり、唐津市の事業は全て税込額による申請であった。

<意見>

佐賀市における当該状況は、県・市合算後の補助限度額を超える対象経費額であったケースや、限度額内としても事後の補助金返還手続きの煩雑さを回避することを意図した結果として生じた状況かもしれないが、特に対象経費額が補助限度額内であるケースについては、各市町または県は、各間接補助事業者に対して、消費税申告の状況を踏まえた申請をするように指導することが必要と考えられる。

② 完了検査における現地確認について（意見）

<現状>

交付規則において、「必要に応じて行う現地調査等により」と規定されていることから、市町への完了検査時に改装済みであることを確認後、現地確認が間接補助事業者の店休日や営業時間外になされているケースや、各市町へのヒアリングに基づき完了検査結果報告がなされているケースがあった。

<意見>

現地確認は、改装状況が確認出来る営業時間内における実施が望ましいため、県が直接的に現地確認をしない場合には、各市町から現地確認報告書等を入手し確認することが望ましいと考えられる。

2. 小規模事業経営支援事業費補助金（人件費及び事業費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>各商工会議所、各商工会及び佐賀県商工会連合会の行う経営改善普及事業の充実並びに商工会に対する佐賀県商工会連合会の指導の充実を図ることにより小規模事業者の振興に資する。</p> <p><事業内容></p> <p>○各商工会議所、各商工会及び佐賀県商工会連合会の行う経営改善普及事業等に対し、人件費及び事業費の補助を行う。</p> <p>○対象団体：県内 8 商工会議所、県内 17 商工会及び佐賀県商工会連合会</p> <p>○対象人件費(俸給、各種手当等)：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 補助対象職員の設置費：経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営指導員研修生、支援員(甲)及び支援員(乙)の設置費 <p>○対象事業費(旅費、謝金、備品費、消耗品費)：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 指導事業費：経営改善普及事業等を実施するために必要な旅費、事務費及び支援員(丙)の設置に要する経費▶ 資質向上対策事業：経営改善普及事業等の適正かつ効率的な実施を図るために必要な研修事業▶ 専門家派遣事業：商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善普及事業等の適正かつ効率的な実施を図るために必要な専門家派遣事業▶ 情報ネットワーク化推進事業：商工会連合会が行う商工会との間の情報ネットワークの運営事業▶ 事務局長設置事業：指導環境の整備を図るために必要な事務局長の設置事業▶ 若手後継者等育成事業：商工会議所及び商工会連合会が行う商工会及び商工会議所に設置されている青年部又は女性部の活動推進事業▶ 合併協議会開催事業：商工会及び商工会連合会が行う合併協議会の開催等に関する事業▶ 合併推進支援事業：合併した商工会が行う広域指導体制の整備等に関する事業▶ 事業承継支援員設置事業：商工会議所及び商工会連合会が行う事業承継支援員の設置事業▶ 被災事業者再建支援設置事業費 <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 人件費：対象経費の 10 分の 10 以内(福利厚生費は 2 分の 1 以内)▶ 事業費：対象経費の 10 分の 10 以内(専門家派遣事業費は、同一の派遣事業の 4 回目以降分については 3 分の 2 以内) <p>○団体別補助金交付額</p> <p>下表は、過去 3 年間の団体別補助金交付額である。商工会については、商工会連</p>

合会が補助対象職員を採用した上で各商工会に派遣しているために、原則的には、各商工会への人件費補助金は交付されていないが、一部の商工会は、団体間合併後の管轄エリアの広域性や飛び地発生状況等を踏まえ、職員を増強するために、その商工会が支援員(丙)を直接採用しており、当該部分に対して人件費補助金が交付されている。

(単位：千円)

団体名	人件費補助金			事業費補助金		
	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
佐賀県の各商工会議所 計	246,685	249,525	249,978	41,975	54,077	53,089
佐賀県の各商工会 計	2,215	2,215	2,215	40,164	34,186	33,773
佐賀県商工会連合会 計	586,740	586,180	595,589	67,117	81,378	71,969
合計	835,640	837,922	847,782	149,257	169,641	158,828

○補助対象職員数

下表は、過去3年間の補助対象職員数である。

団体	補助対象職員	H29年度	H30年度	R1年度
商工会議所	経営指導員	33	33	33
	支援員(甲)	16	16	16
	支援員(乙)	8	8	8
商工会	経営指導員	47	47	47
	支援員(甲)	27	26	27
	支援員(乙)	17	17	17
県商工会連合会	商工会指導員	6	6	6
	専門経営指導員	3	2	3
	経営指導員	3	4	3
	支援員(甲)	3	4	3
合計	商工会指導員	6	6	6
	専門経営指導員	3	2	3
	経営指導員	83	84	83
	支援員(甲)	46	46	46
	支援員(乙)	25	25	25
		163	163	163

○経営指導員等の配置基準

商工会及び商工会議所の経営指導員は、その地区内の小規模事業者数を下表「佐賀県 経営指導員配置基準」に適用して得られる定数の範囲内で配置することができる。

佐賀県 経営指導員配置基準 ※端数は切上げ

小規模事業者数	経営指導員の配置定数
～ 300	1
301 ～ 1,000	2
1,001 ～ 30,000	2 + (小規模事業者数 - 1,000) ÷ 1,000
30,001 ～ 40,000	31 + (小規模事業者数 - 30,000) ÷ 1,050
40,001 ～ 60,000	41 + (小規模事業者数 - 40,000) ÷ 1,150
60,001 ～ 80,000	59 + (小規模事業者数 - 60,000) ÷ 1,250
⋮	⋮

ただし、下記の3つの事由により、経営指導員が配置定数を超過することとなった

場合は、その超過数について経営指導員の退職等(商工会等間の人事交流及び他の補助対象職員等との人事異動を含む)があるまで配置を継続することができるものとされている。

- ・ 商工会等が合併した場合
- ・ 地区内の小規模事業者数が減少した場合
- ・ 地区の分離が行われたことにより商工会等が新たに設置された場合

なお、県知事が商工会等の地区の事情等を勘案し、特に必要と認めた場合は、定数に1を加えて配置することができるものとされている。

下表の通り、県内の多くの団体では、「地区内の小規模事業者数が減少した場合」に該当するものとして、定数超過の状態となっている。

○経営指導員等の配置状況

	小規模事業者数		配置定数	実際配置	超過数
	H30 年度	R1 年度	R1 年		
佐賀県の商工会議所 計	16,204	16,241	28 人	33 人	5 人
佐賀県の商工会 計	11,088	10,877	37 人	47 人	10 人
佐賀県商工会連合会	—	—	—	3 人	—
合計	27,292	27,118	65 人	83 人	15 人

○巡回指導及び窓口指導の状況

下表は、団体別の小規模事業者数、巡回指導件数、窓口指導件数である。また、巡回指導件数÷小規模事業者数、窓口指導件数÷小規模事業者数を算出したが、「○経営指導員等の配置基準」に記載の通り、定数超過団体(相対的に経営指導員が多い団体)がある等の要因により、団体間でバラツキがある状況となっている。

NO	団体名	小規模事業者数			巡回指導件数			窓口指導件数			巡回÷事業者数			窓口÷事業者数		
		H29年	H30年	R1年	H29年	H30年	R1年	H29年	H30年	R1年	H29	H30	R1	H29	H30	R1
1	佐賀商工会議所	6,007	5,976	5,997	1,881	2,126	2,395	2,455	2,333	2,706	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
2	唐津商工会議所	2,318	2,335	2,341	974	987	1,018	1,965	1,693	1,781	0.4	0.4	0.4	0.8	0.7	0.8
3	鳥栖商工会議所	1,785	1,785	1,785	944	1,588	1,031	1,953	4,675	2,687	0.5	0.9	0.6	1.1	2.6	1.5
4	伊万里商工会議所	1,884	1,884	1,884	1,124	1,171	1,071	590	622	541	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	0.3
5	武雄商工会議所	1,328	1,348	1,345	1,443	952	1,348	1,917	2,002	2,444	1.1	0.7	1.0	1.4	1.5	1.8
6	鹿島商工会議所	1,171	1,171	1,171	843	1,132	1,002	2,131	2,099	2,056	0.7	1.0	0.9	1.8	1.8	1.8
7	小城商工会議所	624	677	690	1,471	2,086	2,271	2,242	2,288	2,518	2.4	3.1	3.3	3.6	3.4	3.6
8	有田商工会議所	1,028	1,028	1,028	910	1,365	1,590	1,410	2,392	6,214	0.9	1.3	1.5	1.4	2.3	6.0
9	多久市商工会	692	664	660	1,374	1,081	1,081	1,375	1,046	941	2.0	1.6	1.6	2.0	1.6	1.4
10	佐賀市南商工会	1,027	1,051	1,039	4,025	2,753	1,946	1,263	1,149	587	3.9	2.6	1.9	1.2	1.1	0.6
11	佐賀市北商工会	773	780	771	2,446	3,471	2,117	3,882	1,894	1,731	3.2	4.5	2.7	5.0	2.4	2.2
12	神埼市商工会	1,038	1,023	1,012	3,096	2,995	2,898	780	1,070	953	3.0	2.9	2.9	0.8	1.0	0.9
13	吉野ヶ里町商工会	347	340	325	857	923	953	484	753	560	2.5	2.7	2.9	1.4	2.2	1.7
14	基山町商工会	416	419	389	1,064	1,486	1,316	953	542	727	2.6	3.5	3.4	2.3	1.3	1.9
15	みやき町商工会	696	693	636	2,340	2,113	1,651	899	919	915	3.4	3.0	2.6	1.3	1.3	1.4
16	上峰町商工会	149	143	155	347	452	352	116	301	290	2.3	3.2	2.3	0.8	2.1	1.9
17	小城市商工会	489	436	423	1,689	1,675	1,310	452	348	351	3.5	3.8	3.1	0.9	0.8	0.8
18	唐津東商工会	1,079	1,059	1,049	2,710	2,520	2,445	4,318	3,264	2,619	2.5	2.4	2.3	4.0	3.1	2.5
19	唐津上場商工会	1,011	1,014	1,018	3,253	4,230	4,116	1,966	2,361	2,544	3.2	4.2	4.0	1.9	2.3	2.5
20	武雄市商工会	529	509	512	1,885	1,595	1,513	1,939	1,858	2,066	3.6	3.1	3.0	3.7	3.7	4.0
21	大町町商工会	303	300	213	736	1,098	1,044	634	1,140	1,578	2.4	3.7	4.9	2.1	3.8	7.4
22	江北町商工会	327	329	333	1,328	1,201	886	822	506	503	4.1	3.7	2.7	2.5	1.5	1.5
23	白石町商工会	821	771	791	2,677	1,774	2,435	1,058	1,357	1,329	3.3	2.3	3.1	1.3	1.8	1.7
24	太良町商工会	362	361	355	2,071	2,006	1,943	2,076	1,415	1,710	5.7	5.6	5.5	5.7	3.9	4.8
25	嬉野市商工会	1,244	1,196	1,196	3,333	1,019	1,198	1,304	1,065	396	2.7	0.9	1.0	1.0	0.9	0.3
26	県商工会連合会				126	119	137	111	145	195						
計		27,448	27,292	27,118	44,947	43,918	41,067	39,095	39,237	40,942	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5
	前年度比		99.4%	99.4%		97.7%	93.5%		100.4%	104.3%						

○経営発達支援計画

平成 26 年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(小規模事業者支援法)の一部が改正され、経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を策定し、経済産業大臣が認定する仕組みが導入された。また、令和元年 7 月には改正法が施行され、(1)商工会または商工会議所は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する(法定経営指導員設置、関与の義務化)、といった内容が新たに盛り込まれた。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④ 中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	昭和 45 年度～			
事業費推移	人件費 (単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	835,640	837,922	847,782
	決算	835,640	837,922	847,782
事業費	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度

	予算（最終）	149,257	169,641	158,828
	決算	149,257	169,641	158,828
事業費の財源	人件費（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	847,782	—	847,782
	事業費（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	158,828	—	158,828
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	人件費補助		847,782
	補助金	事業費補助(旅費・謝金等)		158,828
	合計			1,006,610

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 経営発達支援計画の策定状況について（意見）

<現状>

平成26年における「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の一部改正に伴い、商工会または商工会議所が経営発達支援計画を策定し、経済産業大臣が認定する仕組みが導入された。

それまでの経営改善普及事業の中心業務であった記帳指導・税務指導・決算診断・財務比較分析・制度資金斡旋等に加えて、改正後は、各小規模事業者の外部環境・内部環境も踏まえた上で、経営戦略にまで踏み込んだ伴走型支援を実施することも必要となり、各団体としての基本方針を盛り込んだ経営発達計画の策定が求められるようになった。

<意見>

佐賀県内では、全25団体(佐賀県商工会連合会を除く)のうち、平成28年度に18団体、平成29年度に3団体、平成30年度に2団体、令和元年度に1団体、計24団体が既に認定を受けていたが、武雄商工会議所の経営発達支援計画は未認定となっていた。小規模事業者の経営発達に特に資する計画を早急に策定し、認定を受けることが必要と考える。

② 経営指導員の設置基準について（意見）

<現状>

「商工会の取組」（全国商工会連合会、平成30年7月12）では、経営発達支援事業の取組の中で見えてきた課題として、「業務量が増加する一方で、職員の増員が図れない」ことが示されている。具体的には、(1)経営発達支援事業の中でもとりわけ重点的に取組んでいる「経営計画策定支援」は、事業者と対話を重ねて進めるため、情報提供型の支援より時間を要する、(2)持続化補助金やものづくり補助金の小規模枠など、小規模事業者の役に立つ施策が創設・拡充されたことにより業務量が増加、(3)一方で、都道府県の財政から人件費が補助され、補助要綱等で小規模事業者数により経営指導員の設置定数が定められていることから、職員数の増員を図ることが出来ない、と報告されている。

<意見>

商工会等の業務として、今後は、更に中小企業再編による競争力強化、デジタル化による生産性向上の加速化などの新たな課題への対応が必要となることも予想される。佐賀県の経営指導員設置基準は、平成23年度を最後に改定されていないが、今後は、経営発達支援事業導入以降における県内商工会等の業務遂行状況及び人員過不足状況、国による中小企業再編促進施策等の方向性、更には、他都道府県の設置基準の改訂状況なども踏まえながら、経営指導員設置基準を柔軟に見直していくことが必要と考える。

③ 経営指導員の定数超過団体について（意見）

<現状>

経営指導員設置基準に関して、地区内の小規模事業者数が減少した場合の経過措置が適用されている商工会等は、現在、定数超過状態となっており、定数内で経営指導員を設置している商工会等よりも、相対的に多くの補助金が交付されていることになる。

<意見>

補助金交付額に応じた効果を測定するためには、商工会等別の巡回・窓口指導件数÷経営指導員数、巡回・窓口指導件数÷小規模事業者数などの相対的成果指標を設定して、定数超過状態に関する効果を測定する必要があると考える。

なお、小規模事業者数が減少した場合、団体間で合併した場合等の経過措置は、佐賀県特有の措置ではなく、全国的にも同様の経過措置が適用されている様である。また、前述の通り、商工会等の業務量が増加する一方で職員の増員が図れない、との報告が全国商工会連合会からなされている。今後は、経営指導員設置定数の水準自体の再検討が必要になるかと考えられるが、何れにしても、経過措置適用による各地区間・団体間の不公平性は、本来は解消されるべきものと考えられ、団体間の人事異動等も含めた対応がなされることが望ましいと考える。

3. 中小企業事業承継円滑化支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>県内中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を推進するため、経営資源の「見える化」及び「磨き上げ」を行い、価値ある企業を見出し支援することで地域経済の活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>【見える化支援：委託事業】</p> <p>事業承継に課題を抱える中小企業の知的資産経営報告書作成を支援することで円滑な事業承継を推進するとともに、県内支援機関に知的資産経営報告書を活用した事業者支援の手法を広める。また、県内の事業承継事例をまとめ、県内支援機関や事業者に共有することで、モデル事例を構築し、次の支援につなげる。</p> <p>【磨き上げ支援：補助事業】</p> <p>事業承継計画又は知的資産経営報告書作成を行った中小企業の当該計画等に沿った事業に対して、以下の経費の補助(補助率 1/2、上限 1,000 千円)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品や新たなサービスの開発に係る経費 ・生産性向上のための設備投資に係る経費 <p>○見える化支援の委託契約種別【随意契約】</p> <p>県、佐賀県事業承継ネットワーク、金融機関及び商工団体等と連携して、県内中小企業者の経営資源の「見える化」を支援する体制がとれるのは(一社)佐賀県中小企業診断協会しかなく、本事業について随意契約(取扱店一店)することとされている。</p> <p>○実績</p> <p>【見える化支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 7 月 3 日にスタートアップセミナーを開催(参加者：62 名)。 ・中小企業 10 者に対し知的資産経営報告書作成支援を実施(令和元年 7 月～令和 2 年 1 月)。 ・知的資産経営報告書発表会を開催(参加者 69 名)。 ・事業承継事例集を作成、支援機関に配布を行った。 <p>【磨き上げ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次募集、二次募集にて計 49 者から申請があり、審査の結果、33 者に交付決定を行った。 ・磨き上げ支援後、6 者の事業承継が完了している。 	
主な執行区分	県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
佐賀県総合計画 2019 と	4 豊かさ好循環の産業 さが

の関連	(5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	令和元年度～令和4年度まで			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	-	-	40,073
	決算	-	-	38,873
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	-	38,873	-	38,873
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	委託料	見える化支援業務委託	11,315	
	補助金	磨き上げ支援に係る補助	27,316	
	使用料及び 賃借料	事業承継支援に関する協定締 結式会場使用料	180	
	旅費	職員旅費	62	
	合計	38,873		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続(突合、閲覧、質問、分析的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 磨き上げ支援事業における補助対象経費について(意見)

<現状>

磨き上げ支援の補助対象事業は、補助金交付要綱において、「売上確保のための新たな商品開発・サービス導入を行う事業(例：他業種等とのコラボ商品の開発、タブレット等を活用した注文サービスの導入等)」、「生産性向上のための設備投資を行う事業(例：商品管理システムの導入、ITシステム内蔵型設備の導入等)」のような事業活動と規定されている。

令和元年度の磨き上げ支援事案件数は33件であったが、その中には改装・改修費(老朽化で雨漏りがある工房屋根改修等1,154千円、飲食店内外装改修費3,264千円、衣料品店入口改装・床張替え等2,093千円)、経常的経費(情報誌での広告掲載料800千円)、経常的設備投資(仮設足場用鉄骨購入費1,300千円)、などが含まれていた。

<意見>

本事業は、「後世に残すべき価値ある企業を 100 社見出し、円滑な事業承継を支援する」ことを目的として、見える化(知的資産経営報告書作成)支援事業等では、事業の強み・弱みを経営者が把握し、磨き上げ支援事業では、その強みを活かし、または弱みの解消を図る様な事業に対して補助金を交付するものと考えられる。具体的には、交付要綱にもある様に、新商品開発・新サービス導入による営業力強化、生産効率向上によるコスト競争力強化を図り、同業他社が容易には追随できない様な差別化により事業価値の源泉を高めて円滑な事業承継を推進することが本来の目的と思われる。そのため、改装・改修費、経常的経費、経常的設備投資の様な項目は、同業他社も資金があれば実施できるような事業であり、本来は補助対象から除外されるべきものではないかと考える。

但し、本事業の補助限度額は 100 万円程度であり、差別化を図るほどの事業遂行は現実的には難しいかもしれない。そうであれば、改修・改装費等の支出（差別化には直結しないが、事業価値の改善には繋がる支出）も補助対象経費にすることを補助金交付要綱に明示する必要があるものと考えられる。

② 磨き上げ支援事業における実績報告について（意見）

<現状>

磨き上げ支援事業の補助金交付要綱では、他の補助事業と同様に、補助事業者からの実績報告書の提出が規定されている。当該実績報告書は補助金交付年度のみ提出が求められている。

<意見>

事業承継は、一般的に親族内承継・従業員承継・M&A(外部譲渡)の 3 つに大別されるが、何れにしても短期間で実行完了となるものではなく、場合によっては、一定期間を掛けても最終的に事業承継に至らないケースもある。また、事業承継の前提となる新商品開発・生産性向上も単年度では達成できない状況もあると思われる。

上記の実績報告書は、補助金交付年度のみ提出が求められているが、事業承継の本質等からして、3～5 年間は毎年度において進捗状況報告書等の提出を求め、個別案件のフォローアップをする必要があると考えられる。また、個別案件のフォローアップ結果を今後の事業承継円滑化施策の策定に活かして頂きたいものとする。

なお、補助金交付翌年度以降も個別事業者と継続的にコンタクトがある支援機関(商工会等)を通じて、進捗状況報告を受ける方法も考えられる。

③ 事業承継事例集の作成について（意見）

<現状>

令和元年度の見える化支援事業において作成された「事業承継事例集」では、佐賀県内の成功事例 5 件が実名入り、関係者の顔写真入りで紹介されており、親族承継だけで

はなく、従業員承継、M&A も含めて、非常に身近な事例として、また親族・従業員・外部譲受者が喜びを共有している状況を感じ取れる様な内容構成となっていた。

<意見>

経営者が地元の様々な形態の事業承継成功事例に触れることにより、経営者の選択肢の幅が広がり、早期に事業承継実施に当たっての課題・対策を認識することが出来るものと考えられる。今後も定期的に当該事例集を作成する事業を実施して頂きたいものとする。

4. 中小企業者等被害対策事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																																																							
<p><事業目的></p> <p>令和元年8月27日から県内全域で発生した大雨により、浸水等の被害を受け、事業活動に支障が生じている県内中小企業・小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な設備等の更新費用等の一部を支援することにより、地域経済の復興を後押しする。</p> <p><事業内容></p> <p>【中小企業者等の設備等更新費補助】(計画200,000千円、実績66,993千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水等の被害を受け、事業活動に支障が生じている県内中小企業・小規模企業者に対し、事業活動の再開に必要な設備等の更新費用等の一部を補助する(補助率2/3以内、上限額25万円)。 ・受付期間：令和元年10月11日～令和2年1月31日。 ・想定件数800件に対して、実績は326件への補助金を交付。 ・団体別の補助対象経費及び補助金額は、下表の通りである。 <p>補助対象経費及び補助金額 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th> <th>件数</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐賀商工会議所</td><td>114</td><td>50,659</td><td>21,934</td></tr> <tr><td>鳥栖商工会議所</td><td>2</td><td>569</td><td>352</td></tr> <tr><td>伊万里商工会議所</td><td>1</td><td>464</td><td>250</td></tr> <tr><td>武雄商工会議所</td><td>67</td><td>36,131</td><td>14,336</td></tr> <tr><td>鹿島商工会議所</td><td>2</td><td>2,041</td><td>500</td></tr> <tr><td>小城商工会議所</td><td>1</td><td>349</td><td>232</td></tr> <tr><td>有田商工会議所</td><td>3</td><td>643</td><td>418</td></tr> <tr><td>多久市商工会</td><td>12</td><td>4,290</td><td>2,554</td></tr> <tr><td>佐賀市北商工会</td><td>1</td><td>195</td><td>130</td></tr> <tr><td>小城市商工会</td><td>6</td><td>2,581</td><td>1,355</td></tr> <tr><td>神埼市商工会</td><td>1</td><td>480</td><td>250</td></tr> <tr><td>武雄市商工会</td><td>54</td><td>42,497</td><td>11,584</td></tr> <tr><td>大町町商工会</td><td>39</td><td>13,540</td><td>8,276</td></tr> <tr><td>江北町商工会</td><td>10</td><td>4,242</td><td>2,496</td></tr> <tr><td>白石町商工会</td><td>13</td><td>6,168</td><td>2,326</td></tr> <tr><td>計</td><td>326</td><td>164,848</td><td>66,993</td></tr> </tbody> </table> <p>【補助事業遂行のための必要経費】(計画11,152千円、実績4,138千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災商工団体(武雄商工会議所、武雄商工会、大町町商工会)に非常勤職員を配置し、申請受付・相談対応を行う費用を補助する。 ・県に非常勤職員を配置し、申請受付・相談対応を行う。 <p>【被災地区の活力を取り戻す取組】(計画5,000千円、実績4,993千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した中小企業者等が営業再開していく様子を地元新聞紙面でPRし、情報発信による復興の後押しを実施(随意契約(取扱店一店))。 ・新聞掲載期間：令和元年11月～令和2年3月(各月28日に掲載) 				団体	件数	補助対象経費	補助金額	佐賀商工会議所	114	50,659	21,934	鳥栖商工会議所	2	569	352	伊万里商工会議所	1	464	250	武雄商工会議所	67	36,131	14,336	鹿島商工会議所	2	2,041	500	小城商工会議所	1	349	232	有田商工会議所	3	643	418	多久市商工会	12	4,290	2,554	佐賀市北商工会	1	195	130	小城市商工会	6	2,581	1,355	神埼市商工会	1	480	250	武雄市商工会	54	42,497	11,584	大町町商工会	39	13,540	8,276	江北町商工会	10	4,242	2,496	白石町商工会	13	6,168	2,326	計	326	164,848	66,993
団体	件数	補助対象経費	補助金額																																																																				
佐賀商工会議所	114	50,659	21,934																																																																				
鳥栖商工会議所	2	569	352																																																																				
伊万里商工会議所	1	464	250																																																																				
武雄商工会議所	67	36,131	14,336																																																																				
鹿島商工会議所	2	2,041	500																																																																				
小城商工会議所	1	349	232																																																																				
有田商工会議所	3	643	418																																																																				
多久市商工会	12	4,290	2,554																																																																				
佐賀市北商工会	1	195	130																																																																				
小城市商工会	6	2,581	1,355																																																																				
神埼市商工会	1	480	250																																																																				
武雄市商工会	54	42,497	11,584																																																																				
大町町商工会	39	13,540	8,276																																																																				
江北町商工会	10	4,242	2,496																																																																				
白石町商工会	13	6,168	2,326																																																																				
計	326	164,848	66,993																																																																				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他																																																																			
佐賀県総合計画2019と	4 豊かさ好循環の産業			さが																																																																			

の関連	(5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	令和元年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	-	-	85,548
	決算	-	-	76,124
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	33,497	42,627	-	76,124
下表の設備等更新費補助金 66,993 千円の 2 分の 1 の財源は国庫である。				
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	補助金	設備等更新費補助	66,993	
	補助金	被災商工団体に対する非常勤職員配置費用の補助	1,169	
	報酬・共済費	県への非常勤職員配置費用	2,709	
	委託料	地元新聞を活用した広報	4,993	
	旅費	職員旅費、費用弁償	8	
	需用費他	消耗品購入	252	
	合計	76,124		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. さが土産品開発支援推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>佐賀県を訪れた人が買いたくなる、人に勧めたくなるような魅力的な土産品の開発や、効果的な販売展開を支援することにより、土産品の消費拡大を目指す。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の土産品等のメーカーについて、専門のコンサルティング（地域産業支援センターがコンサル会社へ委託）によって、商品開発から販売展開、情報発信までを一貫して支援する。 ・事業者へのコンサル支援の事例を情報公開し、県内事業者と合わせて、デザイナーや経営・商品開発コンサルタント等がケーススタディを実践することで、県内のレベルアップを図る。 ・地域産業支援センターの専門家等も一緒にケーススタディを実践し、ノウハウを蓄積することで、土産品開発支援のプラットフォームを形成する。 <p>○委託契約の種別【随意契約】</p> <p>県内の土産品等の製造事業者等に対して、企業の経営改善、ブランド構築、商品開発から販売促進・情報発信までを一貫して支援する体制を構築するため、中小企業支援のワンストップサービス拠点として県の指定を受けている地域産業支援センターへ随意契約(取扱店一店)により委託している。</p> <p>○実績【平成 30～令和元年度(第 3 クール)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング実施概要(委託事業) <p>公募・選定したメーカーに対してコンサルティング（経営改善、ブランディング、商品開発（企画、デザイン）など）を実施。コンサル支援対象事業者 3 社に対して、既存ブランドのリブランディング等を実施。なお、対象事業者の規模に応じて、負担金を徴収している。</p> ・コンサルティング報告会開催(委託事業) <p>令和 2 年 3 月 2 日に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。</p> ・コンサル支援対象事業者への支援(補助事業) <p>土産品開発、販売促進、見本市・展示会出展等の経費に対して補助を実施(5,020 千円)。</p> 					
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>④中小企業の持続的発展に向けた支援</p>				
事業期間	平成 28 年度～令和元年度				
事業費推移	(単位：千円)				

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	42,733	45,843	29,664
	決算	39,873	41,519	23,419
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	－	23,419	－	23,419
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託費	プロジェクト運営委託費、コンサルティング委託費		17,990
	旅費	職員旅費		409
	補助金	対象事業者への諸経費補助		5,020
		合計		23,419

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 支援対象事業者の選定手続きについて（意見）

<現状>

令和元年度はコンサルティング支援対象事業者として 3 者が選定されたが、そのうち 1 者が支援中断となった。

<意見>

支援対象事業者選定要領に従って事業者の選定が行われているが、事業者と佐賀県及び佐賀県地域産業支援センターとの間で、事業目的、コンサルティング内容に関する認識の十分な共有化がなされていなかった可能性がある。今後は、コンサルティング業務の位置付け、限界等について、事前に候補者と相互認識を深める必要があるものと考えられる。

② 直接委託先からの実績報告書について（意見）

<現状>

さが土産品開発支援推進業務の委託契約は、県内事業者の土産品開発を一貫して支援

する体制を構築するため、中小企業支援のワンストップサービス拠点として県の指定を受けている公益財団法人佐賀県地域産業支援センターへ一括委託(随意契約)している。委託業務の内容には、(1)対象事業者の公募・審査・選定、(2)個別事業者へのコンサルティング支援、(3)事業者へのフォローアップ、(4)土産品開発支援プラットフォーム形成(報告会開催、事例紹介等の情報提供)が含まれているが、この内、(2)個別事業者へのコンサルティング支援は、外部の専門事業者に再委託している。

委託費合計 17,990 千円のうち(2)の委託費が 10,827 千円を占めており、(2)が本事業のメイン部分となるが、(2)について、県と外部専門事業者との直接的な随意契約ではなく、同センターを通じた再委託契約の形態を採用したのは、業界でも著名なコンサルタントに業務委託する一方で、同センターが、コンサルティング実施現場への同行、関係者間の調整などを通じて、ワンストップサービス拠点としてプロジェクト全体の実行・管理、コンサルティングのノウハウをより深めることを目的としたものと思われる。

本事業の業務委託仕様書では、実績報告書として、個別対象事業者におけるブランディング・商品開発等の成果、今後の課題の記載を求める「コンサルティング個票」の提出は求められているが、ワンストップサービス拠点として、コンサルティング実行支援に当たっての現状認識と課題、ノウハウ蓄積等に関する実績報告書の提出は要求されていなかった。

<意見>

個別事業者へのコンサルティング支援を県と外部専門業者との直接的な随意契約ではなく、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通じた再委託契約の形態を採用した目的に鑑みると、今後は、プロジェクト全体の実行・管理、コンサルティングのノウハウをより深めることを促すような様式の実績報告書の提出を求めることが必要と考える。

③ 再委託の承諾手続きについて (意見)

<現状>

上記②に記載の通り、委託費合計 17,990 千円のうち(2) 個別事業者へのコンサルティング支援の委託費が 10,827 千円を占めており、本事業のメイン部分となっているが、(2)については、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通じて外部専門事業者に再委託する形態が採用されていた。

当該形態は、実質的には、県が随意契約により外部専門事業者に直接委託することと同じ状況であるが、県の再委託承諾手続き書類として、当該外部専門業者を選定することの妥当性を検証する書面は整備されていなかった。

<意見>

過去の実績等を踏まえた上で県と同センターが協議して選定されたものと思われるが、協議経過を正式な書面として残す必要があるものとする。

6. 中小企業連携組織対策事業費補助（人件費及び事業費）

（1） 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>佐賀県中小企業団体中央会が行う事業協同組合等の中小企業連携組織に対する経営指導や支援を通じて、連携組織の経営の健全性の確保や事業推進に寄与する。</p> <p>佐賀県中小企業団体中央会は、事業協同組合等の組織・事業・経営の指導、監査、情報提供、調査研究等を実施する県内唯一の団体であり、事業協同組合等の認可行政庁である県の補完的役割を担っている。中央会では、巡回指導や窓口相談により組合等のニーズを把握し、専門家派遣や研修会の開催、各種補助事業の積極的な活用を促すなど、中小企業連携組織の経営の健全性確保や事業推進に貢献し、ひいては県内中小企業の振興、発展に寄与している。</p> <p><事業内容></p> <p>○佐賀県中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織に対する指導・支援事業に対し、人件費及び事業費の補助を行う。</p> <p>○対象団体：佐賀県中小企業団体中央会</p> <p>○対象人件費（俸給、各種手当等）：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 指導員及び職員の設置費：中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導事業を実施するために必要な経費のうち補助対象職員の設置費 <p>○対象事業費（旅費、謝金、消耗品費等）：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 指導事業費：上記の補助対象職員の旅費及び事務費等▶ 資質向上事業：指導員等の資質の向上を図るための研修旅費、研修受講料等▶ 中小企業連携組織等支援事業：問題を抱える組合等の連携組織に対して、専門家等を活用しつつ支援を行う事業▶ 地域産業実態調査事業：地域産業の実態、中小企業の連携状況、専門家を活用した成功事例等について様々な観点から調査を行うとともに、データベース作成に係る事業及び中小企業情報連絡員を配置し情報を収集する事業▶ 後継者等育成支援事業：組合等の青年部に所属する若手後継者が、新商品・新サービスの開発及び販路開拓等の成功事例及び先進地を視察し、体験型研修を行う等、新たな取組を行う事業▶ 事業承継対策推進事業：事業承継に取り組む際の課題が共通する部分が多い組合等に対し、普及啓発セミナー及び後継者への研修会を実施することで、事業承継対策を進める事業 <p>○補助率：</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 人件費は、対象経費の10分の10以内（福利厚生費は2分の1以内）▶ 事業費は、対象経費の10分の10以内（中小企業連携組織等支援事業費は3分の2以内、後継者育成等支援事業（展示会等に出店するための経費及び新商品開発に要する経費）は2分の1以内）

○収支決算書

下表は、佐賀県中小企業団体中央会の令和元年度収支決算書である。太枠内は、佐賀県の中小企業連携組織対策補助事業の収支を示しており、自己財源は、上記の福利厚生費、中小企業連携組織等支援事業費の補助限度超過額等である。

佐賀県中小企業団体中央会 収支決算書→事業別決算書(監査人作成) 単位:千円

科目	R1年度	補助事業				委託事業		その他
		補助金	自己財源	佐賀県	全国中央会	佐賀県	全国中央会	
会費収入	19,890		11,351	11,351	61			8,478
補助金収入	98,487	95,930		95,930	2,556			-
中小企業BCP策定支援事業	7,599			-		7,599		-
全国中央会の事業	89,723			-			89,723	-
受託事業収入	97,322	-	-	-	-	7,599	89,723	-
実費収入	2,744			-				2,744
事業収入	218,442	95,930	11,351	107,282	2,618	7,599	89,723	11,221
雑収入	16,192			-				16,192
引当金戻入	-			-				-
事業外収入	16,192	-	-	-	-	-	-	16,192
収入の部 計	234,635	95,930	11,351	107,282	2,618	7,599	89,723	27,414
補助対象職員の設置	86,985	78,357	8,628	86,985				-
指導事業費	9,323	8,535	789	9,323				-
資質向上事業費	2,013	2,013	-	2,013				-
中小企業連携組織等支援事業費	5,368	3,829	1,539	5,368				-
地域産業実態調査事業費	1,529	1,529	-	1,529				-
後継者育成等支援事業費	1,949	1,553	396	1,949				-
事業承継対策推進事業費	113	113	-	113				-
県中小企業連携組織対策事業費	107,282	95,930	11,351	107,282	-	-	-	-
全国中小企業団体中央会補助事業	2,618	-	-	-	2,618	-	-	-
中小企業BCP策定支援事業	5,017			-		5,017		-
全国中央会の事業	90,041			-			90,041	-
受託事業費	95,058	-	-	-	-	5,017	90,041	-
一般事業費	7,565	-	-	-	-	-	-	7,565
一般管理費	13,446	-	-	-	-	-	-	13,446
引当金繰入	5,000							5,000
負担金	3,234							3,234
事業外支出	8,234	-	-	-	-	-	-	8,234
支出の部 計	234,202	95,930	11,351	107,282	2,618	5,017	90,041	29,245
当期剰余金	433	-	-	-	-	-	433	-

○会員組合数

次表は、佐賀県中小企業団体中央会の過去5年間の会員組合数である。会員組合数は、平成26年度末302に対して、令和元年度末では283となっており、5年間で6.3%減少している。

佐賀県中小企業団体中央会 会員数推移

	H26	H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			R1年度		
	期末	加入	脱退	期末	加入	脱退	期末	加入	脱退	期末	加入	脱退	期末	加入	脱退	期末
事業協同組合	228	1	7	222	2	4	220	2	5	217	2	4	215	2	3	214
火災共済協同組合	1			1			1			1			1			1
信用協同組合	3			3			3			3			3			3
協同組合連合会	2			2			2			2			2			2
企業組合	4			4			4			4			4			4
協業組合	8			8	2	6		1	5				5			5
商工組合	16		1	15			15			15			15			15
商店街振興組合	5			5			5			5			5			5
商店街振興組合連合会	1			1			1			1			1			1
その他の組合	11			11			11			11			11		1	10
未組織事業者	1			1			1			1			1			1
共同出資会社	2			2			2	1	3				3			3
公益法人等	2			2			2			2			2			2
その他	18			18		1	17			17			17			17
計	302	1	8	295	2	7	290	3	6	287	2	4	285	2	4	283

○実地指導件数

下表は、佐賀県中小企業団体中央会の過去5年間の実地指導件数である。指導件数は、平成27年度7,013件に対して、平成30年度では7,717件となっており、増加傾向にある。なお、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大等により減少している。

佐賀県中小企業団体中央会 実地指導件数

	実地指導 組合数・事業者数					実地指導 件数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
事業協同組合	1,136	998	1,066	1,134	955	5,255	4,327	4,757	5,192	4,607
火災共済協同組合	8	4	5	6	7	38	22	20	24	34
信用協同組合	0	2	6	1	0	0	8	28	4	0
協同組合連合会	8	7	12	11	6	25	27	51	49	24
企業組合	0	0	0	2	0	0	0	0	7	0
協業組合	14	15	17	8	5	60	66	90	41	26
商工組合	91	118	114	152	98	297	415	473	591	434
商店街振興組合	54	54	68	102	89	188	198	250	455	408
商店街振興組合連合会	5	3	6	4	5	19	12	28	16	18
その他の組合	267	360	264	246	245	948	1,242	945	939	960
未組織事業者	26	12	48	35	61	95	45	158	152	313
共同出資会社	6	16	37	46	23	31	61	135	201	112
公益法人等	13	20	11	10	10	57	98	47	46	40
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,628	1,609	1,654	1,757	1,504	7,013	6,521	6,982	7,717	6,976

下表は、過去5年間の項目別の実地指導件数、窓口相談件数である。

佐賀県中小企業団体中央会 項目別件数										
	実地指導 件数					窓口相談 件数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
設立	10	66	49	13	37	67	54	160	41	51
組合管理	1,116	988	1,087	1,202	1,131	872	816	809	923	984
組合事業経営	2,817	2,968	2,924	3,641	3,285	2,446	2,415	2,517	2,377	2,688
省エネルギー	6	2	4	0	0	1	2	1	0	0
情報化	29	11	49	206	80	50	23	28	36	57
経理	919	935	1,058	841	819	937	863	716	618	571
税務	328	314	383	296	335	297	205	210	180	166
金融	161	118	169	78	110	102	124	135	89	75
共同施設審査	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0
労働	1,166	494	768	711	620	437	201	342	293	169
価格協定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公需	20	8	4	19	10	23	6	3	25	10
その他	439	617	487	710	549	182	449	375	505	558
計	7,013	6,521	6,982	7,717	6,976	5,417	5,158	5,296	5,087	5,329

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	昭和 45 年度～			
事業費推移	人件費 (単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	74,425	74,818	78,820
	決算	74,487	75,315	78,358
	事業費 (単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	19,990	20,394	17,573
	決算	19,929	19,895	17,573
	令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業活動制限などにより、事業費が 17,573 千円に減少している。			
	事業費の財源	人件費 (単位：千円)		
国庫		県 (一般財源)	その他	合計
—		78,358	—	78,358
事業費 (単位：千円)				
国庫		県 (一般財源)	その他	合計
—		17,573	—	17,573
事業費の内訳		(単位：千円)		
		費目	主な内容	決算額
		補助金	人件費補助	78,358
		補助金	事業費補助(旅費・謝金等)	17,573

	合計	95,931
--	----	--------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 会員組合数について（意見）

<現状>

佐賀県中小企業団体中央会の会員組合数は、前述の通り、平成 26 年度末 302 組合に対して、令和元年度末では 283 組合となっており、5 年間で 6.3% 減少している。県内の商工業者数は、同期間において 1.1% の減少に留まっており、会員組合数は、商工業者数を上回るペースで減少している。

<意見>

組合員企業の経営悪化等により組織体制が脆弱化し、組合数が年々減少している状況かと思われるが、その様な中にあっても、中小企業団体中央会は、中央会加入のメリットを会員組合に提供し、組合解散・中央会脱退回避、組合新規組成・中央会加入を促し、中小企業連携組織の持続的な発展を図っていくことが使命と思われる。

近年の自然災害、新型コロナウイルス感染拡大等により、事業者の経営環境が大きく変化してきており、従来から中央会でも重点事項とされている生産性向上、事業継続計画策定、事業承継対策、人材確保・育成、働き方改革などに加えて、今後は、デジタル化による生産性向上の加速化、中小企業再編による競争力強化、テレワーク推進なども新たな課題として対応が必要となる。個別事業者では対応が難しい課題の解決に向けて、組合組織の重要性が増す側面も多いと考えられる。

中央会による近年の現地指導件数は増加傾向にあり、県の中小企業連携組織対策補助事業の充実・改善が伺える状況にはなっているが、中小企業連携組織の持続的な発展のためには、現在は設定されていない成果指標として、会員組合数の維持、又は、新規加入推進、組合数減少率改善などを掲げて、中小企業団体中央会と佐賀県が一体となって指標達成を目指す必要があるものとする。

7. 事業継続計画（BCP）策定支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>熊本地震や九州北部豪雨等、本県においてもいつ大規模な自然災害が起きてもおかしくない状況であるため、県内中小企業に対し、BCP策定の普及啓発を行う。</p> <p>平成26年9月に実施したアンケートでは、県内の従業員50人以上の企業においてもBCPの策定率は28%と低く、中小企業ではこれより更に低い策定率になるものと思われる。この背景には、これまで県内で大規模な災害が長年起きておらず、BCPの必要性を県民が十分理解していないこと、支援機関が十分な策定支援を行っていないことがあげられる。こうしたことから、県内中小企業に対し、BCPの策定支援を行うものである。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定の必要性について、県内中小企業及び支援機関向けにシンポジウムを開催(開催1回、44名参加)。 ・支援機関向けBCP策定の必要性や初歩的なレベルのBCP策定支援スキル習得のためのセミナーの開催(開催1回、27名参加)。 ・同業種組合別のBCP策定に向けたワークショップの開催(4組合を対象に計10回開催)。 ・個社向けの本格的なBCP策定支援(4事業所を対象に計15回実施)。 <p>○委託契約の種別【随意契約】</p> <p>県内で唯一、同業種組合に対する支援を日常的に行っている佐賀県中小企業団体中央会に対して、随意契約(取扱店一店)により委託されている。なお、業種・事業規模に応じて、必要となるBCPの内容、対策レベルが異なるとの観点から、中小企業者の同業種別団体である事業協同組合等を通じて、普及啓発・BCP策定支援がなされている。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	平成30年度～令和2年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	-	9,359	7,626
	決算	-	9,250	7,599
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	-	7,599	-	7,599

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	BCP 策定支援業務委託	7,599
	合計	7,599	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① シンポジウム等の開催について（意見）

<現状>

シンポジウム(県内中小企業及び支援機関向けの BCP 策定の必要性)、セミナー(支援機関向けの BCP 策定支援スキル習得)が開催されているが、参加者があまり多くなく、特にシンポジウム(開催日は令和元年7月19日)は44名の参加者に留まっていた。

令和元年度佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により、今後は事業継続計画を策定して非常事態に備えておくことが更に重要な状況となった。企業・組合組織・地域経済の損害を最小限に留めながら、事業の継続・早期復旧を図ることが、現実的な重要課題となっている。

<意見>

豪雨災害や新型コロナウイルスにより、県内中小企業における BCP 策定に対する重要性の認識は高まりつつあるものと考えられるが、県としてもシンポジウム(オンライン開催を含む)等への積極的な参加を呼び掛けて、更なる普及啓蒙を行って頂きたいものとする。

8. 中小企業事業資金貸付金（新規貸付分）

(1) 事業の概要

事業内容及び事業内容																																																																																																							
<p><事業目的></p> <p>県内中小企業者の経営の合理化及び安定強化並びに中小企業者のための特定施策の遂行を金融面から支援するため、資金の提供を行い、商工業の振興に努める。</p> <p><事業内容></p> <p>県内金融機関に預託を行うことで県制度金融の貸付金利の引下げを行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>・対象団体</p> <p>県内に本店のある各金融機関に対して預託</p> <p>・協調倍率</p> <p>金融機関別・資金別に協調倍率(=融資総額÷県預託額)が決定され、県制度融資の貸付利率は、次の計算式に基づいて、現在では原則として1.3%と設定されている。</p> <p>経営状況が厳しく、プロパー融資を利用できない中小企業者についても低利で融資を受けられるように支援するものであるが、金融機関の金利収入としては、プロパー融資よりも県制度融資の方が低くなるため、金融機関の資金調達コストを軽減すべく預託を行っている。</p> $\text{貸付利率} = \text{預託利率} \times \frac{1}{\text{協調倍率}} + \frac{\text{金融機関資金調達コスト}}{\text{協調倍率}} \times \frac{\text{協調倍率} - 1}{\text{協調倍率}} + \text{適正担保}$ <p>金融機関のプロパー融資の低金利情勢が続いているため、平成27年3月10日以降は、県制度融資金利を原則1.3%に引下げるべく、預託利率はゼロに変更され、協調倍率も引下げられている。</p> <p>○県制度融資の状況 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和元年度 県資金預託実績</th> <th colspan="2">令和元年度 新規融資実績</th> <th rowspan="2">令和元年度末 融資残高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち新規分</th> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業 円滑化 資金</td> <td>中小企業振興貸付</td> <td>85,000</td> <td>51,000</td> <td>44,000</td> <td>5</td> <td>227,585</td> </tr> <tr> <td>短期運転貸付</td> <td>91,000</td> <td>84,000</td> <td>57,000</td> <td>15</td> <td>24,815</td> </tr> <tr> <td>小規模事業貸付</td> <td>2,890,000</td> <td>1,159,000</td> <td>1,242,311</td> <td>215</td> <td>3,339,841</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3,066,000</td> <td>1,294,000</td> <td>1,343,311</td> <td>235</td> <td>3,592,241</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">特別 対策 資金</td> <td>さが創生貸付（創業）</td> <td>505,000</td> <td>88,000</td> <td>452,000</td> <td>70</td> <td>1,178,273</td> </tr> <tr> <td>さが創生貸付・経営強化貸付</td> <td>3,019,000</td> <td>1,237,000</td> <td>1,668,400</td> <td>95</td> <td>4,863,574</td> </tr> <tr> <td>経営安定化貸付（①～③以外）・その他</td> <td>8,224,000</td> <td>2,758,000</td> <td>4,615,427</td> <td>243</td> <td>13,260,437</td> </tr> <tr> <td>経営安定化貸付（緊急対策）①</td> <td>655,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,991,434</td> </tr> <tr> <td>経営安定化貸付（緊急対策借換）②</td> <td>878,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,307,163</td> </tr> <tr> <td>経営安定化貸付（円滑化借換）③</td> <td>4,063,000</td> <td>186,000</td> <td>279,500</td> <td>8</td> <td>7,219,910</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17,344,000</td> <td>4,269,000</td> <td>7,015,327</td> <td>416</td> <td>30,820,791</td> </tr> <tr> <td>元気企業支援資金</td> <td>7,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>災害復旧支援</td> <td>2,110,000</td> <td>2,110,000</td> <td>765,860</td> <td>104</td> <td>735,031</td> </tr> <tr> <td>新型コロナ対策</td> <td></td> <td></td> <td>1,455,500</td> <td>81</td> <td>303,495</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,527,000</td> <td>7,673,000</td> <td>10,579,998</td> <td>836</td> <td>35,451,558</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度の新規融資額105億円には、災害復旧資金7億円(預託額21億円)、新型コロナ対策資金14億円が含まれている。</p>		区分	令和元年度 県資金預託実績		令和元年度 新規融資実績		令和元年度末 融資残高		うち新規分		件数	事業 円滑化 資金	中小企業振興貸付	85,000	51,000	44,000	5	227,585	短期運転貸付	91,000	84,000	57,000	15	24,815	小規模事業貸付	2,890,000	1,159,000	1,242,311	215	3,339,841	小計	3,066,000	1,294,000	1,343,311	235	3,592,241	特別 対策 資金	さが創生貸付（創業）	505,000	88,000	452,000	70	1,178,273	さが創生貸付・経営強化貸付	3,019,000	1,237,000	1,668,400	95	4,863,574	経営安定化貸付（①～③以外）・その他	8,224,000	2,758,000	4,615,427	243	13,260,437	経営安定化貸付（緊急対策）①	655,000	—	—	—	1,991,434	経営安定化貸付（緊急対策借換）②	878,000	—	—	—	2,307,163	経営安定化貸付（円滑化借換）③	4,063,000	186,000	279,500	8	7,219,910		17,344,000	4,269,000	7,015,327	416	30,820,791	元気企業支援資金	7,000	—	—	—	—	災害復旧支援	2,110,000	2,110,000	765,860	104	735,031	新型コロナ対策			1,455,500	81	303,495	合計	22,527,000	7,673,000	10,579,998	836	35,451,558
区分	令和元年度 県資金預託実績		令和元年度 新規融資実績		令和元年度末 融資残高																																																																																																		
		うち新規分		件数																																																																																																			
事業 円滑化 資金	中小企業振興貸付	85,000	51,000	44,000	5	227,585																																																																																																	
	短期運転貸付	91,000	84,000	57,000	15	24,815																																																																																																	
	小規模事業貸付	2,890,000	1,159,000	1,242,311	215	3,339,841																																																																																																	
	小計	3,066,000	1,294,000	1,343,311	235	3,592,241																																																																																																	
特別 対策 資金	さが創生貸付（創業）	505,000	88,000	452,000	70	1,178,273																																																																																																	
	さが創生貸付・経営強化貸付	3,019,000	1,237,000	1,668,400	95	4,863,574																																																																																																	
	経営安定化貸付（①～③以外）・その他	8,224,000	2,758,000	4,615,427	243	13,260,437																																																																																																	
	経営安定化貸付（緊急対策）①	655,000	—	—	—	1,991,434																																																																																																	
	経営安定化貸付（緊急対策借換）②	878,000	—	—	—	2,307,163																																																																																																	
	経営安定化貸付（円滑化借換）③	4,063,000	186,000	279,500	8	7,219,910																																																																																																	
	17,344,000	4,269,000	7,015,327	416	30,820,791																																																																																																		
元気企業支援資金	7,000	—	—	—	—																																																																																																		
災害復旧支援	2,110,000	2,110,000	765,860	104	735,031																																																																																																		
新型コロナ対策			1,455,500	81	303,495																																																																																																		
合計	22,527,000	7,673,000	10,579,998	836	35,451,558																																																																																																		

なお、令和2年度の新型コロナ対策資金(枠)は、監査時点では1,950億円(県資金600億円、国資金1,350億円)となっていた。				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	平成3年度～			
事業費推移	新規預託額 (単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	5,591,000	5,968,000	7,673,000
	決算	5,591,000	5,968,000	7,673,000
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	7,673,000	—	7,673,000
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	貸付金	預託金		7,673,000
		合計		7,673,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続(突合、閲覧、質問、分析的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 県制度資金の新設・統廃合について(意見)

<現状>

下表は、直近4年間の年度別新規貸付状況である。令和元年度には、企業立地等資金(平成26年度～平成30年度において新規貸付なし)、雇用促進資金(平成23年度～平成30年度において新規貸付なし)が廃止され、事業承継資金(令和元年度貸付額70百万円)が新設された。また、令和2年度には、創業・新事業展開等資金(独立・創業)の運転資金貸付限度額の拡充、貸付期間の延伸が実施され、経営環境変化対応資金についても、新たにHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point=食品製造の安全性確保の管理手法)やキャッシュレス対応に取り組む事業者を貸付対象に追加するという拡充がなされた。

○県制度金融の年度別新規貸付状況

百万円 倍 % %

	H28年度	H29年度	H30年度		R元年度		協調倍率	貸付利率	保証料率※1 H31 限定措置有
	実績	実績	融資枠	実績	融資枠	実績			
中小企業振興貸付	84	80	200	71	200	44	5.0	1.8	0.45～1.35
短期運転資金	81	84	200	71	200	57	1.7	1.2	0.45～1.35
一般資金	1,288	1,177	3,000	1,294	2,800	969	1.8	1.3	0.45～1.35
旧小口資金	311	266	1,000	289	1,100	271	1.8	1.3	0.6以内
旧特別小口資金	21	5	200	4	300	3	1.8	1.3	0.71
小規模事業貸付	1,619	1,448	4,200	1,586	4,200	1,242	—	—	—
一般資金（対象要件なし）	1,785	1,612	4,600	1,728	4,600	1,343	—	—	—
独立・創業 新事業・事業転換	178	280	600	274	600	452	1.8	1.3	0.0、0.3以内
	1,522	1,420	5,400	1,208	4,400	1,189	1.8	1.3	※1
創業・新事業展開資金	1,700	1,700	6,000	1,482	5,000	1,641	—	—	—
事業承継資金	制度無	制度無	制度無	制限無	200	70	1.8	1.3	0.0
企業立地等資金	—	—	100	—	廃止	廃止	—	—	—
雇用促進資金	—	—	100	—	廃止	廃止	—	—	—
さが創生貸付金	1,700	1,700	6,200	1,482	5,200	1,711	—	—	—
経営環境変化対応資金	129	90	200	100	200	200	1.8	1.3	0.0、1.35以内
企業経営力強化資金	531	273	600	124	600	209	1.8	1.3	0.0、0.6以内
経営強化貸付	659	363	800	224	800	409	—	—	—
経営改善資金	2,995	4,206	700	4,829	700	4,191	1.8	1.3	0.6以内
事業再生資金	268	153	700	167	700	29	1.8	1.3	0.45～1.35
円滑化借換資金	326	189	1,900	156	1,500	280	1.8	1.3	0.6以内
条件変更型借換保証	157	496	100	427	500	395	1.8	1.3	0.6以内
災害復旧資金	—	—	—	—	3,000	766	1.3	0.9	0.0
新型コロナ資金 ※2	—	—	—	—	—	1,456	1.8	1.3	0.0
経営安定化貸付	3,746	5,045	3,400	5,579	6,400	7,116	—	—	—
特別対策資金（対象要件あり）	6,105	7,108	10,400	7,285	12,400	9,237	—	—	—
合計	7,889	8,720	15,000	9,012	17,000	10,580	—	—	—

※1：保証料率は、運転資金・設備資金等の区分により異なる。新事業・事業転換は、運転 0.3 以内、設備 0.0、借換 0.6 以内。

※2：新型コロナ資金は、3 年間は利子全額の補助あり。

<意見>

現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域経済状況が急激に変化しており、特に新型コロナウイルス感染症については収束の目途が立っておらず、企業者にとっては不透明な経営環境が今後も継続する可能性がある。

上記の通り、企業立地等資金、雇用促進資金などは、一定期間新規貸付がない状況であったが、制度が継続され融資枠が確保されていた。今後は、まずは、過去の制度別貸付率(新規貸付額÷融資枠)を踏まえた上で、経営環境・地域経済・企業者ニーズの変化を早期にキャッチアップし、重点産業・重点施策等を明確にしてから、今まで以上に制度融資の新設・統廃合、融資枠改定をタイムリーに実施して頂きたいものとする。

9. 佐賀県信用保証料補給費補助金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するために信用保証料の引下げを行い、引下げに伴う佐賀県信用保証協会の減収分に対して補助金を交付するものである。</p> <p><事業内容></p> <p>本補助事業は、中小企業事業資金貸付金事業(県内金融機関に預託を行うことで県制度金融の貸付金利の引下げを行う)と共に、中小企業者の資金調達の円滑化を図ろうとするものである。経営状況が厳しく、プロパー融資を利用できない中小企業者についても低利で融資を受けられるよう、平成 27 年 3 月 10 日より県制度金融の金利の引下げを行うとともに、一部の資金について保証料率の引下げも行い、政策誘導を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象団体 : 佐賀県信用保証協会・補助額 : 県制度金融の利用者に対する信用保証料の引下げ分(通常 2.20%~1.90%以内の保証料率について、資金に応じ 1.35%~0%への引下げ分)。引下げ後の保証料率は、「中小企業事業資金貸付金」事業の頁を参照。・補助金交付方法 : 前年度の 1 月から当該年度 12 月までに低減した保証料 (H31 年度は H31 年 1 月~12 月分) について、毎年度 1 月に保証協会より報告を受け交付。 <p>○責任共有制度</p> <p>信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、信用保証協会法により、平成 19 年 10 月 1 日から責任共有制度が導入された。責任共有制度とは、従来、原則 100%保証であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて何れかの方式を選択するが、佐賀県では「部分保証方式」を採用している金融機関が多い。</p> <ul style="list-style-type: none">・部分保証方式: 融資金額 80%を保証協会が保証する方式・負担金方式: 融資金額 100%を保証協会が保証し、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を支払う方式 <p>なお、経営安定関連(セーフティネット)1~4 号・6 号、災害関係保証、創業関連保証などは、責任共有対象外制度として、現在でも 100%保証が継続されている。</p> <p>○信用保証損失補償金</p> <p>保証協会による中小企業者の金融機関からの資金借入についての債務保証を促進し、中小企業金融の円滑化を図るために、保証協会が受けた損失について、県と保証協会は損失補償契約書を締結し、県の予算の範囲内で損失補償金を交付することとなっている(佐賀県中小企業信用保証損失補償金交付要綱)。</p> <p>具体的には、下表の通り、融資金額の 80%(部分保証方式)について保証協会が代位弁</p>

済を実行した場合は、保証協会は、日本政策金融公庫から原則 64%相当(56%の制度融資もあり)の保険金を受領し、県から原則 8%(4%、5.3%(アタック)、12.8%、14.4%の制度融資もあり)の損失補償金を受領する。

保証協会の保証限度額は、基本財産に基づいて定められており、県は、代位弁済時に発生する損失の一部を補償することにより保証協会の負担を軽減し、中小企業の金融円滑化を図ろうとするものである。

保証協会の保証割合(部分保証方式)、佐賀県による損失補償割合

保証協会による代位弁済 80%			金融機関 20%
日本政策金融公庫との保険契約による保険金 64%	県による損失補償 8%	保証協会負担 8%	

○県制度金融の状況

(単位：千円)

区分		令和元年度 県資金預託実績		令和元年度 新規融資実績		令和元年度 未融資残高
			うち新規分		件数	
事業 円滑化 資金	中小企業振興貸付	85,000	51,000	44,000	5	227,585
	短期運転貸付	91,000	84,000	57,000	15	24,815
	小規模事業貸付	2,890,000	1,159,000	1,242,311	215	3,339,841
	小計	3,066,000	1,294,000	1,343,311	235	3,592,241
特別 対策 資金	さが創生貸付(創業)	505,000	88,000	452,000	70	1,178,273
	さが創生貸付・経営強化貸付	3,019,000	1,237,000	1,668,400	95	4,863,574
	経営安定化貸付(①～③以外)・ その他	8,224,000	2,758,000	4,615,427	243	13,260,437
	経営安定化貸付(緊急対策)①	655,000	—	—	—	1,991,434
	経営安定化貸付(緊急対策借換) ②	878,000	—	—	—	2,307,163
	経営安定化貸付(円滑化借換) ③	4,063,000	186,000	279,500	8	7,219,910
		17,344,000	4,269,000	7,015,327	416	30,820,791
	元気企業支援資金	7,000	—	—	—	—
	災害復旧支援	2,110,000	2,110,000	765,860	104	735,031
	新型コロナ対策	—	—	1,455,500	81	303,495
	合計	22,527,000	7,673,000	10,579,998	836	35,451,558

県制度融資の令和元年度における新規融資額は 105 億円、融資残高は 354 億円である。融資残高のうち 80%(部分保証方式)又は 100%(責任共有対象外制度)について保証協会が保証を行っている。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	4 豊かさ好循環の産業 さが(5) 企業立地・商工業 ④ 中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	平成 14 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算(最終)	178,280	175,770	174,957

	決算	176,309	175,761	174,956
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	174,956	—	174,956
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	負担補助交付金	信用保証料補給費補助		174,956
		合計		174,956

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 代位弁済率推移及び損失補償金について（意見）

<現状>

次表は、佐賀県信用保証協会の県制度融資に係る主要計数(保証付融資残高、代位弁済額、代位弁済率)の直近4年間推移である。保証付融資残高では、令和元年度に佐賀豪雨災害復旧資金、新型コロナウイルス感染症対応資金が新設され、それぞれの保証付融資残高は735百万円、303百万円となっている。また、代位弁済率(当年度代位弁済額÷前年度保証付融資残高として簡易計算したもの)は、平成28年度1.03%、平成29年度1.15%、平成30年度1.19%、令和元年度1.35%と上昇傾向にある。

県制度融資に係る保証協会の主要計数

単位：千円

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
県中小振興	397,835	312,433	278,959	227,585
県短期	48,086	47,803	42,411	24,815
県小規模一般	2,805,979	2,781,840	2,881,352	2,710,516
県小規模小口事業	789,005	716,421	654,988	617,788
県小規模特小	80,444	43,041	26,147	11,537
新事業展開等	1,536,234	2,439,010	3,175,208	3,615,162
経営安定化	4,009,998	7,036,834	9,761,657	11,460,567
緊急借換	5,973,409	4,179,443	3,147,020	2,307,163
円滑化借換	18,399,923	13,945,263	10,043,624	7,219,910
災害復旧	-	-	-	735,031
新型コロナ	-	-	-	303,495
その他	9,622,384	8,175,243	6,728,551	6,217,989
県特別対策資金	39,541,948	35,775,793	32,856,060	31,859,317
保証付融資残高①	43,663,297	39,677,331	36,739,917	35,451,558
県中小振興	4,686	9,784	-	1,582
県短期	-	4,437	-	2,406
県小規模一般	54,595	30,112	27,674	42,129
県小規模小口事業	4,183	1,196	24,139	18,795
県小規模特小	-	-	-	-
新事業展開等	5,963	57,462	-	4,532
経営安定化	78,964	25,857	114,102	167,150
緊急借換	75,557	58,159	9,720	53,763
円滑化借換	51,556	199,943	126,541	92,916
災害復旧	-	-	-	-
新型コロナ	-	-	-	-
その他	218,594	115,297	169,658	112,997
県特別対策資金	430,634	456,718	420,021	431,358
代位弁済額②	494,098	502,247	471,834	496,270
県中小振興	0.90%	2.46%	-	0.57%
県短期	-	9.23%	-	5.67%
県小規模一般	1.89%	1.07%	0.99%	1.46%
県小規模小口事業	0.46%	0.15%	3.37%	2.87%
県小規模特小	-	-	-	-
新事業展開等	-	3.74%	-	0.14%
経営安定化	-	0.64%	1.62%	1.71%
緊急借換	-	0.97%	0.23%	1.71%
円滑化借換	-	1.09%	0.91%	0.93%
災害復旧	-	-	-	-
新型コロナ	-	-	-	-
その他	-	1.20%	2.08%	1.68%
県特別対策資金	0.99%	1.16%	1.17%	1.31%
代位弁済率③	1.03%	1.15%	1.19%	1.35%

代位弁済率③=当年度②÷前年度①

県による信用保証損失補償金の交付額 ※県制度融資外のがんばる・アタックを含む

単位：千円

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
信用保証損失補償金	51,162	45,282	33,767	40,552	33,955
損失発生額の算定期間	H26.10～H27.9	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9	H30.10～R1.9
交付申請年月日	H28.5	H29.5	H30.5	R1.5	R2.5

損失補償金=(前々年度10月～前年度9月)の損失発生額-(前年度10月～前年度3月)の回収金
損失発生額=代位弁済発生額-対象期間中の回収額

<意見>

現在、佐賀豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により、各企業者の経営環境、地域経済状況が急激に変化しており、特に新型コロナウイルス感染症については収束の目途が立っておらず、企業者にとっては不透明な経営環境が今後も継続する可能性がある。足元では新型コロナウイルス感染症対応資金等により、企業の倒産件数は前年度並みで推移している様であるが、今後の状況は分からない。

本事業の趣旨からすると、中小企業の金融円滑化を図るために、一定範囲内の代位弁

済額、損失補償金交付は想定しているものと考えられるが、今後は、想定を上回る代位弁済額、損失補償金交付が発生する恐れもあり、事業者の信用リスク管理、経営改善支援、代位弁済率推移管理等の重要性がより高まるものと考えられる。

県は、保証協会・金融機関と連携して、初期延滞先、新規事故報告先へのアプローチ、改善支援対応を早期のうちに実施し、また、一方で、制度別・業種別・地域別・金融機関規模別(都市銀行・地方銀行・信用金庫他)に代位弁済率推移等のデータを整備し、県の想定する代位弁済率との乖離状況に注視しながら、県の損失補償金交付額が一定額内に収まる様に管理を徹底する必要があるものとする。

② 貸付年度別の代位弁済額について（意見）

<現状>

下表は直近2年度の代位弁済額内訳であるが、直近数年間における貸付への代位弁済額も含まれている。

○代位弁済額

単位：千円

	R 元年度	R2 年度
代位弁済額の算定期間	H29.10～H30.9	H30.10～R1.9
平成 23 年度以前貸付	283,518	154,228
平成 24 年度貸付	17,383	—
平成 25 年度貸付	4,413	44,420
平成 26 年度貸付	56,199	29,751
平成 27 年度貸付	99,252	107,825
平成 28 年度貸付	85,167	54,565
平成 29 年度貸付	46,891	97,531
平成 30 年度貸付	—	39,837
代位弁済額	592,824	528,156

※県制度融資外のがんばる・アタックを含む。

<意見>

当該状況については、制度別・業種別・地域別・金融機関別等に発生経緯を分析して、今後の保証事業に活かして行く必要があるものと考えられる。

10. 設備投資支援資金（アタック）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 設備投資により経営の合理化や安定・強化、又は経営資源の活用に取り組む中小企業者を金融面から支援するために、信用保証料を引下げる。</p> <p><事業内容> 中小企業・小規模事業者の設備投資を促進するため、平成16年度に信用保証協会、県内金融機関及び県が連携した設備投資向けの保証付き融資(保証協会制度融資)である「アタック」を創設し、県は保証料の一部を負担している。 県制度融資との主な相違点は、貸付金額が高額(上限1億円)、貸付期間長期(最長15年)、金融機関所定の変動金利ということである。また、県から金融機関への預託金もない。</p> <p>○補助対象団体 佐賀県信用保証協会</p> <p>○補助額 設備投資支援資金「アタック」の利用者に対する信用保証料の引下げ分(通常1.90%以内の保証料率について、0.60%以内への引下げ分)</p> <p>○補助金交付方法 前年度の1月から当該年度12月までに低減した保証料(H31年度はH31.1~12月分)について、毎年度1月に保証協会より報告を受け交付</p>					
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他		
佐賀県総合計画2019との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>④中小企業の持続的発展に向けた支援</p>				
事業期間	平成16年度～				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算(最終)	7,504	12,705	13,347	
	決算	9,470	12,633	13,347	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県(一般財源)	その他	合計	
	—	13,347	—	13,347	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	負担補助交付金	信用保証料補給費補助		13,347	

	合計	13,347
--	----	--------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.1. 高度化資金貸付金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容											
<p><事業の目的及び内容></p> <p>高度化事業は、昭和 31 年度より実行されている事業であり、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るために工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター又は商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、(独)中小企業基盤整備機構が各都道府県と一体となり、貸付け、診断助言を行うものである。</p> <p>○令和元年度の貸付残高・償還額</p> <p>令和元年度末の貸付残高は、下表の通り 1,722,287 千円である。近年の新規貸付は、安全衛生設備リース（平成 30 年度 696 千円、令和元年度 205 千円）のみであり、構造改善等高度化資金は平成 10 年 3 月を最後に、また商店街整備等支援資金は平成 12 年 2 月を最後に、新規貸付は実行されていない。令和元年度末の貸付残高の大部分は、下表の通り延滞先・条件変更先となっている。</p> <p>貸付先・連帯保証人からの償還額は、県の小規模特別会計で一旦受入れた上で、財源負担割合に応じて、(独)中小企業基盤整備機構への償還と県の一般会計への繰出が実施されている。</p>											
単位：千円	令和元年度の貸付先償還額			令和元年度末							
		機構への 償還額	一般会計 繰出金	貸付 残高	延滞先	条件 変更先	正常先等				
構造改善等高度化	20,500	13,838	6,662	375,746	—	375,746	—				
商店街整備等支援	20,019	14,491	5,528	75,150	—	75,150	—				
安全衛生設備リース	1,116	—	1,116	10,646	—	—	10,646				
延滞先分 (構造改善他)	1,144	752	392	1,260,745	1,260,745	—	—				
計	42,779	29,081	13,698	1,722,287	1,260,745	450,896	10,646				
<p>○延滞先・条件変更先の状況</p> <p>「(3) 監査の結果及び意見」を参照。</p>											
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>							県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他								
佐賀県総合計画 2019 と の関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>④ 中小企業の持続的発展に向けた支援</p>										
事業期間	昭和 31 年度～										
事業費推移	機構への償還費 (単位：千円)										
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度							
	予算 (最終)	49,483	36,917	30,856							

	決算	48,008	34,883	29,081
	一般会計への繰出金 (単位:千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	32,051	41,382	14,569
	決算	26,639	40,753	13,698
事業費の財源	該当事項なし			
事業費の内訳	該当事項なし			

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 債権管理コスト及び債権免除手続きについて（意見）

<現状>

次表は、高度化資金貸付の延滞先・条件変更先である。このうち、延滞先については、平成 29 年度貸付残高 1,264,159 千円に対して、平成 30 年度償還額 2,270 千円、令和元年度償還額 1,144 千円に留まる一方で、不納欠損処理はなされていないため、令和元年度末においても貸付残高は 1,260,745 千円の高水準となっている。延滞先の主債務者は、令和元年度までに全て破産申立済・解散手続中等であり償還能力がないため、平成 30 年度及び令和元年度の償還は、1 組合（令和元年度中に破産申立）を除き、全て連帯保証人より実行されている。

高度化資金については、貸付先が組合であること等に起因する特有の事情により、かなり以前より不良債権化が全国的に問題になっていた。（独）中小企業基盤整備機構は、当初は、各都道府県の判断に基づき歩調を合わせて不良債権償却を行っていたが、平成 18 年度以降は、機構のみの判断により早期償却を可能なものとした（法的債権は都道府県と同様に残っている状況で、機構の帳簿上のみ償却）。

佐賀県の高度化貸付金についても機構の帳簿上では償却済となっている債権があるが、佐賀県としては、保証人（相続人を含む）からの償還が少額でも継続している限りは、債権放棄要件を満たしていないとして、また、公平性を重視して、債権放棄・不納欠損処理が実行されていない。

高度化資金 延滞先・条件変更先

単位:千円

	当初貸付額	当初貸付年度	最終償還期限	H29年度	H30年度		R元年度		現状
				貸付残高	償還額	貸付残高	償還額	貸付残高	
A組合	181,820	S50	H3.8	47,149	115	47,034	111	46,923	組合は破産。連帯保証人(相続人含む)より少額償還中。担保物件は任充済。
B組合	217,310	S51	H3.12	56,398	2	56,396	2	56,394	組合は清算手続中。連帯保証人残り1名より少額償還中。
C組合	45,920	S52	S59.8	9,783	26	9,757	31	9,726	組合は解散。連帯保証人より少額償還中。担保物件は競売済。
D組合	421,070	S62	H21.3	127,793	-	127,793	-	127,793	組合は破産。保証人残り6名からの償還は現在なし。担保物件は競売済。
E法人	374,220	S63	H22.2	105,863	1,401	104,462	402	104,060	法人は令和元年度に破産申請。連帯保証人残り1名に対して償還指導予定。
F組合	819,920	H2	H17.10	148,979	8	148,971	26	148,945	組合は破産。連帯保証人残り1名(相続人)より少額償還中。担保物件は任充済。
G組合	478,890	H3	H6.6	424,953	-	424,953	-	424,953	組合は破産。連帯保証人全9名は自己破産等完了(H28.11)。
H個人	35,270	H5	H20.4	10,396	335	10,061	211	9,850	主債務者(個人)は死去。連帯保証人より少額償還中。担保物件は競売済。
I組合	400,780	H7	H19.9	332,846	383	332,463	361	332,102	組合は破産。連帯保証人より少額償還中。担保物件は競売済。
延滞先	2,975,200			1,264,159	2,270	1,261,889	1,144	1,260,745	-
J組合	860,490	H4	R3.3	190,316	12,000	178,316	5,000	173,316	共同出資会社の赤字が継続しており、高度化資金償還財源が大幅に不足。
K組合	483,970	H5	R2.12	147,000	14,000	133,000	14,000	119,000	
L法人	195,840	H7	R2.10	56,485	3,000	53,485	5,000	48,485	
"	115,830	H8	R3.3	30,665	2,000	28,665	2,000	26,665	
M組合	301,170	H10	R3.2	77,792	2,520	75,272	-	75,272	佐賀県は令和元年12月に再生計画(再生支援協議会関与)から離脱し、1年間の償還猶予実施中。
N個人	31,150	H10	R4.3	11,158	1,500	9,658	1,500	8,158	
O組合	236,700	H12	R2.2	26,035	13,016	13,019	13,019	-	令和元年度に完済
条件変更先	2,225,150			539,451	48,036	491,415	40,519	450,896	
合計	5,200,350			1,803,610	50,306	1,753,304	41,663	1,711,641	

<意見>

保証人からの少額償還手続には一定額の管理コストが発生しており、早期に債権免除を実施した方が経済合理性が認められるケースもある。特に、上表の過去2年間の回収額がゼロである貸付先や回収があっても極めて少額の貸付先といった保証人が無資力である様なケースについては、保証人資力に関する疎明資料を整備し、保証人全員が無資力状態と認められれば「佐賀県債権の管理に関する条例」第11条に基づき、債権免除を行うことも可能と考える。

② 条件変更先への早急な経営改善指導の必要性について(意見)

<現状>

上表の条件変更先の内、J組合とM組合の財務状況が非常に厳しい状況となっている。J組合は、償還年数(貸付残高÷直近年度償還額)が34.7年もの長期に及び、また、M組合は、令和2年2月に施設内店舗を閉店したこと等により県は再生計画(再生支援協議会関与)から離脱した上で、1年間の暫定的な償還猶予を独自に実施している。

<意見>

両組合の借入金には民間金融機関借入金も含まれてはいるが、大部分の借入金は高度化資金であり、県は、中小機構と連携して、メイン債権者として早急に経営改善指導を実施することが必要である。

1.2. 小規模企業者等設備導入資金貸付金（平成17年度～）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容		H29年度	H30年度	R元年度
<p><事業の目的及び内容></p> <p>既に廃止された小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて実行された「中小企業設備近代化資金貸付金」及び「設備貸与事業資金貸付金」である。</p> <p>「中小企業設備近代化資金」は、県から事業者への直接貸付方式(平成11年以前)と県から公益財団法人佐賀県地域産業支援センターを通じた貸付方式があり、「設備貸与事業資金貸付金」は、県から同センターを通じた貸付方式のみである。</p> <p>○令和元年度の貸付残高・不納欠損処理額・償還額</p> <p>令和元年度末の貸付残高は、下表の通り、中小企業設備近代化資金貸付金 15,984 千円、設備貸与事業資金貸付金 21,310 千円である。中小企業設備近代化資金は平成11年度を最後に、また設備貸与事業資金は平成26年度を最後に、新規貸付は実行されていない。</p>				
単位：千円				
中小企業設備近代化資金 (県直接貸付)	期首残高	106,931	105,824	88,608
	償還	1,107	878	1,621
	不納欠損処理額	-	16,338	71,004
	期末残高	105,824	88,608	15,984
設備貸与事業資金 (支援センター経由貸付) ※右記残高は県残高	期首残高	126,209	81,808	47,124
	償還	44,401	34,684	25,814
	不納欠損処理額	-	-	-
	期末残高	81,808	47,124	21,310
	償還額計	45,509	35,563	27,435
	国に返納	29,570	22,795	17,813
	一般会計へ繰出	29,465	22,714	17,750
	償還額計	59,035	45,509	35,563

過去3年間では、設備近代化資金において、平成30年度に16,338千円、令和元年度に71,004千円の不納欠損処理を行っている。これは、県によれば、平成30年度については時効の援用が行われたこと等により債権が消滅、そして令和元年度については時効期間経過等の要件充足により、佐賀県債権管理条例に基づき、議会の議決を経て債権放棄手続きを行ったとのことであった。

貸付先からの償還額は、県の小規模特別会計で一旦受入れた上で、財源負担割合に応じて、翌年度に（独）中小企業基盤整備機構への償還と県の一般会計への繰出が実施されている。

○管理債権及び損失補償契約

令和元年度末の管理債権に係る損失補償金未回収額は、下表の通り1,377千円（全て設備貸与事業資金）である。

県から同センターを通じた貸付金については、佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償金交付要綱に基づき、佐賀県と同センターは損失補償契約書を締結し、佐賀県は同センターの損失額(貸倒損失額)を補償している。県は、同センターの損失額に対して補償金として支出したうえで、当該支出額を原資として同センターから貸付金の償還を受けていることになる。貸倒損失額の負担関係は、県から事業者への直接貸付方式と同様となる。

【債権管理】

(単位：千円)

	当初貸付額	当初貸付年度	管理債権承認日	損失補償金		令和元年度					
				交付日	交付額	既補償額の回収累計額	未回収額				
A社	5,890	H13.8	H18.3	H18.5	3,483	173	3,310				
B社	10,000	H15.3	H19.1	H19.6	6,072	112	5,960				
C社	29,604	H16.7	H21.2	H21.5	14,796	1,074	13,722				
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>							県営	委託	補助	その他
県営	委託	補助	その他								
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④中小企業の持続的発展に向けた支援										
事業期間	平成17年度～（新規貸付は平成26年度で終了）										
事業費推移	国への償還費 (単位：千円)										
		平成29年度	平成30年度	令和元年度							
	予算（最終）	29,570	22,801	17,942							
	決算	29,570	22,795	17,813							
	一般会計への繰出金 (単位：千円)										
		平成29年度	平成30年度	令和元年度							
予算（最終）	29,465	22,801	17,942								
決算	29,465	22,714	17,750								
事業費の財源	該当事項なし										
事業費の内訳	該当事項なし										

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 債権管理コスト及び債権免除手続きについて（意見）

＜現状＞

下表は、小規模企業者等設備導入資金貸付金の過去3年度の推移である。この内、設備近代化資金は、平成30年度に16,338千円、令和元年度に71,004千円の不納欠損処理が実行されているが、令和元年度末貸付残高15,984千円の中にも不納欠損処理の実行が可能な債権(保証人からの少額償還債権等)が残っているものと考えられる。

小規模企業者等設備導入資金貸付金

単位:千円

	当初貸付額	当初貸付年度	H29年度		H30年度		R元年度			現状	
			貸付残高	償還額	不納欠損処理	貸付残高	償還額	不納欠損処理	貸付残高		
設備近代化	A	3,900	S47	954	35		919	36		883	主債務者は解散。保証人より少額償還中。
	B	5,000	S54	690	-		690	-		690	主債務者は解散。保証人も時効完了又は死去。清算完了確認後債権放棄検討。
	C	15,000	S58	2,625	48		2,577	48		2,529	主債務者は解散。保証人より少額償還中。
	D	4,010	S56	300	60		240	90		150	〃
	E	9,880	H5	5,502	5		5,497	7		5,490	主債務者は営業中であるが、保証人より少額償還中。
	F	3,806	H9	1,257	15		1,242	110		1,132	主債務者は事実上廃業。保証人より少額償還中。
	G	6,000	H11	5,165	15		5,150	40		5,110	〃
	H	1,800	S43	130	90		40	40		-	完済
	I	21,990	H11	1,860	610		1,250	1,250		-	〃
	J	880	S37	507			507		507	-	令和元年11月議会決議を経て債権放棄
	K	1,040	S39	500			500		500	-	〃
	L	3,510	S50	1,000			1,000		1,000	-	〃
	M	5,520	S53	4,924			4,924		4,924	-	〃
	N	4,000	S53	2,233			2,233		2,233	-	〃
	O	15,000	S58	11,250			11,250		11,250	-	〃
	P	25,000	H9	24,880			24,880		24,880	-	〃
	Q	35,000	H9	25,710			25,710		25,710	-	〃
	R	1,050	S41	798		798	-			-	平成30年度議会決議を経て債権放棄
S	4,500	S44	4,208		4,208	-			-	〃	
T	10,000	S46	8,025		8,025	-			-	〃	
U	5,530	S51	1,807		1,807	-			-	〃	
V	10,000	H9	1,500		1,500	-			-	〃	
計	192,416		105,824	878	16,338	88,608	1,621	71,004	15,984		
設備貸与事業	H23貸付	111,830		9,415	9,415		-	-		-	
	H24貸付	112,610		17,917	12,724		5,193	5,193		-	
	H25貸付	36,990		14,497	6,588		7,909	6,588		1,321	
	H26貸付	31,364		24,468	7,920		16,548	7,920		8,628	
	計	292,794		66,297	36,647		29,650	19,701	-	9,949	支援センター残高
合計	485,210		172,121	37,525	16,338	118,258	21,322	71,004	25,933		

＜意見＞

高度化資金の監査意見においても記載した通り、保証人からの少額償還手続きには一定額の管理コストが発生している。回収額がゼロである貸付先や回収があっても極めて少額の貸付先といった保証人が無資力である様なケースについては、保証人資力に関する疎明資料を整備し、保証人全員が無資力状態と認められれば「佐賀県債権の管理に関する条例」第11条に基づき、債権免除を行うことも可能と考える。

1.3. 小規模企業者等設備導入支援資金（平成27年度～）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																																																																																																												
<p><事業の目的及び内容></p> <p>小規模企業者等設備導入支援資金は、県から（公財）佐賀県地域産業支援センターへの貸付金であり、同センターでは、当該資金を原資として、設備貸与事業を行っている（新規貸付は平成29年度で終了）。設備貸与事業とは、小規模事業者等（創業者を含む）が、経営革新のために必要とする設備を同センターが購入し、これを割賦販売又はリースするものである。</p> <p>○令和元年度の貸付残高・償還額</p> <p>令和元年度末の県から同センターへの貸付残高は下表の通り 62,189 千円であり、同センターの債権残高（現在の残高は全て割賦債権）は 71,986 千円である（差異は、条件変更先の償還減額部分について、センターが自己資金により前倒しで県に返済しているために生じている）。同センターの割賦債権は、令和8年度に回収が完了する見込みとなっている。</p> <p>同センターから県への償還額は、県の小規模特別会計で一旦受入れた上で、財源負担割合に応じて、翌年度に（独）中小企業基盤整備機構への償還と県の一般会計への繰出が実施されている。</p>																																																																																																																												
<p>県から支援センターへの貸付残高 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27年度</th> <th colspan="2">H28年度</th> <th>H29年度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>貸付</th> <th>償還</th> <th>貸付①</th> <th>貸付②</th> <th>貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">H27年度</td> <td>貸付</td> <td>76,530</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>76,530</td> </tr> <tr> <td>償還</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>76,530</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>76,530</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H28年度</td> <td>貸付</td> <td>-</td> <td>40,000</td> <td>20,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>償還</td> <td>11,097</td> <td>20,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>31,097</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>65,433</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>105,433</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H29年度</td> <td>貸付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16,350</td> <td>16,350</td> </tr> <tr> <td>償還</td> <td>12,432</td> <td>5,996</td> <td>5,996</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24,424</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>53,001</td> <td>14,004</td> <td>14,004</td> <td>16,350</td> <td>-</td> <td>97,359</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H30年度</td> <td>貸付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>償還</td> <td>12,432</td> <td>1,818</td> <td>1,818</td> <td>-</td> <td>538</td> <td>16,606</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>40,569</td> <td>12,186</td> <td>12,186</td> <td>15,812</td> <td>-</td> <td>80,753</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R1年度</td> <td>貸付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>償還</td> <td>12,432</td> <td>1,818</td> <td>1,818</td> <td>-</td> <td>2,496</td> <td>18,564</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>28,137</td> <td>10,368</td> <td>10,368</td> <td>13,316</td> <td>-</td> <td>62,189</td> </tr> </tbody> </table>		年度		H27年度		H28年度		H29年度	合計	貸付	償還	貸付①	貸付②	貸付	H27年度	貸付	76,530	-	-	-	-	76,530	償還	-	-	-	-	-	-	残高	76,530	-	-	-	-	76,530	H28年度	貸付	-	40,000	20,000	-	-	60,000	償還	11,097	20,000	-	-	-	31,097	残高	65,433	20,000	20,000	-	-	105,433	H29年度	貸付	-	-	-	-	16,350	16,350	償還	12,432	5,996	5,996	-	-	24,424	残高	53,001	14,004	14,004	16,350	-	97,359	H30年度	貸付	-	-	-	-	-	-	償還	12,432	1,818	1,818	-	538	16,606	残高	40,569	12,186	12,186	15,812	-	80,753	R1年度	貸付	-	-	-	-	-	-	償還	12,432	1,818	1,818	-	2,496	18,564	残高	28,137	10,368	10,368	13,316	-	62,189
年度				H27年度		H28年度		H29年度		合計																																																																																																																		
		貸付	償還	貸付①	貸付②	貸付																																																																																																																						
H27年度	貸付	76,530	-	-	-	-	76,530																																																																																																																					
	償還	-	-	-	-	-	-																																																																																																																					
	残高	76,530	-	-	-	-	76,530																																																																																																																					
H28年度	貸付	-	40,000	20,000	-	-	60,000																																																																																																																					
	償還	11,097	20,000	-	-	-	31,097																																																																																																																					
	残高	65,433	20,000	20,000	-	-	105,433																																																																																																																					
H29年度	貸付	-	-	-	-	16,350	16,350																																																																																																																					
	償還	12,432	5,996	5,996	-	-	24,424																																																																																																																					
	残高	53,001	14,004	14,004	16,350	-	97,359																																																																																																																					
H30年度	貸付	-	-	-	-	-	-																																																																																																																					
	償還	12,432	1,818	1,818	-	538	16,606																																																																																																																					
	残高	40,569	12,186	12,186	15,812	-	80,753																																																																																																																					
R1年度	貸付	-	-	-	-	-	-																																																																																																																					
	償還	12,432	1,818	1,818	-	2,496	18,564																																																																																																																					
	残高	28,137	10,368	10,368	13,316	-	62,189																																																																																																																					

佐賀県地域産業支援センター 設備貸与事業 割賦債権

単位：千円

	当初 債権額	当初 貸付 年度	最終 償還 期限	H29年度	H30年度	R元年度		現状	
				貸付残高	償還額	貸付残高	償還額		貸付残高
A社	4,320	H27.7	R2.6	2,430	1,080	1,350	1,080	270	
B社	4,100	H27.7	R4.7	2,912	672	2,240	672	1,568	
C社	41,250	H27.8	R5.6	30,566	2,563	28,003	4,980	23,023	条件変更先(当初約定は毎月687千円→現状は毎月約200千円)
D社	10,080	H27.12	R7.11	8,556	1,116	7,440	1,116	6,324	
E社	11,950	H27.9	R7.9	9,900	1,320	8,580	1,320	7,260	
F社	25,920	H28.8	R8.8	24,240	2,880	21,360	2,880	18,480	
G社	3,780	H28.11	R4.10	3,465	756	2,709	756	1,953	
H社	3,960	H29.7	R7.6	3,960	396	3,564	432	3,132	
I社	12,390	H30.2	R7.1	12,390	350	12,040	2,064	9,976	
割賦債権	117,750			98,419	11,133	87,286	15,300	71,986	
リース債権	-			-	-	-	-	-	
合計	117,750			98,419	11,133	87,286	15,300	71,986	

○貸付審査

県は、センターからの依頼で審査委員会に参加する形で貸付審査に関与している。小規模企業者等設備導入支援審査委員会規程に則り、設備貸与調査調書、財務諸表等に基づき、貸付可否の審査がなされている。

○管理債権及び損失補償契約

同センターの割賦債権・リース債権については、佐賀県小規模企業者等設備導入支援事業損失補償金交付要綱に基づき、佐賀県と同センターは損失補償契約書を締結し、佐賀県は同センターの損失額（貸倒損失額）を補償することとなっている。県は、同センターの損失額に対して補償金として同センターへ支出したうえで、当該支出額を原資として同センターから貸付金の償還を受けることとなる。なお、令和元年度末までに損失補償実績はない。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ④ 中小企業の持続的発展に向けた支援			
事業期間	平成 27 年度～（新規貸付は平成 29 年度で終了）			
事業費推移	機構への償還費 (単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	7,062	8,852	9,282
	決算	7,062	8,303	9,282
	一般会計への繰出金 (単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算（最終）	7,062	8,852	9,282	
決算	7,062	8,303	9,282	

事業費の財源	該当事項なし
事業費の内訳	該当事項なし

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 条件変更先の償還額について（意見）

<現状>

条件変更先への償還減額部分について、佐賀県地域産業支援センターが自己資金により前倒しで県に返済している事例があった。翌年度以降に事業者からの償還が正常化する見込であるとして、この様な県への償還方針が採られていた。

<意見>

本事業の要領には、3月から2月に事業者から償還があった額を県に償還すると定められている。また、当該条件変更先の状況が更に悪化し、償還額の追加減額、一時停止等の状況が生じた場合には、県は既存の前倒し償還額を同センターに返還する手続きが必要になると考えられる。従って、同センターから県への償還額は、事業者からの償還額に応じて実施されるべきものとする。

III. ものづくり産業課

1. さが機能性・健康食品開発拠点事業費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																		
<p><事業目的></p> <p>機能性・健康食品及び化粧品分野において、県内中小企業等が行う研究開発支援、試験研究機関等が持つシーズと県内中小企業等とのニーズのマッチングによる産学官の共同研究等推進、研究員による県産農林水産物の機能性探索等により付加価値の高い新商品開発、さらには県産農林水産物の機能性を活かした新技術・新産業創出に寄与すること。</p> <p><事業内容></p> <p>公益財団法人佐賀県地域産業支援センターに、ラボ長、コーディネーター2名（研究開発、マッチング）及び新産業創出研究員3名を配置し、次の活動を行う。</p> <p>(1) 県内企業等のニーズと試験研究機関等のシーズとのマッチング</p> <p>(2) 新産業創出研究員による企業の分析等支援及び県産農林水産物の機能性研究</p> <p>(3) 助成事業（トライアルユース補助事業、予備的研究委託事業、機能性表示食品制度に関する届出に係る経費補助事業）</p> <p>(4) 広報・PR・啓蒙活動</p> <p>上記（1）から（4）までの具体的内容と、地域産業支援センターへの補助実績は以下の通り。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">主な内容</th> <th style="width: 30%;">令和元年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) コーディネーター2名の人件費とその活動経費</td> <td style="text-align: right;">11,633</td> </tr> <tr> <td>(2) 研究員3名の人件費とその研究費</td> <td style="text-align: right;">21,383</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 間接補助 (県→センター→ 補助対象者)</td> <td>ラボのトライアル利用のための補助4件 (対象：県内事業者)</td> <td style="text-align: right;">694</td> </tr> <tr> <td>地域資源の機能性等研究費の補助 (対象：大学等研究機関)</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>機能性表示食品届出に関する経費補助 (対象：県内事業者)</td> <td style="text-align: center;">— (実績なし)</td> </tr> <tr> <td>(4) 展示会・シンポジウム・セミナー開催経費</td> <td style="text-align: right;">1,967</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">36,677</td> </tr> </tbody> </table>		主な内容	令和元年度実績	(1) コーディネーター2名の人件費とその活動経費	11,633	(2) 研究員3名の人件費とその研究費	21,383	(3) 間接補助 (県→センター→ 補助対象者)	ラボのトライアル利用のための補助4件 (対象：県内事業者)	694	地域資源の機能性等研究費の補助 (対象：大学等研究機関)	1,000	機能性表示食品届出に関する経費補助 (対象：県内事業者)	— (実績なし)	(4) 展示会・シンポジウム・セミナー開催経費	1,967	合 計	36,677
主な内容	令和元年度実績																	
(1) コーディネーター2名の人件費とその活動経費	11,633																	
(2) 研究員3名の人件費とその研究費	21,383																	
(3) 間接補助 (県→センター→ 補助対象者)	ラボのトライアル利用のための補助4件 (対象：県内事業者)	694																
	地域資源の機能性等研究費の補助 (対象：大学等研究機関)	1,000																
	機能性表示食品届出に関する経費補助 (対象：県内事業者)	— (実績なし)																
(4) 展示会・シンポジウム・セミナー開催経費	1,967																	
合 計	36,677																	
主な執行区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">県営</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">委託</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">補助</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他													
県営	委託	補助	その他															
佐賀県総合計画2019との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>③ものづくり産業の振興</p>																	
事業期間	平成23年度～（継続）																	

事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	44,552	43,794	40,477
決算	44,325	42,749	36,922	

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	28,040	8,881	－	36,922

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	職員	展示会視察	226
	食糧費	ネットワーク構築	4
	役務費	電話代	15
	補助金	技術振興等補助金 (佐賀県地域産業支援センター)	36,677
	合計	36,922	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

2. シンクロトロン光応用研究施設整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（鳥栖市）の県有ビームラインにおいて供用する研究機器等の調達及び修理。</p> <p>※シンクロトロン光とは、光速に近い速度で走る電子を電磁石等で進行方向を曲げたときに発生する、赤外線からX線にわたる波長の光。極めて明るく指向性が高いため、幅広い分野の研究開発に利用されている。</p> <p><事業内容></p> <p>令和元年度施設整備の主な実績は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動火災報知設備修理 ● 小型広角同時測定用ノーズ製作 ● イメージングプレートリーダー購入 ● 高感度・光速X線画像検出器購入 ● カレントアンプ及びVFコンバータ3式購入 等 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成 13 年度～（継続）			
事業費推移	（単位：千円）			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	38,854	19,946	40,827
	決算	38,588	19,646	40,561
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	33,859	390	6,312	40,561
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	職員旅費	職員旅費		93
	需用費その他	修繕費他		2,014
	役務費その他	電話料		27
	工事請負費	製造発注		7,014
	備品購入費	備品調達		31,413
	合計		40,561	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

3. シンクロトン光応用研究施設整備費（指定管理）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター（鳥栖市）において供用する研究機器、設備、備品等の調達、更新及び修理を指定管理者へ委託するもの。</p> <p><事業内容> 令和元年度施設整備の主な実績は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イオンポンプ・コントローラ（光源用） ● リニアッククライストロンパルス電源用サイラトロン ● ガンマ線エリアモニタ更新 等 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
※指定管理業務の一環として委託				
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成 26 年度～（継続）			
事業費推移	（単位：千円）			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	42,795	32,582	34,340
	決算	42,744	32,582	34,340
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	28,231	6,109	34,340
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	指定管理業務委託料		34,340
	合計		34,340	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

4. 九州シンクロトン光研究センター頭脳拠点形成事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容									
<p><事業目的></p> <p>試験研究機関によるシンクロトン光を活用した地域課題の解決に向けた試験研究に対して、その試験研究経費の一部を再配当することにより、試験研究機関における地域課題の解決に向けた試験研究への取組を推進するとともに、研究成果の県内企業等への普及・啓発を通じて、シンクロトン光の更なる利用促進を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>ものづくり産業課から県農業試験研究センターに再配当を行い、農業試験研究センターが九州シンクロトン光研究センターを活用して花きの育種を行っている。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 20 年度 ～平成 23 年度</td> <td>植物におけるシンクロトン光を用いた突然変異育種法の開発（文部科学省交付金）</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度 ～平成 27 年度</td> <td>シンクロトン光を用いた効率的な突然変異育種法の開発と実用形質を有するスプレーギクの育成</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度 ～令和 2 年度</td> <td>シンクロトン光を突然変異原として活用した花きの新品種育成</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度～</td> <td>研究継続の予定</td> </tr> </table> <p>○これまでの成果</p> <p>複種の花きにおける花色等の変異系統やキクにおける低温開花性を有する変異系統の育成、選抜等の成果が報告されている。</p> <p>○今後の目標</p> <p>これまでの成果をもとに、令和 7 年度までに新品種の育成や有用変異系統の作出を目標としている。</p>		平成 20 年度 ～平成 23 年度	植物におけるシンクロトン光を用いた突然変異育種法の開発（文部科学省交付金）	平成 24 年度 ～平成 27 年度	シンクロトン光を用いた効率的な突然変異育種法の開発と実用形質を有するスプレーギクの育成	平成 28 年度 ～令和 2 年度	シンクロトン光を突然変異原として活用した花きの新品種育成	令和 3 年度～	研究継続の予定
平成 20 年度 ～平成 23 年度	植物におけるシンクロトン光を用いた突然変異育種法の開発（文部科学省交付金）								
平成 24 年度 ～平成 27 年度	シンクロトン光を用いた効率的な突然変異育種法の開発と実用形質を有するスプレーギクの育成								
平成 28 年度 ～令和 2 年度	シンクロトン光を突然変異原として活用した花きの新品種育成								
令和 3 年度～	研究継続の予定								
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他				
県営	委託	補助	その他						
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興								
事業期間	平成 24 年度～（継続）								
事業費推移	（単位：千円）								
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度					
	予算（最終）	2,001	1,240	1,122					
	決算	1,548	1,078	927					
事業費の財源	（単位：千円）								
	国庫	県（一般財源）	その他	合計					
	—	927	—	927					

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	職員旅費	職員出張旅費	398
	需用費その他	試料購入、消耗品費等	210
	委託料	健康診断料（放射線）	26
	使用賃借料	ビームライン利用料	277
	負担金補助	会議出席負担金	16
		合計	927

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. 九州シンクロトロン光研究センター産業利用コーディネート事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（佐賀県鳥栖市）の一層の利活用促進と、センターの基本方針の一つである地域産業の高度化、新産業創出を図るため、県内企業等を訪問し、相談、利用、課題解決までの一連の支援を行う産業利用コーディネーターを配置する。</p> <p><事業内容></p> <p>令和元年6月1日から材料や金属などの幅広い分野に精通した産業利用コーディネーター2名を配置している（令和2年度からは3名）。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	-	-	11,091
	決算	-	-	10,228
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	9,617	611	-	10,228
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	指定管理者への業務委託		10,228
		合計		10,228

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 九州シンクロトロン光研究センターの活用について（意見）

<現状>

九州シンクロトロン光研究センターは、平成 18 年度に稼働を開始し、開所当初、地域産業振興の起爆剤としての期待を集めた。以降、県有ビームライン利用時間は順調に推移したが、平成 25 年度で頭打ちになっている。また、開所以来、目に見える形で新技術等の成果が県民に示されているとは言いがたい。当事業を含め、九州シンクロトロン光研究センターに係る複数ある事業の年間の運営費等総計は 5 億円（うち県の一般財源からの支出は 3 億円超）であるのに対し、収入は 6 千万円にとどまっており、当センターの活性化は佐賀県の喫緊の重要な課題である。

九州シンクロトロン光センターの概要は以下の通り。

<概要>

開所	平成 18 年 2 月
所在地	鳥栖市弥生が丘
ビームライン数	11 本（うち県有 7 本）
指定管理者	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
センター人員数 （指定管理者所属）	27 名（令和元年 3 月末時点）
建設費	約 66 億円（うち県費 10 億円）
年間利用料収入	約 6 千 6 百万円（R1 年度）
年間維持運営費	約 5 億 3 千万円（R1 年度）
年間設備整備費	約 3 千万円（R1 年度）

<県有ビームラインの利用時間実績>

年度	件数	時間数
H18	66 件	1,115 時間
H19	94 件	1,526 時間
H20	93 件	1,760 時間
H21	130 件	2,510 時間
H22	142 件	3,179 時間
H23	144 件	3,430.5 時間
H24	161 件	3,496.5 時間
H25	171 件	3,633 時間
H26	136 件	2,692 時間
H27	162 件	3,202 時間
H28	154 件	3,239 時間
H29	156 件	3,259 時間
H30	146 件	2,910.5 時間
R1	169 件	3,260 時間

※県有ビームラインの年間稼働可能時間は単純計算では年間約 9,000 時間～10,000 時間程度

であるが、現状の人員に基づく機器準備等の調整時間 2,000 時間程度を考慮すると現実には 7,000~8,000 時間程度と思われる。

施設開所以来、利用時間は平成 25 年度まで順調に伸びてきたが、それ以降は 3,000 時間を超える付近で横ばいとなっている。平成 25 年には愛知県に同程度のスペックの「あいちシンクロtron光センター」（設置者：愛知県）が開設されている。

県と、運営を委託されている佐賀県地域産業支援センターが認識している課題は以下のように集約される。

- (1) 利用時間が伸びていない
- (2) 維持管理経費に対し利用料収入が少ない
- (3) 地域産業の高度化と新規産業の創出という設立時の目標が十分に果たせているとは言いがたい
- (4) 県内企業等の利用が少ない（利用時間全体の 13%程度）
- (5) 保有機器が古くなりつつある

これらの課題に対し、指定管理者である佐賀県地域産業支援センターが 3 年度ごとに「経営計画」を作成し、県に提出している。経営計画書は外部の有識者で構成する諮問委員会に諮られることとなっている。

<意見>

九州シンクロtron光研究センターが、費用を上回る成果を上げることができているかについての検証は重要である。県は、設置条例や平成 11 年に策定した「シンクロtron光応用研究施設整備基本計画」に基づき、指定管理者と協議を行いながら、利用時間や件数、コスト削減などの目標を設定して活用推進を図っている。今後は、シンクロtron光研究センターの設立目的に掲げられている「地域産業の高度化と新規産業の創出」に対応する目に見える成果を積み上げていくことが期待される。中小企業が大部分の佐賀県にとっては決して容易ではないことは承知しているが、利用料で運営費をまかなえるようになることが理想である。

センターは開所よりまもなく 15 年となる。東北地方に新たなシンクロtron光関連施設が建設される運びとなり、今後東日本からの利用はこれまでのように見込めなくなる可能性があり、設備は相対的に古くなる。今後は県の主体的で戦略的な経営計画を作成し、今後の方向性に基づき、中長期的な整備計画を策定することが望まれる。

シンクロtron光研究センターが最大限活用され、佐賀県の地域産業に貢献する施設となることを期待する。

6. コスメティック構想推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>コスメティック構想の4つのプロジェクト（アジアのコスメ拠点、コスメ関連産業の集積、天然由来原料の供給地、環境整備）の実現に向け、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメ産業の集積を図り、成長するアジアのコスメの拠点となることを目指す。コスメティック構想は、平成25年に佐賀県唐津市がフランスのコスメティックバレー協会と連携協力協定を締結したことを契機にスタートした。佐賀県は、その中核組織として官民一体で設立されたジャパン・コスメティックセンター（以下「JCC」）に支援会員として参画。また、コスメティック構想推進室で、薬草の試験栽培や情報発信事業（イベント）等の事業も行っている。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 負担金支出・・・JCCへの負担金</p> <p>(2) 課運営費・・・職員旅費等の活動経費</p> <p>(3) 地産素材の探求・・・地産素材を新たな化粧品原料に結びつけるため、薬草の試験栽培及び素材の機能性の評価分析を実施。（上場営農センター、農業試験研究センター、工業技術センターへ再配当）</p> <p>(4) 美と健康の情報発信・・・「コスメティック構想」及び「佐賀市バイオマス産業都市構想」を広く県民に周知するため、美と健康をテーマとした情報発信イベントを開催</p> <p>なお、佐賀県の産業労働部副部長がJCCの非常勤理事に就任している。</p>				
主な執行区分	<input type="checkbox"/> 県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他			
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ⑤地域資源を活用した産業の振興			
事業期間	平成26年度～（継続）			
事業費推移	（単位：千円）			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算（最終）	58,346	72,555	72,210
	決算	56,589	71,340	69,875
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	69,875	—	69,875
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容	決算額	
	報酬	薬草試験栽培に従事する作業員報酬	876	

	共済費	薬草試験栽培に従事する作業員 社会保険料	10
	報償費	副知事フランス訪問先へのお礼 の品等	106
	旅費	コスメティック構想推進室職員 の活動旅費	4,336
	需用費	サンプル購入費、交流会参加費 等	3,128
	役務費	フランス語通訳料等	748
	委託料	美と健康に関する情報発信事業 等	15,650
	使用料及び賃借 料	バス借り上げ料等	159
	負担金、補助金 及び交付金	JCC への負担金等	44,862
		合計	69,875

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① コスメ産業分野起業者の JCC 事務所住所名義使用について（結果）

<現状>

令和元年度に JCC が関与して起業したとされているコスメ関連法人の登記上の住所が JCC の事務所住所と同一となっていた。

当法人は、事務所や店舗等をもたない活動形態であり、設立時に JCC 住所で登記しているが、実際には JCC 事務所に一定のスペースを借りているという事実はなかった。賃貸借契約等に基づくものではなく、賃料等の受領はない。当法人の代表者は、過去に JCC で勤務していた者である。

なお、当法人は法人登記のあと、他県でシェアオフィスを契約している。

<指摘事項>

JCC は県が直営する団体ではないが、JCC の令和元年度の負担金収入の 5 割超は佐賀県からの負担金であること、佐賀県の産業労働部副部長が JCC の理事に就任していること、佐賀県として成果指標に対する実績として扱っていることからすると、真実性の観

点からも本件のようなその場所において事業所としての実態のない登記については、佐賀県として速やかに登記の変更を要求すべきである。

また、JCCは主に唐津地区にコスメクラスターを集積するべく、コスメ関連の起業を支援している。仮に賃貸借契約の上で賃料を受取った実態のあるものだとしても、JCCが公的な資金で運用されている法人である以上、公平性という観点からもそれが元職員等特定の者にだけの利益となるようなことはあってはならない。起業時の費用負担の問題は、どの法人にとっても同じである。今後起業者に対して何らかの支援をするとしても、公平性の視点は不可欠である。

② 佐賀県補助金等交付規則に準拠していない一連の手続きについて（結果）

<現状>

佐賀県はコスメティック構想の実現のため、平成25年度以降JCCに対し毎年44,800千円の負担金を拠出してきた。令和元年度までの7年間で累計3億円を超える。（負担金は唐津市と玄海町も拠出している。佐賀県、唐津市、玄海町の負担割合は、8:5:2である。）

当該負担金については、実質的には運営費補助であり、佐賀県補助金等交付規則で定義する「補助金等」（第2条第1項(3)）に該当し、同規則の適用を受ける。しかし、当該負担金は同規則に基づく運用がなされていなかった。同規則に準拠すると具体的には以下の手続きがなされておらず、資料が存在しない。現状実施されている手続きは、支出負担行為（佐賀県財務規則第5章及び別表第1）に定められたJCCからの請求書のみである。

必要資料	根拠規則	有無
申請書 ① 申請者の氏名又は名称及び住所 ② 補助事業等の目的、内容及び効果 ③ 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画 ④ 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎 ⑤ その他知事が必要と認める事項	佐賀県補助金等 交付規則第3条	無
交付決定通知書	同規則第6条	無
補助事業等実績報告書	同規則第12条	無
補助金等確定通知書	同規則第13条	無
補助金等の要綱	同規則第23条	無

<指摘事項>

当事業については佐賀県補助金等交付規則の適用を受けるにも関わらず、同規則に準拠した運用がなされておらず、合規性の観点から問題がある。同規則は、第1条に謳われている通り、「補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため」に整備されているものであるため、準拠した運用がなされていないと予算執行の適正化を図れないリスクがある。よって、早急に同規則に準拠した運用をすべきである。

③ 成果指標の設定について（結果）

<現状>

当該事業の成果指標について、県は佐賀県総合計画 2019 において、「JCC 会員企業等のコスメビジネス（国際取引、地産素材活用）及びコスメ産業分野起業（既存事業者でコスメ産業への事業展開を含む）について、令和 4 年度までに 193 件（累計）とする。」と設定している。

指標区分	指標名	単位	R1	R2	R3	R4
成果指標	JCC 会員企業等のコスメビジネス(国際取引、地産素材活用)及びコスメ産業分野起業(既存事業者でコスメ産業への事業展開を含む)件数(累計)	件	127	149	171	193
			156	—	—	—

※上段は目標値、下段は実績値。

これは JCC の目標とはなるであろうが、佐賀県としての成果指標とすることは、事業目的に照らし、以下の点から適切とは言えない。

- コスメティック構想の最大の目的は、「コスメ産業の集積」である。にもかかわらず、当該目的を直接測定するコスメ関連の企業立地数（「コスメ関連事業起業数」とは別）が成果指標に含められていない。
- 現在の指標は以下の 3 つの合計数としている。
 - ① JCC 会員の国際取引件数
 - ② 地産素材の商品化
 - ③ コスメティック産業分野起業件数

様々な性質が混在しており、どの項目が達成・未達成なのか検証できない状態である。また、例えば地産素材活用コスメとして化粧水と乳液を発売した場合は「2」とカウントされ、一方、コスメティック産業分野起業が 1 社ある場合は「1」とカウントされるため、難易度に差があるものが混在している状況である。

ここで、産業集積は中小企業庁の定義を借りると以下の通りである。

【産業集積】

「地理的に隣接した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携等の企業間関係を生じている状態のこと。」（中小企業庁 定義）

<指摘事項>

成果指標は、より客観的に事業目的に即した形で設定すべきである。JCC の設立趣意書には、「産業の集積」と「雇用の創出」を掲げており、佐賀県としてもこれに賛同して負担金を拠出していると考えられるため、一義的には、誘致企業数及び起業数を成果指標とすべきである。雇用創出数を成果指標とすることも有用であろう。また、誘致企業数や起業数、JCC 会員の国際取引、地産素材活用コスメの発売、コスメ関連事業創業と

いった指標は、それぞれの性質や経済効果に対する影響は異なっているので、混在させず、それぞれ区分して定めることで、より客観的な効果測定が可能となり、よりよい意思決定を行っていくことが可能となると考える。

また、次の事項について意見を述べることとする。

① 成果指標に対する実績の考え方について（意見）

<現状>

先より記載の成果指標について、令和元年度の実績は **153** 件となった。この実績のカウント方法について、以下のような状況であった。

- 佐賀県外の **JCC** 会員企業による輸出入実績等、佐賀県に経済効果をもたらさないビジネスも実績としてカウントしている。
- 過去に実績としてカウントした企業等の現在の状況（休業していないか、撤退していないか等）が反映されていない。
- 指摘事項①に記載している、登記に問題のあった法人の起業についても実績にカウントしている。

<意見>

「佐賀県総合計画 2019」で定める指標は、あくまで佐賀県としての成果指標であり、佐賀県の産業振興に寄与するために定めるものである。佐賀県に経済効果をもたらさないビジネスについては、指標にも実績にも含めるべきではない。佐賀県として責任を持ち成果指標の情報確認を行っていただきたい。

また、「産業集積」という観点からは、単にその年度の誘致数、起業数、商品開発数等の積み上げではなく、その年度毎の産業集積の状況（例えば、過去に誘致した企業や起業した企業が現在は撤退しているかもしれないといった状況、すなわち、増加だけでなく減少の状況も把握する。）を反映させることが望ましい。

さらに、「起業」の実績については、コスメ産業の集積という観点で実績としてカウントする対象とするか否かの一定の要件を定め、企業の実態を慎重に確認する必要がある。「**JCC** 会員の国際取引件数」の実績についても、現状は佐賀県外の通関を通っても **JCC** 会員の国際取引件数の実績には含んでいるが、佐賀県内の通関を通る等、佐賀県への経済効果を反映する一定の要件を定める必要がある。

② JCC の会長職について（意見）

<現状>

JCC の会長はコスメティック構想のきっかけとなったキーパーソンとのことだが、フランス在住である。令和元年度については、会長は **JCC** の理事会や総会へ参加しておらず、定款に定めている活動を行った実績はない（なお、報酬は支払われていない）。その他、副会長も含め、**JCC** の理事は全員非常勤であり、組織のトップが事実上不在という状況である。

JCC の定款より抜粋

- 会長は、当法人を代表し、業務を執行し会務を総理する。(第 24 条第 2 項)
- 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。(第 30 条第 1 項)
- 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで に会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。(第 38 条第 1 項)
- 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、定時総会に提出又は提供しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）(第 39 条第 1 項)

<意見>

会長がその役割を全うしていないという事実は、組織の責任者が事実上不在という状況であり定款に照らしても、また、一般的に考えても、適切ではないと考える。そのような法人に県が負担金を拠出するのであれば、JCC の理事会において主たる負担金拠出者である佐賀県として組織運営の改善（理事会や総会への会長の出席、常勤理事の選任等）を求めるべきである。

③ 美と健康に関する情報発信事業の効果測定について（意見）

<現状>

佐賀県は、「コスメティック構想」及び「佐賀市バイオマス産業都市構想」に関する県民の理解促進を図ることを目的として、美と健康をテーマにした情報発信事業を行っている。具体的には、①美と健康をテーマとした 1 泊 2 日の体験ツアー（唐津・玄海地区）、②同テーマでのイベント（佐賀地区）、及び③SNS 等を利用した情報発信の運用・管理である。

事業の概略は以下の通り。

事業費	15,650 千円
執行方法	業務委託（プロポーザルによる随意契約）
唐津地区体験ツアー	実施日：2019 年 10 月 26 日、27 日 参加者：21 名 参加費：無料
佐賀地区イベント	実施日：2020 年 2 月 7 日 参加者：257 名 参加費：無料
情報発信	SNS 等での情報発信等

このうち、唐津地区の 1 泊 2 日の体験ツアーについては、参加者による SNS 等での

情報発信を期待したものであったため、当初、主に佐賀県在住で SNS 等のフォロー一数が一定以上との参加要件を定めた上で、食費等の実費負担を求める予定で進めていた。しかしながら、情報発信の充実のため、県外の方の参加を認め、かつ食費等も無料とした。県外の方の参加を認めることについては、その方が SNS 等で発信することにより当該情報発信事業の目的である「県民の理解促進を図る」ことにも繋がる可能性があるため、問題はないと考える。しかし、事業終了後、参加者による情報発信の状況を佐賀県において直接把握・確認していなかった。唐津地区のイベントは参加者が少なく、一人当たりの費用の大きさに照らすと、SNS での情報発信が適切になされなければ、受益者負担の観点からも疑問が残る。

また、委託事業者が複数の SNS や動画配信サイトでツアーやイベントの様子の情報発信を行っているが、いずれもイベント告知と報告の情報発信であり、いずれの媒体も閲覧件数等は少なかった。

<意見>

当事業については、イベントの参加者数に関する目標は定められていたが、SNS 等での情報発信に関する目標は曖昧であった。コスメティック構想等の県民の理解促進を図ることを目的とし、SNS 等での情報発信を前提とした事業であるので、佐賀県として情報発信の効果の測定（実際にそれぞれの参加者がどのような投稿をしているのか。それに対する反応等の情報収集等。）を積極的に実施すべきであったと考える。

近年のインターネットの急速な普及で、情報発信のあり方は大きく変わったが、SNS 等を利用した情報発信についても、様々な分析機能を利用すること等で効果を検証することは可能である。事業に目標を設定し、その効果測定を適切に行うことは、今後のより有効な事業実施ために不可欠である。

7. ファクトリーブランディング事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県経済を支えるものづくり産業の最重要課題である人手不足を解消するため、ものづくり産業に対して根強く残っている「きつい」、「危険」などのマイナスイメージを払拭し、プラスのイメージを高めることで、働く場としての県内ものづくり企業の価値を向上させ、求職者が就職先として選択したくなる環境整備を図る。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合ディレクターの設置 本事業全体の取組方針等をまとめたブランディング戦略の策定とそれに基づく事業のトータルコーディネートを行う総合ディレクター（デザイナー）を設置する。 ● 3K イメージからの脱却に向けたハード支援 ものづくり企業が自社のイメージアップ等を図るために行うブランディング（ロゴの作成、作業着やコミュニケーションツールの開発等）に要する経費を補助する。 ● 3K イメージからの脱却に向けたソフト支援 ものづくり企業が行っている働きがい等を享受できる魅力ある取組を PR 動画として映像化し、その PR 動画を工業系高校生が視聴し、評価する形のグランプリを開催する。 ● 広報による事業効果の波及等 上記取組等をファクトリーブランディングサイト等で紹介し、県内ものづくり産業界全体への効果波及等を図る。また、ものづくり情報発信ウェブサイト「もの恋」で企業情報等を発信する。 <p>令和元年度は、モデル企業 2 社を公募・選定し、総合ディレクターと連携して支援を行った。また、令和 2 年度から運用開始予定の「～高校生が選ぶ！働きたい SAGA ものづくり企業～みんなのファクトリー GRANDPRIX」を創設した。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	—	—	12,470
	決算	—	—	12,462
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計

	6,224	6,238	—	12,462
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	旅費	職員旅費		15
	委託料	事業の企画・運営やウェブサイトの運用・保守等		5,447
	負担金、補助金及び交付金	ブランディングに要する経費に対する補助		7,000
			合計	12,462

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

8. リーディング企業創出支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、産総研）の先端的な技術シーズを活用した県内事業者の技術革新の促進、新分野進出を図ることにより、県内産業界をリードする事業者・オンリーワン技術を有した事業者を育成することによって、本県産業界の活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>産総研と県内事業者の共同研究について、産総研へ研究開発業務を県から委託することにより、研究開発のスピーディな実施及び事業化に向けた取組を活発化させる。また、研究テーマ毎に公設試の研究者が県内事業者をサポートする体制を構築する。県内に公募を行い、選定委員会を踏まえた上で、令和元年度は2つの研究テーマに関する研究開発を実施した。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成 28 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	42,000	32,100	16,110
	決算	39,742	29,853	15,638
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	14,400	1,237	—	15,638
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	職員旅費	打合せ旅費 (工業技術センターへ再配当)		4
	委託料	委託研究 (産総研)		15,634
	合計			15,638

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

9. さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県内ものづくり企業が「稼ぐ」ために取り組む各種活動を応援し、本県におけるものづくり産業界の活動の活性化及び新規分野への参入の促進を図り、「稼げる」ものづくり企業を創生するために実施するものである。「稼ぐ」ための川上から川下までの活動を支援し、時代の趨勢に乗った企業経営、生産を継続的に取り組めるように応援することを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <p>以下の3事業から構成される。</p> <p>(1) 新技術・新製品開発補助事業</p> <p>(2) 販路拡大補助事業</p> <p>(3) 生産性改善・高度化補助事業</p> <p>令和元年度は、新技術・新製品開発分野で10件、販路拡大分野で13件、生産性改善・高度化分野で5件の間接補助を実施。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成 31 年度（令和元年度）～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	-	-	55,158
	決算	-	-	49,283
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	35,487	13,796		49,283
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	旅費	費用弁償及び職員旅費		71
	需用費	食糧費		5
	役務費	運送代		2
	委託料	取引拡大支援業務委託		1,496
	負担金、補助金及び交付金	補助金		47,709
	合計			49,283

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

10. ものづくり競技会技術力向上事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>県内工業系高校生が、高校生ものづくりコンテストや全国高等学校ロボット競技大会等において、県大会をはじめ九州大会・全国大会で日頃学んだ技術技能を競い合うことで、自己レベルの把握と一層の技術力向上及び創意工夫による問題解決能力・創造性の向上を図ることを目指す。</p> <p>また、彼らを指導する教員の専門的な知識や技術技能の向上が必要で、各大会で高校生が活躍することは、県内の若年技能者の技術力のPRと就職先企業の技術力の向上、そして技術技能者尊重の機運醸成に繋がり、次に続く学生の模範となる人材の創出を目指す。</p> <p><事業内容></p> <p>工業系高校生が各大会に出場し、九州大会や全国大会出場で上位入賞を獲得するために必要な技術技能の習得に取り組むための支援を行う。</p> <p>○主な競技会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生ものづくりコンテスト <p>公益社団法人全国工業高等学校長協会（以下、「全工協会」という）が各高等学校で取り組んでいるものづくりの学習効果の発表の場として、全国の高校生が一堂に会して技術・技能を競い合う全国的な大会を企画し継続開催しているもの。旋盤作業、自動車整備、電気工事、電子回路組立、化学分析、木材加工などの競技がある。</p> <p>（県大会：6月、九州大会：7月、全国大会：11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国高等学校ロボット競技大会 <p>文部科学省、公益財団法人産業教育振興中央会、全国産業教育振興会連絡協議会、開催県、開催県教育委員会などが主催。全国産業教育フェア内で同競技大会が開催されており、創造力の発揮・新鮮な発想で、仲間と協力してロボット競技大会へ参加を目指すその過程を通して、高度な技術・技能を習得し、ものづくりへの関心、次世代を担う技術者としての資質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>（全国大会：11月）</p> <p>※県内工業系高校のすべてを対象としており、県立高校の場合は予算の再配当という形で、私立高校の場合は補助金として資金を提供している。競技大会参加のための旅費や材料費、工具代などが主な内容である。</p>	
主な執行区分	<p>県営 委託 補助 その他</p>
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p>

③ものづくり産業の振興				
事業期間	平成 27 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	8,478	10,851	8,963
	決算	6,862	9,014	8,085
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	3,980	4,105	－	8,085
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	費用弁償	選手旅費（全国大会）		85
	職員旅費	引率者旅費（全国大会）		124
	需用費	高校生ものづくりコンテスト（県大会・九州大会・全国大会）材料・器工具費		6,435
	役務費	測量部門出場校 測量機器校正費（鳥栖工業・唐津工業 2校）		163
	補助金	私立高校（敬徳・北陵）ものづくりコンテスト用費用		1,278
	合計		8,085	
※費用弁償から役務費までの 4 科目は、県立高校への再配当により、県立高校が支出した科目を集計したものである。				

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.1. ものづくりの祭典開催費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 子どもから大人まで幅広い年齢層の方々の科学技術やものづくりに対する興味・関心を高める。また、県内のものづくりに携わる方々の交流を促進する。</p> <p><事業内容> (1) 県内ものづくり企業等によるものづくり体験やワークショップ等の実施、県内工業系高校生によるロボット競技会等の開催、全日本製造業コマ大戦佐賀場所の開催などものづくりに関する様々な体験等ができる集合型のイベント「SAGA ものすごフェスタ」を開催。 (2) 佐賀さいこう企業表彰や世界に飛びたて佐賀ものづくりびと表彰の受賞者、SAGA ものすごフェスタの関係者等を一堂に集めた交流イベントを開催。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成 28 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	33,369	39,185	27,636
	決算	33,096	38,972	27,574
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	13,754	13,820	—	27,574
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	旅費	職員旅費		66
	委託料	イベントの企画・運営		27,505
	使用料及び賃借料	会議の会場使用料		3
	合計		27,574	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 事前承認における随意契約の理由の明文化について（結果）

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、当該事業の契約に関しては事前承認において、「企画コンペ方式による単一業者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」との記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認でき、また、そのケースに該当すると判断して当該条文を記載しているため、企画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由も明記した上で事前承認が行われるべきであると考えている。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

また、次の事項について意見を述べることとする。

① 企画コンペ方式における応募者数について（意見）

＜現状＞

当該事業の委託者選定では、企画コンペ方式が採用されているが、その応募者数は平成29年度が3者、平成30年度が2者、令和元年度が一者と年々減少している。

公示後には、前年度に応募があった事業者に連絡する等、複数の応募者を確保するべく対応は行われているが、今年度の応募者は一者にまで減少している。

これに関連して、今年度の当該事業の企画コンペ方式の公示によると、

- 平成31年3月1日：県ホームページ等による公募開始
- 平成31年3月7日：オリエンテーション参加申込書提出期限
- 平成31年3月15日：企画競争参加申込書提出期限
- 平成31年3月29日：企画書等提出期限

となっている。

したがって、参加受付期間は3月1日から3月15日までの15日間、参加受付開始から企画書提出の期限までの期間は3月1日から3月29日までの29日間となっている。

＜意見＞

一者のみに応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることにより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。

そのため、今後も一者応募が続くようであれば、競争性が薄まり、企画コンペ方式が求める良質な提案を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。

複数の応募者を確保するための対応は行われているものの、一者応募の原因分析や改善策を次回の公示内容に反映させる等までは行われていない。

したがって、前回と同様の公示内容で応募者が減少しているのであれば、公示内容にも踏み込んで変化させてみることも検討の余地があるのではないかと考える。

今回の企画コンペ方式の参加受付期間は15日間と他の事業と比較して著しく短いわけではないが、「SAGA ものすごフェスタ」は例年2日間にわたって2万人規模の来場者を想定した大規模な事業であるだけに、事業規模や仕様書内容を踏まえると、結果として現状の公示期間では十分な提案の検討が困難などの要因により応募者が減少傾向にある可能性も考えられる。

したがって、例えば、事業規模や仕様書内容に応じて準備期間を比較的長く取れるようなスケジュールにする等、複数の応募者を確保できるよう、従来とは異なる側面から様々な対策を検討して次回以降の調達に反映していくことが望ましいと考える。

なお、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一者応札の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、今回の調達で一者応募だった企画競争案件である本事業の場合は、次回の調達では公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。

具体的な日数を定めることまではしないにしても、前回調達時に一者応募だった場合にはその原因分析を行うことや、その公示期間は前回よりも延長すること等、一者応募を改善するための基本的な方針を要領等で明確にしておくことも検討の余地があるのではないかと考える。

1.2. 現場力向上支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>県内中小企業の「現場力」向上を支援することで、企業として優位性を高め強みを明確化する。また、製造業に対する評価の向上を図り、もって人財の育成の支援や技能開発・伝承に寄与することを目的とする。</p> <p>各々の立場で生産性・企業力の向上を図り、自社の優位性を高め、技術や経営などの面で「強い企業」づくりを継続的に支援することで対外的に佐賀県の「ものづくり力」をPRし、ものづくり製造業に対する再評価と人財の育成、技能・技術を磨き上げ、経営力・企業力を強化する一体的な施策の推進を目指す。</p> <p><事業内容></p> <p>県内中小企業は日々、品質や納期に追われて生産業務に従事する一方で、改善活動や社員教育を行う余裕がない現状である。</p> <p>「現場作業員」は専門知識や技術技能、「管理職・経営者」は自社内の現状と社会情勢を見極めた合理的な生産活動と経営を行うための判断力、がそれぞれ必要である。</p> <p>そこで、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターに配置する「現場改善トレーナー」が県内中小企業に対して下記の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改善活動や社員教育に意欲ある企業に対して1年間の訪問指導で現場・経営改善活動支援を行う。 ● 年間指導終了後も現場で生じる問題について対応し、現場・経営の向上支援を行う。 ● 県内企業の「強み」と「短所」等を分析し、「長所」を活かした新事業展開や技術開発等の支援を行うとともに、「弱み」を補強する勉強会等で、社員の知識技術面の向上支援を行う。 ● 支援事業の取組の波及と県内同業種の情報共有を通して、他県同業種に負けない「競争力」を身につける。 <p>具体的には、下記のような支援を行う。</p> <p>ア 生産性向上に関する指導（2S、5S、QC活動等）</p> <p>イ 技術分野に関する指導（板金、プレス、機械加工等）</p> <p>ウ 経営分野に関する指導（原価計算、事業計画等）</p> <p>エ 企業の人材育成に関する支援（若手技術者向けの勉強会等）</p> <p>オ 新分野に関する支援（IoT、人工知能等）</p> <p>カ 取引拡大や新規参入等の支援</p> <p>令和元年度に実施した支援内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4名のトレーナーによる支援先の支援内容 経営改善支援、ISO9001認証取得支援、ISO9001内部監査員教育、生産性向上支援、5S教育等。

- 4名のトレーナーによる若手経営者・後継者教育のための「経営者塾」を実施。若手経営者・後継者を対象に、経営者として身につけるべき経営知識を学ぶ。具体的には事業計画作成、中長期計画作成、PDCAサイクル、計画未達時の挽回策などの手法を学ぶ。
- 「現場力向上」のためにセミナーを実施（以下、セミナー内容の一部）。

テーマ	内容	参加者
工程管理ツールの活用セミナー	工程管理ツールを利用した工程管理手法を学ぶ	27名
AIツールの活用セミナー	画像検査AIツールを利用した検査精度向上手法を学ぶ	20名
生産性向上セミナー	ロボット導入による生産性向上の事例、最新の省人化設備動向を学ぶ	47名
ISO運用セミナー	審査員から見た効果的なISOの運用について学ぶ	26名
なぜなぜ分析セミナー	プロセス改善のためのなぜなぜ分析手法を学ぶ	40名

上記を含め7回のセミナーが実施されている。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成28年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	23,588	23,176	21,409
	決算	23,588	22,676	20,917
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	8,794	12,123	—	20,917
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	技術振興等補助金(支援センター)		20,917
	合計		20,917	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続(突合、閲覧、質問、分析的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 成果指標について（意見）

<現状>

当事業の目的は、企業の優位性を高めるため、及び製造業に対する評価の向上を図るために現場力向上の支援を行い、また、人財の育成の支援等に寄与することである。

現状、成果指標としては新規現場力改善取組事業所数のみである。

指標区分	指標名	単位	H28	H29	H30	R1	R2
成果指標	新規現場改善事業所数	件	8	8	8	8	8
			9	10	15	8	—

※上段は目標値、下段は実績値。

<意見>

新規現場改善事業所数は、トレーナーによる個別支援や経営者塾が当該事業の中心的な活動の成果であり、事業目的である現場力向上の支援を測るものとして適切である。

ただ、当該事業が公的な支援であることから、現場力向上や人財の育成を比較的多数の事業者に効率的に支援をしていく手段であるセミナーの参加者数等を成果指標に加えることで支援の深さと広さの両方についての目標をバランスよく達成できるように検討する方が望ましいと考える。（セミナーの参加者が増えることで新規支援先の獲得につながる等、両者の目標が相互に補完的に機能できればなお望ましいと考える。）

② 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除等の報告の検証体制について（意見）

<現状>

佐賀県技術振興等補助金交付要綱第10条第1項において、「補助事業者は、補助事業完了後の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。」とされている。

これに基づき、「令和元年度佐賀県技術振興等補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書」（様式第6号）が、当該事業の補助事業者（補助金を受け取って事業を行う事業者）である公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下、支援センター）から提出されている。

当該報告書の提出を受けた際、県では、報告書の記載内容が添付資料等と整合性があることを確認する等により検証を行っている。

<意見>

当該報告は、一定の場合には補助金の対象となった経費の消費税等の仕入税額控除分だけ返還が必要であるため、その返還額の有無及び金額を明らかにするためのものである。（消費税の課税事業者が補助金を受け取る場合、消費税額の計算上、補助金は課税対象外である一方、補助対象経費が課税仕入であればその消費税等の額は仕入税額控除に含まれることで消費税納税額を減少させるため、補助金を受け取ったうえで補助対象経

費に係る消費税分も負担していないという状況となる。これを調整するために、重複している消費税等の仕入税額のみだけ県に返還を要するものとされている。）

この点、補助事業者である支援センターは、公益法人であること等により消費税の特例（特定収入に係る仕入税額控除の特例）の適用があり、この特例により補助対象経費の仕入税額は仕入税額控除から除かれるため、補助金対象経費に係る仕入税額は消費税計算上、仕入税額控除に含まれていない。また、補助金確定時に補助金から控除された仕入税額控除もない（補助金確定時に補助金から控除された仕入税額は0円）ため、返還が必要な金額はない。支援センターから提出された報告書も返還金額が0円である報告となっており、報告は適切に行われていると判断できる。

ただ、当該報告に係る一連の流れは、消費税の計算や公益法人等に対するその特例など、非常に特殊な知識を必要とするものであり、報告書の検証が形式的に陥りやすい部分でもあると考えられる。また、人事異動が比較的定期的に行われる自治体の性質も踏まえると、検証の実効性を確保し続けることがより難しい部分であると考えられる。

したがって、当該項目の特殊性を踏まえ、必要な検証を行うための補助資料（検証項目のチェックリストやフローチャート等）の充実や概要等をまとめた書類を使った引継ぎの確保等により、検証の実効性を組織的に補完し、属人的な要素を低減できるような体制を整えることが望ましいと考える。

1.3. さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>農林漁業者（1次産業）の取組支援に加え、加工技術や販路を持った事業者（2次産業及び3次産業に従事する事業者等）の6次産業化の取組を推進することにより、地域農林水産物の高付加価値化や、新たなビジネス創出を図り、地域経済の活性化につなげる。</p> <p><事業内容></p> <p>6次産業に参入する事業者の情報収集や参入企業への支援等。</p> <p>※さが6次産業ニュービジネス創出支援事業は、平成27年度から令和元年度までの事業として設計されている。</p> <p>しかし、これまでの事業の実施状況を踏まえ、新たに施設整備に係る事業を行うと年度内に完結することは困難と判断されたため、今年度は平成30年度事業の継続に伴う事務を主に行っている。</p> <p>これに伴い事業内容も、支援員の設置や基金事業の管理、事務補助員の人件費等に限定して実施された。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	該当なし			
事業期間	平成27年度～令和元年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	92,809	89,345	7,660
	決算	92,439	88,632	7,328
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	7,328	—	7,328
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報酬	非常勤職員報酬		4,000
	共済費	社会保険料		678
	旅費	費用弁償		151
	需用費	消耗品等		25
	役務費	通信費		20
負担金、補助及び交付	補助金		2,455	

	金			
			合計	7,328

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.4. 商工業対策推進活動事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>本県商工業の持続的な発展を図るため、商工業の実状や企業ニーズの把握に努め、関係機関との連携を図りながら、総合的・体系的な商工業振興施策の展開を図る。</p> <p>佐賀さいこう企業表彰等の開催により県内企業の認知度・魅力向上に努めることによって、県内大学生・高校生の県内就職を促す。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 佐賀さいこう企業表彰の実施</p> <p>優れた技術に基づくものづくりや独創的なサービスの提供等を行う県内企業を「佐賀さいこう企業」として表彰し、県内企業の認知度向上やイメージアップ、従業員の働くことを誇りに思う気持ちの醸成等を図る。</p> <p>(2) 佐賀さいこう企業ガイドブックの制作（令和元年度のみ取組）</p> <p>平成27年度（第1回）～令和元年度（第5回）に佐賀さいこう企業表彰を受賞した企業の素晴らしさを改めて対外的に伝えるため、受賞企業のものづくりや人づくりに対する熱い思い等を紹介するガイドブックを制作する。</p> <p>(3) ものづくり展示コーナーの整備</p> <p>佐賀さいこう企業表彰を受賞した企業等の製品を県庁新館の「ものづくり展示コーナー」に展示し、来庁者に対して県内企業の優れた技術や製品のPRを行う。</p> <p>(4) 企業情報収集</p> <p>県内企業の実情や企業ニーズを把握するために、県内製造業の経営等に関する情報を収集する。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(5) 企業立地・商工業			
		③ものづくり産業の振興			
事業期間		平成8年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
		予算（最終）	2,257	2,578	8,136
		決算	2,257	2,493	7,819
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		3,909	3,910	0	7,819
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		報償費	表彰の記念品		190

	需用費	表彰状や額縁の購入、ガイドブックの増刷等	394
	役務費	表彰の表彰状筆耕料	66
	委託料	表彰式の企画・運営、ガイドブックの制作	7,169
	合計		7,819

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 事前承認における随意契約の理由の明文化について（結果）

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、当該事業の契約に関しては事前承認において、「企画コンペ方式による単一業者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」との記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

担当者としては、企画コンペ方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認でき、また、そのケースに該当すると判断して当該条文を記載しているため、企画コンペ方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由も明記した上で事前承認が行われるべきであると考えます。特に当該契約

は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県の他の委託事業では、一般競争入札が適しないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況を確認している。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争に適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

1.5. さがものづくり道場運営事業費（溶接）（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容											
<p><事業目的></p> <p>少子化、熟練技能者の現役引退、働き方改革に伴う製造業の AI・IoT 化の取組み、外国人労働者の増加など、日本のものづくり産業は人材確保や人材育成において大きな転換期を迎えており、今後、日本が世界に誇る“日本品質（Japan Quality）”を維持・向上するため、</p> <p>① 今まで企業が蓄積してきた技術・技能の伝承</p> <p>② 企業の枠を超えた、県内熟練技能及び高度技能の共有化</p> <p>③ 若年技能者（高校生新卒者等）が、県内企業就業者が持つ高度な技術技能の習得と県内就職の推進を図る必要がある。</p> <p>そのため、ものづくり製造業に係る技能者個々が「上位レベルの技術技能の習得」、「伝承のための指導力向上」、「技術技能についての企業－企業及び企業－高校のネットワークの構築」を図るための講習を開催し、佐賀県が持つ“ものづくりの伝統・DNA”の継承と再興を図り、技術技能の機運醸成と魅力ある“ものづくり立県佐賀”に繋げる。</p> <p><事業内容></p> <p>個々の技量の向上と指導者の指導力の育成、そして技能振興を通じて技能尊重の機運と裾野を拡大するための「場」を確保し、本件が抱える機械加工と溶接業種のものづくり人材育成と人材確保の問題点を解決するため、“ものづくり”の基幹となる旋盤、フライス盤、溶接に関する技術講習会の実施と、計画的かつ効果的・効率的な人材育成連携システムを構築する。</p> <p>工業高校生・高校教員・一般就業者に対して企業から熟練技能者を派遣してもらい、各対象に応じた講習内容で講習会を開催する。</p> <p>※ものづくり道場のうち、旋盤とフライス盤は県が主体となって運営し、溶接は一般社団法人佐賀県溶接協会に委託して運営している。</p> <p>令和元年度の技術講習会の開催実績は以下の通り。</p> <table border="1" data-bbox="304 1547 1334 1733"> <thead> <tr> <th>技術講習会</th> <th>受講対象者</th> <th>受講者数（延べ人数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶接（電気溶接）</td> <td>就業者</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>工業系高校生</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>工業系高校教員</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>		技術講習会	受講対象者	受講者数（延べ人数）	溶接（電気溶接）	就業者	98	工業系高校生	243	工業系高校教員	14
技術講習会	受講対象者	受講者数（延べ人数）									
溶接（電気溶接）	就業者	98									
	工業系高校生	243									
	工業系高校教員	14									
主な執行区分	<p>県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p>										
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>③ものづくり産業の振興</p>										
事業期間	<p>(溶接人材育成事業費 H28～H30)</p> <p>(さがものづくり道場運営事業費（溶接コース） H31（R1）年～)</p>										

事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	13,149	10,665	7,671
決算	10,549	10,665	7,076	

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	3,538	3,538	－	7,076

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託費	工業系高校、教師、就業者の溶接技術力向上支援及び工業系高校生に対するの競技力向上支援	7,076
		合計	7,076

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 評価の再委託の承認手続きについて（結果）

<現状>

当該事業は、一般社団法人佐賀県溶接協会に委託されているが、その委託契約書には、再委託をする場合には県の承認を得る必要がある旨の記載がある。

この点、溶接技術の評価を行う際には、実際に溶接した金属片を切断したり曲げたりといった加工をする必要があるが、その加工作業を県外の事業者にも再委託している。

しかし、この再委託に関する県の承認書類は確認できなかった。

<指摘事項>

毎年、評価試験のための加工作業について当該事業者にも委託していることは県も承知のことではあったため、実質的には無断で再委託されていたわけではないが、再委託に関する書類のやり取りは行われておらず、再委託の承諾を行った証拠が残されていない。

委託契約書には、再委託をする場合には県の承認を得る必要がある旨の記載がある以上は、佐賀県としては受託事業者から再委託の承諾を求める申請書を受領し、それをもとに承諾した旨の通知を行う、といった再委託の承諾に係る手続きを実施し、明確に証拠を残すべきである。

1.6. さがものづくり道場運営事業費（機械加工）（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容														
<p><事業目的></p> <p>少子化、熟練技能者の現役引退、働き方改革に伴う製造業の AI・IoT 化の取組み、外国人労働者の増加など、日本のものづくり産業は人材確保や人材育成において大きな転換期を迎えており、今後、日本が世界に誇る“日本品質（Japan Quality）”を維持・向上するため、</p> <p>① 今まで企業が蓄積してきた技術・技能の伝承</p> <p>② 企業の枠を超えた、県内熟練技能及び高度技能の共有化</p> <p>③ 若年技能者（高校生新卒者等）が県内企業就業者が持つ高度な技術技能の習得と県内就職の推進を図る必要がある。</p> <p>そのため、ものづくり製造業に係る技能者個々が「上位レベルの技術技能の習得」、「伝承のための指導力向上」、「技術技能についての企業－企業及び企業－高校のネットワークの構築」を図るための講習を開催し、佐賀県が持つ“ものづくりの伝統・DNA”の継承と再興を図り、技術技能の機運醸成と魅力ある“ものづくり立県佐賀”に繋げる。</p> <p><事業内容></p> <p>個々の技量の向上と指導者の指導力の育成、そして技能振興を通じて技能尊重の機運と裾野を拡大するための「場」を確保し、本件が抱える機械加工と溶接業種のものづくり人材育成と人材確保の問題点を解決するため、“ものづくり”の基幹となる旋盤、フライス盤、溶接に関する技術講習会の実施と、計画的かつ効果的・効率的な人材育成連携システムを構築する。</p> <p>工業高校生・高校教員・一般就業者に対して企業から熟練技能者を派遣してもらい、各対象に応じた講習内容で講習会を開催する。</p> <p>※ものづくり道場のうち、旋盤とフライス盤は県が主体となって運営し、溶接は一般社団法人佐賀県溶接協会に委託して運営している。</p> <p>令和元年度の技術講習会の開催実績は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術講習会</th> <th>受講対象者</th> <th>受講者数（延べ人数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">機械加工（旋盤）</td> <td>就業者</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>工業系高校生</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>工業系高校教員</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>機械加工（フライス盤）</td> <td>就業者</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		技術講習会	受講対象者	受講者数（延べ人数）	機械加工（旋盤）	就業者	8	工業系高校生	32	工業系高校教員	42	機械加工（フライス盤）	就業者	8
技術講習会	受講対象者	受講者数（延べ人数）												
機械加工（旋盤）	就業者	8												
	工業系高校生	32												
	工業系高校教員	42												
機械加工（フライス盤）	就業者	8												
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他									
県営	委託	補助	その他											
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(5) 企業立地・商工業</p> <p>③ものづくり産業の振興</p>													

事業期間	さがものづくり道場運営事業費 H31（R1）年～			
事業費推移	（単位：千円）			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	—	—	2,089
	決算	—	—	1,794
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	867	927	—	1,794
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	派遣講師の講師料		1,386
	費用弁償	派遣講師の交通費		78
	職員旅費	当課の職員の出張旅費		30
	食糧費	検討会飲食代		0
	需用費その他	講習材料代等		300
	役務費その他	資料送付切手代		0
	使用料賃借料	会議会場代		0
		合計		1,794

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

IV. 新エネルギー産業課

1. SAGA エネルギー基盤再構事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>水素エネルギー等技術の社会実装に向けた技術開発や産業用エネルギーの低炭素化等を進めるとともに、対応する人材を育成することで、エネルギー起源 CO2 の排出削減に寄与し、県内産業の競争力を維持することを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <p>①大手企業等と県内企業とのマッチングや水素による電力調整手段を検討すること等により、県内企業の水素エネルギー分野への進出を促す。</p> <p>②県内で消費される産業用エネルギーの低炭素化を進めるため、官民連携により必要な対策を検討する研究会等を実施する。</p> <p>③FCV（Fuel Cell Vehicle の略。燃料電池自動車のこと。）を率先導入するとともに、県民に対して再生可能エネルギー等に関する普及啓発活動を行うことで、再生可能エネルギー等の導入に向けた機運を醸成する。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(6) エネルギー</p> <p>① 再生可能エネルギー等先進県の実現</p>			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	-	-	16,861
	決算	-	-	14,776
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	2,347	12,429	-	14,776
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	電力調整システム検討会謝金		24
	旅費	職員旅費		910
	需用費	FCV 水素燃料費等		680
	需用費 (再配当)	窯業技術センターへ再配当		92
	役務費	FCV 洗車代		46
委託料	FCV 試乗会業務委託、太陽光発電施設における体験型理解促		3,996	

		進イベント事業業務委託 他	
	委託料(再配当)	窯業技術センターへ再配当	590
	使用料及び賃借料	FCV リース代	6,259
	負担金	エネルギー基盤再構研究共同事業費	2,179
		合計	14,776

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

2. SAGA 再エネ先進県イノベーション共創事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想(平成30年3月策定)に基づき、再生可能エネルギーの技術開発、市場開拓、人材育成等を進めることで、「持続可能な開発目標(SDGs)」の7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに)の達成に貢献するとともに、県内に関連産業を創出する。</p> <p><事業内容></p> <p>① 小水力発電事業モデル構築に向けた研究事業</p> <p>県内の小水力発電の普及を促進するとともに、県内の小水力発電関連産業の創出を図るため、県内企業の参入が可能な小水力発電事業モデルを構築する。</p> <p>② 再エネ啓発事業</p> <p>県内の地域特性に根差した再生可能エネルギーの導入による持続的な地域創生を図るため、再エネの導入を検討する民間事業者等に対して、知事が認定する「佐賀県再エネコーディネーター」を派遣することで、再生可能エネルギー導入に向けた支援等を行う。</p>				
主な執行区分		<input checked="" type="checkbox"/> 県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他		
佐賀県総合計画2019との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (6) エネルギー ①再生可能エネルギー等先進県の実現		
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	-	-	5,472
	決算	-	-	4,954
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	-	4,954	-	4,954
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報償費	委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員報酬等		8
	旅費	職員旅費		1,460
	需用費	地中熱ヒートポンプシステム 施工管理マニュアル(書籍)等		141
役務費	送料		1	

	委託料	小水力発電の事業モデル構築 に向けた支援業務委託	3,344
		合計	4,954

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

3. SAGA 洋上発電推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																						
<p><事業目的></p> <p>唐津市等沖において漁業協調型洋上ウインドファームを早期に実現することで、漁業者等に新たな収入の機会を提供するとともに、長期安定的に発生するメンテナンス関連業務などについて県内企業とのマッチング等に取り組むことで、裾野が広いとされる洋上ウインドファーム関連産業を県内に創出させる。</p> <p><事業内容></p> <p>国の取組と連動し、漁業協調型洋上ウインドファームを唐津市沖合にて早期に実現させ、県内にメンテナンスを中心とした関連産業を集積させるために必要な各種調査及び地元関係者の理解促進のための取組等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海エネ推進協議会 ● 実証フィールド運営 ● 拠点港整備調査 ● 理解促進事業（地元関係者への理解促進の取組） 																						
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他																	
県営	委託	補助	その他																			
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(6) エネルギー</p> <p>①再生可能エネルギー等先進県の実現</p>																					
事業期間	令和元年度～																					
事業費推移	(単位：千円)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算（最終）</td> <td align="center">32,005</td> <td align="center">48,897</td> <td align="center">31,902</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td align="center">31,913</td> <td align="center">47,236</td> <td align="center">30,072</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	予算（最終）	32,005	48,897	31,902	決算	31,913	47,236	30,072									
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																		
予算（最終）	32,005	48,897	31,902																			
決算	31,913	47,236	30,072																			
決算	31,913	47,236	30,072																			
事業費の財源	(単位：千円)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫</th> <th>県（一般財源）</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">16,315</td> <td align="center">13,757</td> <td align="center">-</td> <td align="center">30,072</td> </tr> </tbody> </table>	国庫	県（一般財源）	その他	合計	16,315	13,757	-	30,072													
国庫	県（一般財源）	その他	合計																			
16,315	13,757	-	30,072																			
事業費の内訳	(単位：千円)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>主な内容</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>説明会講師謝金等</td> <td align="center">298</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>職員旅費、説明会等講師旅費</td> <td align="center">2,729</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費</td> <td align="center">552</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>送料、通信費</td> <td align="center">140</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>洋上風力発電に係る拠点港整備調査、洋上風力発電に係る理解促進業務ほか</td> <td align="center">26,224</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃</td> <td>会場借り上げ料等</td> <td align="center">122</td> </tr> </tbody> </table>	費目	主な内容	決算額	報償費	説明会講師謝金等	298	旅費	職員旅費、説明会等講師旅費	2,729	需用費	消耗品費	552	役務費	送料、通信費	140	委託料	洋上風力発電に係る拠点港整備調査、洋上風力発電に係る理解促進業務ほか	26,224	使用料及び賃	会場借り上げ料等	122
	費目	主な内容	決算額																			
	報償費	説明会講師謝金等	298																			
	旅費	職員旅費、説明会等講師旅費	2,729																			
	需用費	消耗品費	552																			
	役務費	送料、通信費	140																			
委託料	洋上風力発電に係る拠点港整備調査、洋上風力発電に係る理解促進業務ほか	26,224																				
使用料及び賃	会場借り上げ料等	122																				
報償費	説明会講師謝金等	298																				
旅費	職員旅費、説明会等講師旅費	2,729																				
需用費	消耗品費	552																				
役務費	送料、通信費	140																				
委託料	洋上風力発電に係る拠点港整備調査、洋上風力発電に係る理解促進業務ほか	26,224																				
使用料及び賃	会場借り上げ料等	122																				

	借料		
	負担金、補助及び交付金	日本風力発電協会自治体会員 年会費	7
		合計	30,072

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

4. 再生可能エネルギー等導入研究事業費（投資的経費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想(平成 30 年 3 月策定)に基づき、再生可能エネルギーの技術開発、市場開拓、人材育成等を進めることで、「持続可能な開発目標(SDGs)」の 7 (エネルギーをみんなにそしてクリーンに) の達成に貢献するとともに、県内に関連産業を創出する。</p> <p><事業内容> 地中熱ポテンシャルマップの作成に当たり、ポテンシャル評価のため、平成 30 年度に設置した地中熱交換井を活用して、果樹試験場のハウスに地中熱ヒートポンプ及び空調設備を設置し、地中熱空調設備を用いたハウスの加温特性の解明に係る実験を行った。</p> <p>事業は果樹試験場に設備導入に係る経費の再配当を行い実施した。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (6) エネルギー ①再生可能エネルギー等先進県の実現			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	—	—	8,800
	決算	—	—	8,800
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	8,800	—	8,800
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	工事請負費	地中熱ヒートポンプ設備の整備費 (果樹試験場へ再配当)		8,800
		合計		8,800

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. 電気自動車等普及促進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																	
<p><事業目的> 充電設備利用者の電欠の不安解消のため、民間での整備が見込めない空白地帯において充電設備を県民に提供する。</p> <p><事業内容> 県が整備した県内5ヵ所の急速充電器の保守管理業務を下表の民間業者に委託している（地方自治法施行令第167条の2第1項2号により単一業者との随意契約を締結）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>急速充電器設置箇所</th> <th>委託料（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州佐賀国際空港駐車場</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>新鳥栖駅駐車場</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>唐津市ふるさと会館「アルピノ」駐車場</td> <td>508</td> </tr> <tr> <td>九州陶磁文化館駐車場</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>嬉野温泉シーボルトの湯駐車場</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>H23 設置急速充電器定期点検</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、その他の財源として、充電器設置に基づく維持権利金や電気代権利金を合同会社日本充電サービスより収受している。</p>		急速充電器設置箇所	委託料（千円）	九州佐賀国際空港駐車場	434	新鳥栖駅駐車場	598	唐津市ふるさと会館「アルピノ」駐車場	508	九州陶磁文化館駐車場	434	嬉野温泉シーボルトの湯駐車場	324	H23 設置急速充電器定期点検	297	合計	2,599
急速充電器設置箇所	委託料（千円）																
九州佐賀国際空港駐車場	434																
新鳥栖駅駐車場	598																
唐津市ふるさと会館「アルピノ」駐車場	508																
九州陶磁文化館駐車場	434																
嬉野温泉シーボルトの湯駐車場	324																
H23 設置急速充電器定期点検	297																
合計	2,599																
主な執行区分	県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>																
佐賀県総合計画 2019 との関連	3 人・社会・自然が結び合う生活 さが (4) 環境 ①地球温暖化対策の推進																
事業期間	平成 23 年度～																
事業費推移	(単位：千円)																
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度													
	予算（最終）	9,298	8,129	3,774													
決算	7,717	7,739	3,661														
事業費の財源	(単位：千円)																
	国庫	県（一般財源）	その他	合計													
	—	2,079	1,582	3,661													
事業費の内訳	(単位：千円)																
	費目	主な内容	決算額														
	旅費	職員旅費	4														
	需用費	電気料金	1,043														
保険料	損害保険料	15															

	委託料	維持管理業務委託料	2,599	
	合計		3,661	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

6. 電気自動車用急速充電設備撤去費（投資）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 充電設備利用者の電欠の不安解消のため、民間での整備が見込めない空白地帯において充電設備を県民に提供することを目的とする。</p> <p><事業内容> 地球温暖化防止に有効な電気自動車（EV）の普及促進を図るために平成22年度に設置した急速充電設備について、耐用年数を経過した設備（7ヵ所）の撤去処分を下表の民間業者に委託している（地方自治法施行令第167条の2第1項1号により数社見積合わせによる随意契約を締結）。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		3 人・社会・自然が結び合う生活 さが (4) 環境 ①地球温暖化対策の推進			
事業期間		令和元年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
		予算（最終）	－	－	5,474
		決算	－	－	5,474
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		－	5,474	－	5,474
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		工事請負費	撤去工事費		5,474
		合計			5,474

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

7. 吉野ヶ里メガソーラー設置事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容										
<p><事業目的></p> <p>太陽光発電などの再生可能エネルギーの加速度的な普及を促進するため、建設期間が比較的短く、太陽光発電の普及促進策として有効な大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置を促進することを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <p>平成 23 年度に県有財産の吉野ヶ里ニュー・テクノパーク予定跡地を利用し、太陽光発電の普及のために吉野ヶ里メガソーラー発電所を設置・運営する事業者を公募委託したものである。</p> <p>当年度は、当該施設運営の維持管理にかかる事業費がメインとなっており、事業内容は以下のとおりである。</p> <p>① 県有財産（管理道路、調整池、保存緑地箇所、駐車場等）の維持管理</p> <p>② 吉野ヶ里メガソーラーの運営に係る設置運営事業者（NTT グループ・佐賀県企業等連合体）及び関係機関との連絡調整</p> <p>③ 設置運営事業者から企画提案された「地域貢献策」事業の着実な実現に向けた協力支援及び関係機関との連絡調整</p> <p>④ 県所有事業用地の設置運営事業者との賃貸借契約（賃貸借期間は平成 24 年 12 月 7 日から 20 年。年額 16,350 千円）。県の財源の一部となっている。</p> <p>・委託業務の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>委託の種類</th> <th>委託金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務</td> <td>一般競争入札</td> <td>16,858 千円</td> </tr> <tr> <td>吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務委託にかかる積算業務</td> <td>単一業者との随意契約</td> <td>2,379 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、予定価格は、詳細は後述するとおり、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構に委託し、県及び県内の市町等が使用するものと同じの積算システムを使って試算している。</p>		委託事業名	委託の種類	委託金額	吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務	一般競争入札	16,858 千円	吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務委託にかかる積算業務	単一業者との随意契約	2,379 千円
委託事業名	委託の種類	委託金額								
吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務	一般競争入札	16,858 千円								
吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務委託にかかる積算業務	単一業者との随意契約	2,379 千円								
主な執行区分	県営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>									
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (6) エネルギー ①再生可能エネルギー等先進県の実現									
事業期間	平成 23 年度～									
事業費推移	(単位：千円)									
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度						
	予算（最終）	20,014	24,314	24,423						
	決算	18,749	21,099	24,369						
事業費の財源	(単位：千円)									

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	8,019	16,350

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	旅費	職員旅費	252
	需用費	消耗品等購入	260
	委託料	県有地内維持管理業務	16,858
	委託料	県有地内維持管理業務委託に係る積算業務委託	2,379
	工事請負費	防犯灯設置	4,620
		合計	24,369

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① メガソーラー県有地内維持管理業務委託の単年度契約について（意見）

<現状>

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務委託は単年度契約で、それに伴う積算業務は、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下、「機構」と言う。）との間で単一業者との随意契約を締結している。積算業務は、非公開とされる歩掛り及び単価を利用することから、外部への漏えいを防ぐ必要があるところ、機構は県及び県内の市町等が使用するもの同一の積算システムを使用し、県及び県内の市町等への技術的支援業務を行っている唯一の機関（公益財団法人）であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため（地方自治法施工令第167条の2第1項第2号）、機構との単年度毎の随意契約となっている。

<意見>

地方自治法施行令第167条の17によると、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」については、長期継続契約ができるとされている。

また、佐賀県長期継続契約に関する条例（平成17年佐賀県条例第16号）によると、「商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの」や、「契

約の締結に当たっては、更なる経費の削減や、より上質なサービスを提供する者と契約する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要がある」旨の記載がなされている。

吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務については、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結せざるを得ないものであるし、複数年契約を行うことにより、事業者がノウハウ等の蓄積により優れた提案が行えること、また、継続的な運営を行うことでより効率的に業務を運営することが可能となり、さらに、吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務に紐づき現在毎年行っている積算業務委託は3年に1回で足り、コストの削減にも繋がり、地方自治法第2条第14項に謳われている「最少の経費で最大の効果を」という観点からも、長期継続契約の検討が望ましいと考えられる。

V. 企業立地課

1. リース方式による事業所用ビル整備費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
大規模コールセンターや IT 関連企業が立地する事業用ビルをリース方式で整備し、企業誘致の推進を図る。					
事業所用ビル概要					
(1) 所在地 佐賀市天神三丁目 15-1 (佐賀市所有地)					
(2) 建物規模等 鉄骨造 3 階建 延べ床面積 5,116.28 m ² (1,547. 67 坪)					
(3) 建物所有者 日立キャピタル株式会社					
(4) 賃貸所有期間 平成 18 年度～令和 2 年度 (15 年間)					
(5) 総事業費 1,758,834 千円 (=15 年間の賃料合計)					
(6) 県リース料 117,255,600 円/年 (15 年間分割払い)					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間		平成 18 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	117,256	117,256	117,256
		決算	117,256	117,256	117,256
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	—	117,256	117,256
		賃料収入を財源とする。賃料収入の推移は次の通りである。			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		賃料収入	121,431	122,462	122,462
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		使用料及び賃借料	—	117,256	
		合計	117,256		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が

適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

2. 誘致活動費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元就職や UJI ターンを誘引し、本県の成長をリードする多様な企業を誘致することを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <p>① 一般活動費 首都圏事務所、関西・中京事務所及び市町と連携した誘致活動の展開 企業訪問活動、企業視察案内、企業信用調査 等</p> <p>② 各種団体負担金 企業誘致に必要な情報収集等を行うための各種負担金</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間		平成 9 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	35,464	32,091	28,422
		決算	31,197	24,624	24,200
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	24,200	—	24,200
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		報酬	非常勤職員給与 (総務事務補助)		2,138
		社会保険料	非常勤職員社会保険料 (総務事務補助)		359
		報償費	企業訪問お土産代等		560
		旅費	職員、非常勤職員活動旅費		11,350
		需用費 (食糧費)	会食費等		1,151
		需用費 (その他)	コピー代、消耗品等購入費		2,518
		役務費 (その他)	電話代等		629
		委託費	誘致活動費調査業務等		3,398
		使用料賃貸料	レンタカー代、会議室使用料等		1,369
負担金	日本立地センター等各種団		728		

		体への負担金		
			合計	24,200

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

3. 企業立地対策事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>① 若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元就職や UJI ターンを誘引し、本県の成長をリードする多様な企業を誘致する。</p> <p>② 企業誘致を促進するため、企業とのネットワーク構築及び情報収集を担う高度な民間人材を活用することにより、誘致体制を強化する。</p> <p><事業内容></p> <p>首都圏事務所や関西・中京事務所に民間人材を企業誘致専門員（首都圏事務所 3 名、関西・中京事務所 2 名）として雇用し、民間能力を最大限に活用した効果的な誘致活動を実施する。</p> <p>具体的には、企業とのネットワーク構築や情報収集活動や、企業の投資計画等の情報収集と個別企業訪問、大学・短大等の訪問等を行う。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間	平成 16 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	29,489	35,043	33,094
	決算	27,539	30,208	29,281
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	29,281	—	29,281
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報酬	誘致専門員 (首都圏 3 名、 関西・中京 2 名)		21,374
	共済費	誘致専門員社会保険料、雇 用保険料等		3,376
	報償費	企業訪問等手土産代		33
	旅費	職員及び誘致専門員活動旅 費		3,992
	需用費 (食糧費)	会食費		21
	需用費 (その他)	消耗品代等		137
役務費 (その他)	電話代等		330	

	使用料及び賃借料	誘致専門員面接会場代	18
	合計		29,281

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

4. 誘致活動費（電源）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p>若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元就職や UJI ターンを誘引し、本県の成長をリードする多様な企業を誘致する。</p> <p>企業誘致を促進するため、各種広報活動を展開し、本県の認知度向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の企業立地の優位性等の認知度を図るための広報・情報発信を行うとともに、展示会出展や進出検討企業を対象としたツアーを行う。 ・また、企業誘致に関する専門企業とアドバイザー契約を締結する。 ・新産業集積エリア唐津及び有田への企業進出に向け、全国の企業のマネジメント層などの意思決定者に対し、情報、立地に係る佐賀県の強み・優位性及び企業へのフォロー体制等の情報を発信し、企業立地先としてエリア唐津、有田の認知度向上及び理解度促進を図る。 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間		平成 27 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算（最終）	38,375	43,276	43,782
		決算	38,315	42,273	41,890
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		41,890	—	—	41,890
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		需用費	ノベルティ、カレンダー作成		811
		役務費	展示会用品運搬費		57
		委託料	プロモーション事業、誘致パンフレット作成等		36,756
		使用料及び賃借料	展示会小間の借り上げ等		4,266
		合計		41,890	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、

分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. 産業人材 UJI ターン促進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p>佐賀県からの転出が多い東京都内、福岡市内にて、県外の企業で働く佐賀県出身者や、佐賀県ゆかりの方、佐賀県に関心を持たれている方を対象とした交流会「Re:サガワーク」を開催し、知事のトップメッセージの他、県内企業の情報を直接届けるとともに、県内企業と佐賀県出身者等とのネットワークを構築し、佐賀県で働く魅力を伝えそのよさを再認識してもらい、佐賀県内への UJI ターンや就業等を促進する。</p> <p>佐賀県への転職・移住を考える目的意識が高い参加者と参加者のニーズの高い業種（職種）から、佐賀県内企業を選定し、参加者と佐賀県内企業のネットワーク構築の促進を図るための交流会を開催する。</p>	
(1) 実施地区及び規模 2会場、計2回	
開催地	東京都 福岡市
開催回数	1回 1回
開催月	令和元年11月 令和元年10月
開催時間	2時間程度 2時間程度
参加者数	目標：50人程度 実績：51名 目標：100人程度 実績：63名
参加企業数	目標：10社程度 実績：10社 目標：20社程度 実績：20社
アンケート回収率	94% (48件) 53% (34件)
(2) 参加者及び参加企業	
	参加要件 参加料金
参加者	佐賀県外在住で転職志望が高く、佐賀で働くことに関心がある30歳代までを中心とした社会人等（学生も含む） 無料
参加企業	参加者のニーズの高い業種（職種）から、佐賀県が選定した佐賀県内企業 食事等諸経費分 3万円（消費税込）
(3) 選考・採用状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・内定承諾、入社：5名（東京1名、福岡4名） ・内定辞退：1名（東京1名） ・活動中：4名 ・出店企業へのインターンシップ参加：5名（東京2名、福岡3名） 	
主な執行区分	県営 委託 補助 その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業

①企業誘致の推進																
事業期間	令和元年度のみ															
事業費推移	(単位：千円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算 (最終)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">11,500</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">10,479</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	予算 (最終)	—	—	11,500	決算	—	—	10,479			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度												
	予算 (最終)	—	—	11,500												
決算	—	—	10,479													
事業費の財源	(単位：千円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫</th> <th>県 (一般財源)</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">10,479</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">10,479</td> </tr> </tbody> </table>	国庫	県 (一般財源)	その他	合計	10,479	—	—	10,479							
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計												
10,479	—	—	10,479													
事業費の内訳	(単位：千円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>主な内容</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>出張旅費</td> <td style="text-align: right;">310</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>カラーコピー代</td> <td style="text-align: right;">260</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>Re: サガワーク企画・運営業務等</td> <td style="text-align: right;">9,909</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">10,479</td> </tr> </tbody> </table>	費目	主な内容	決算額	旅費	出張旅費	310	需用費	カラーコピー代	260	委託費	Re: サガワーク企画・運営業務等	9,909	合計		10,479
	費目	主な内容	決算額													
	旅費	出張旅費	310													
	需用費	カラーコピー代	260													
	委託費	Re: サガワーク企画・運営業務等	9,909													
合計		10,479														

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 職務分掌について（意見）

<現状>

「企業立地課」の職務分掌は、企業誘致に関する事（佐賀県外の企業を佐賀県内に誘致する）、工業団地・工業用水道等の産業基盤整備に関する事である。それに対して、「産業人材課」の職務分掌は、産業人材の確保及び育成に係る施策の企画及び調整並びに推進に関する事、地域雇用開発の促進に関する事等である。それぞれの職務分掌からすると明らかに、当該「産業人材 UJI ターン促進事業」は「産業人材課」が担う事業と思われる。当該事業は既に佐賀にある企業と佐賀県出身者等とのネットワークを構築して就業を促進することを目的とする。その点、「企業立地課」は企業との接点が多いことから、参加企業を呼びかけ易いという観点から当該事業を「企業立地課」が担当したとのことであるが、確かに佐賀県外の企業とのパイプを必要とするのであればそうかもしれないが、佐賀県内企業とのパイプであれば「産業人材課」も当然に有するであろう。「産業人材課」でも多くの就業イベントを行っているが、類似するイベントが重複して

行われており、効率性・経済性の観点からは疑問が残る。また、通常は企業を対象としている「企業立地課」が人材を対象とした専門ではない事業を行うことは有効性という観点からも疑問が残る。実際に福岡市でのイベントの参加者数とアンケート回収の実績が低調である。

<意見>

就業促進事業に関しては「産業人材課」が中心になってそれまでに蓄積してきた経験・ノウハウをもとに効果的・効率的・経済的に実施すべきであり、かつ縦割りの弊害も生じぬように調整役としての「企業立地課」のノウハウも生かして参加企業を充実させ、県内への就業促進を図り、より成果をもたらすことを期待したい。

6. 企業立地補助金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																
<p><事業目的></p> <p>① 若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元就職や UJI ターンを誘引し、本県の成長をリードする多様な企業を誘致する。</p> <p>② 企業誘致を促進するため、工場等及びビジネス支援サービス業のための施設の新設又は増設を行った事業者に対し補助金を交付する。</p> <p><事業内容></p> <p>県内に立地する企業の対象事業の用に供する設備の取得等に要する経費及び従業員の雇用に要する経費に対し補助を行う</p> <p>① 佐賀県ビジネス支援サービス業等立地促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 <p>多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、本県産業の振興に資すると認められるビジネス支援サービス業のための施設の新設又は増設を行った事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> ・対象事業 <p>ビジネス支援サービス業・・・バックオフィス、コールセンター業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、研究開発支援検査分析業、企業立地支援サービス業</p> ・補助制度の開始年度 <p>平成 15 年度</p> ・交付実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>10 件</td> <td>11 件</td> <td>9 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td>123,803</td> <td>99,865</td> <td>95,614</td> <td>76,438</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 佐賀県工場等立地促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 <p>本県の産業構造の改善又は工業開発の促進に必要と認められる工場若しくは試験研究施設の新設若しくは増設を行った事業者、又は集団化事業を行った主として県内に主たる事業所を有する事業者によって構成された事業協同組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> ・対象事業 <p>製造業の工場の新設又は増設、試験研究施設の新設又は増設</p> ・補助制度の開始年度 <p>平成 10 年度</p> 		交付年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	交付件数	10 件	11 件	9 件	9 件	交付金額(千円)	123,803	99,865	95,614	76,438
交付年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度												
交付件数	10 件	11 件	9 件	9 件												
交付金額(千円)	123,803	99,865	95,614	76,438												

・ 交付実績

交付年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	3 件	3 件	10 件	9 件
交付金額(千円)	104,556	500,766	1,972,711	418,663

③ 佐賀県物流施設立地促進補助金

・ 内容

本県の雇用の創出と地域経済の活性化に資すると認められる物流施設の新設又は増設を行った事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

・ 対象事業

道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設の新設又は増設

・ 補助制度の開始年度

平成 18 年度

・ 交付実績

交付年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	0 件	0 件	1 件	1 件
交付金額(千円)	—	—	11,303	12,992

④ 佐賀県本社機能移転等促進補助金

・ 内容

多様な就業の場の創出と地域経済の活性化を図るため、本社機能の移転又は拡張を行った事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの

・ 対象事業

製造業、道路貨物運送業、ビジネス支援サービス業等の県が規定する業種で、県外から本社機能を移転する事業者

・ 補助制度の開始年度

平成 28 年度

・ 交付実績

交付年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	—	0 件	0 件	1 件
交付金額(千円)	—	—	—	48,650

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間	平成 4 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度

	予算（最終）	612,999	2,094,298	589,916
	決算	600,631	2,079,629	556,743
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	556,743	—	556,743
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	立地促進・雇用促進奨励金		556,743
		合計		556,743

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

7. 佐賀県産業関連施設整備事業費補助金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容										
<p><事業目的> 工場団地造成等に伴い、産業関連施設整備事業を行う市町に対し、その事業費の一部を補助することにより企業立地促進による雇用機会の創出、県民生活の安定を図ることを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 佐賀県産業関連施設整備事業費補助金の要綱について <ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 取付道路及び橋梁の新設及び改良事業 工業用水道の新設及び改良事業 下水路及び排水路の新設及び改良事業 光ケーブル整備事業 その他知事が特に必要と認める事業 補助対象経費・・・本工事費、調査設計費 補助率・・・補助対象経費の合算額の2分の1。ただし、既立地済企業の利便性向上のための整備については3分の1とする。 補助限度額・・・1億円。ただし、開発規模が10ha未満については、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="379 1137 1066 1279"> <tr> <td>(10ha未満～5ha以上)</td> <td>5千万円</td> </tr> <tr> <td>(5ha未満～2ha以上)</td> <td>2千万円</td> </tr> <tr> <td>(2ha未満)</td> <td>1千万円</td> </tr> </table> 主な佐賀県産業関連施設整備事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の目的及び内容 伊万里東部（松浦地区）工業団地（仮称）の整備に伴うインフラとしての上水道及び取付道路の整備。 補助事業の収支状況 <ul style="list-style-type: none"> 支出実績額 141,462,560円（予算額 148,229,000円） 補助金充当額 70,731,000円（交付決定額 70,731,000円） 					(10ha未満～5ha以上)	5千万円	(5ha未満～2ha以上)	2千万円	(2ha未満)	1千万円
(10ha未満～5ha以上)	5千万円									
(5ha未満～2ha以上)	2千万円									
(2ha未満)	1千万円									
主な執行区分	県営	委託	補助	その他						
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進									
事業期間	平成21年度～									
事業費推移	(単位：千円)									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度						

	予算（最終）	5,423	22,696	98,953
	決算	4,619	20,520	76,275
事業費の財源	（単位：千円）			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	76,275	—	76,275
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	産業関連施設整備事業（工業団地への取付道路工事、水道敷設工事等）を実施する市町への補助		76,275
	合計			76,275

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

8. 伊万里市工業用水道整備事業費補助金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容													
<p><事業目的></p> <p>伊万里市に立地する企業の大規模な事業拡張を実現し、県西部地域において大規模な雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、伊万里市第4工業用水道を整備する伊万里市に対し、元利償還金の2分の1を補助する。わが国初めての手法による貯水施設を整備するため、県と伊万里市が一体となって取り組む。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業用水道の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 伊万里市 ・総事業費 170億円 ・事業期間 平成19～21年度（4カ年） ・供給開始時期 平成21年7月1日 ・整備手法 有田川から河川水を取水し、海面の貯水施設に貯留して安定的に工業用水を確保する。 ・水源 有田川（豊水水利権） ・給水区域 伊万里市（伊万里団地・長浜団地） ・計画給水量 25,000 m³ ・貯水施設規模 面積43ha ・貯水容量 246万m³ ● 負担割合 県1/2：市1/2（総事業費から国、企業分担金を除き折半する。） ● 補助の方法 市が行う当事者の企業債に係る毎年度の元利償還額に対し補助する。 													
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他								
県営	委託	補助	その他										
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進												
事業期間	平成21年度から令和19年度まで												
事業費推移	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算（最終）</td> <td>333,548</td> <td>333,548</td> <td>333,548</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td>333,547</td> <td>333,547</td> <td>333,547</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年度：償還利息 96,955 元金償還額 236,593 平成30年度：償還利息 92,396 元金償還額 241,152 平成31年度：償還利息 87,748 元金償還額 245,800</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	予算（最終）	333,548	333,548	333,548	決算	333,547	333,547	333,547
	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
予算（最終）	333,548	333,548	333,548										
決算	333,547	333,547	333,547										
事業費の財源	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫</th> <th>県（一般財源）</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">333,547</td> <td style="text-align: right;">333,547</td> </tr> </tbody> </table>	国庫	県（一般財源）	その他	合計	-	-	333,547	333,547				
国庫	県（一般財源）	その他	合計										
-	-	333,547	333,547										

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	補助金	伊万里市第4工業用水道整備事業における元利償還金	333,547
	合計	333,547	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

9. さが創生企業誘致環境整備事業費（工業団地）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容	
<p><事業目的></p> <p>地方創生の視点で、新たな雇用創出による若者の県内定着を促すため、工業団地の造成に積極的に取り組む市町を応援することにより、製造業等を誘致するための受け皿整備を推進することを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀創生 市町工業団地整備推進事業に関する実施要綱について <ul style="list-style-type: none"> ● 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町の共同整備方式で工業団地整備を行う場合の経費の一部を負担する。 ・規制関係の調整及び国等との協議への積極的関与を行う。 ● 対象団地 <p>市町の整備計画に基づき、市町（土地開発公社を含む）が造成する工業団地で、次の条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効面積 3ha 以上 ・平成 31 年度までの分譲開始が見込めるもの ・安価な開発事業費、交通アクセスに優れ、企業の立地が望めるもの等 ● 対象経費 <p>団地整備事業費（工事費、調査費、測量及び試験費等）。ただし、市町が起債する場合は元利償還金を負担金の対象とする。</p> ● 負担割合 <p>対象経費の 2分の1 以内</p> ・主な契約内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 開発予定地の区域 <p>唐津市石志の工業団地</p> ● 開発予定面積 <p>全体面積約 5.5ha（うち有効分譲面積 約 4.98ha）</p> ● 県負担金額 <p>164,328 円</p> <p>上記の負担金額については、唐津石志工業団地造成事業に係る事業資金の借入に対する利息負担金であり、上記実施要綱の選定基準を満たしていることが確認された。</p> 	
主な執行区分	県営 委託 補助 その他（負担金）
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進
事業期間	平成 28 年度～

事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	31,751	107	789
	決算	23,317	6,686	175

※平成 30 年度の予算と実績が乖離しているのは、平成 29 年度に実施出来なかった事業に関する負担金（7,161 千円）を次年度に繰り越したことによる。

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	175	—	175

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	負担金	対象経費の 1/2	175
		合計	175

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

10. さが創生企業誘致環境整備事業費（オフィススペース（空床補償））

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>地方創生の視点で、新たな雇用創出による若者の県内定着を促すため、オフィススペースの創出に積極的に取り組む市町を応援することにより、事務系企業を誘致するための受け皿整備を推進することを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀創生オフィススペース創出事業費補助金交付要綱について <ul style="list-style-type: none"> ● 事業内容 <p>企業の未入居により、市町が負担することとなる賃料相当の一部を補助する。</p> ● 補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点オフィス <p>民間が新たに建設（整備）するオフィスビルを市町で借上げ又は市町が整備した場合で、オフィススペースの空室により市町が負担することとなる賃貸料相当額</p> ・既設物件オフィス <p>民間の既設物件を市町で借上げた場合で、オフィススペースの空室により市町が負担することとなる賃貸料相当額（ただし、市町の所有物件を除く）</p> ● 補助率 <p>2分の1以内</p> ● 補助金交付期間 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点オフィス <p>入居可能日から15年間以内</p> ・既設物件オフィス <p>入居可能日から5年間以内</p> ・主な補助金交付 					
区分	事業主体	入居可能日	物件名	補助金額 (千円)	
拠点 オフィス	伊万里市	平成30年4月	バンリビル2階、3階	6,860	
	嬉野市	令和2年3月	嬉野オフィスビル	462	
既設物件	佐賀市	平成29年10月	中の小路NLビル3、4階	1,730	
	伊万里市	平成29年4月	オカマサセカンドビル2階部分	2,012	
合計				11,064	
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業			

①企業誘致の推進				
事業期間	平成 28 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	7,590	16,903	11,064
	決算	7,589	16,903	11,064
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	11,064	—	11,064
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	企業未入居により市町が負担することになるオフィススペース賃料相当の 1/2 を補助		11,064
		合計		11,064

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1 1. 県営産業用地維持管理費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県内の産業用地が不足するなか、県営産業用地を整備することで、若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <p>県営産業用地造成を目的として所有している佐賀コロニー跡地において、産業用地として造成するまでの維持管理業務として、除草作業及び処分等業務を行うものである</p> <p>・主な契約内容</p> <p>○佐賀コロニー跡地 除草作業及び処分等業務（春季・秋季）</p> <p>佐賀コロニー跡地内における除草作業及び処分等業務の委託先は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、下記の2つの基準を満たした障害者支援施設等の3社と見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と随意契約を行っている。予定価格は過年度の実績等に基づいて算出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県内に所在すること。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センターまたは障害者福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。 <p>また、佐賀県財務規則第101条の2第1項第1号の規定により、当該契約締結後速やかに、契約の相手方となった者の名称及び契約の相手方とした理由を公表している。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	—	—	4,351
	決算	—	—	4,350
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	4,350	—	4,350
事業費の内訳	(単位：千円)			

	費目	主な内容	決算額
	旅費	職員旅費	3
	委託費	除草作業等	4,347
		合計	4,350

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.2. 県営産業用地造成事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県内の産業用地が不足するなか、県営産業用地を整備することで、若者の雇用の受け皿を確保し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。</p> <p><事業内容></p> <p>現在、整備を進めている佐賀コロニー跡地において、一部で埋蔵文化財が確認されており、産業用地の整備に必要な発掘調査を行うものである。</p> <p>・主な契約内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐賀コロニー跡地 県営産業用地造成委託（埋蔵文化財発掘調査） 佐賀コロニー跡地内の「七ヶ瀬遺跡」における 1,000 m²の発掘調査を行い、記録保存を図ることを目的として、佐賀市との随意契約を締結している。 これは、文化庁が公表している「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」により、埋蔵文化財の分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査については、地方公共団体が調査主体となつて行う必要があるとされていること、及び県営産業用地造成事業と文化財保護の連絡調整を図るため、今回の調査委託に先立ち、あらかじめ文化財所在地の市町村文化財担当部局（佐賀市教育委員会）と協議し、当該市町村において文化財事前調査をおこなっていることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約としており、一定の合理性が認められるものと考えられる。 ● 佐賀コロニー跡地 県営産業用地造成委託（伐採工） 佐賀コロニー跡地内における伐採業務について民間委託している。 委託先は一般競争入札により選定しており、佐賀県財務規則第107条第1項及び第2項の規定により、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領に基づき最低制限価格を設けており、一定の合理性が認められるものと考えられる。 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	—	—	23,371
	決算	—	—	23,363
事業費の財源	(単位：千円)			

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	23,363	—
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	委託費	埋蔵文化財発掘調査		23,363
		合計		23,363

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.3. 維持管理費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
【再配当先：伊万里土木事務所】 七ツ島工業団地において、未分譲地への企業誘致を促進するため、また、既立地企業の事業活動に支障を来さないよう、公共施設の維持・管理を行う。					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間		平成 3 年～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	6,912	13,339	6,310
		決算	5,198	10,128	5,023
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		—	—	5,023	5,023
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		旅費	職員旅費	17	
		需用費	消耗品購入等	237	
		役務費	電話代等	60	
		委託料	維持管理第 9909010-001 号 (除草)	4,709	
		合計	5,023		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

「1.5. 維持管理費（投資経費）」にてまとめて述べる。

14. 団地改修費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
【再配当先：伊万里土木事務所】 七ツ島工業団地において、公共施設の改修を実施し、伊万里市への早期の財産譲与を目指す。				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間	平成 13 年～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	110,763	2,582	38,744
	決算	109,487	—	368
平成 29 年度は道路を補修して伊万里市へ移管するための支出である。				
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	—	368	368
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	需用費 (その他)	消耗品購入等		73
	工事請負費	公共施設補修工事		295
	合計			368
R1 予算：38,744 千円 (翌期へ繰越：38,198 千円) ※水路工事の遅れにより翌期に繰り越している。				

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

「15. 維持管理費（投資経費）」にてまとめて述べる。

15. 維持管理費（投資経費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
【再配当先：伊万里土木事務所】 七ツ島工業団地において、未分譲地への企業誘致を促進するため、また、既立地企業の事業活動に支障をきたさないよう、公共施設の維持・管理を行う。					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ①企業誘致の推進			
事業期間		平成 23 年～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算（最終）	17,374	5,694	2,871
	決算	17,373	5,694	2,871	
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	—	2,871	2,871
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		工事請負費	道路維持補修		2,871
			合計		2,871

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

3事業（「13. 維持管理費」、「14. 団体改修費」、「15. 維持管理費（投資経費）」）の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 未分譲地について（意見）

<現状>

県は、企業の受け皿となる産業用地が不足し、企業のニーズに応じた産業用地の提供が難しい状況になっているとして、大規模な産業用地の整備の推進を図っている。その一方で、この七ツ島工業団地においては昭和 46 年頃から分譲を進めているが未だに未分譲地が 1 割程残っている。大部分は分譲されているのであろうが、この 3 年間だけで

も上記の県費の一部が未分譲地の維持管理のために投入されている状況である。

<意見>

未分譲地への企業誘致を促進するための維持管理費であるが、半世紀も維持管理費を支出し続けている状況である。確かに産業用地は土地の活用にあたっては制限があるとは思いますが、半世紀にも渡る維持管理費のことを考えれば既に進出している企業に対して譲渡する等を行い、その後の税金や雇用により回収する選択肢も検討した方が良いのではないかと考えます。

大規模な産業用地の必要性も理解はできるが、長年にわたり未分譲地として残っている状況を踏まえ、最小の経費で最大の便益をとるという観点から事業を進めていくべきと考えます。

VI. 産業人材課

1. 認定職業訓練校運営補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>中小企業事業主又は中小企業事業の団体等が職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施した場合に、その運営に要する経費を補助し、認定職業訓練の継続した円滑な運営を補助する。</p> <p>※補助率 2/3（負担割合：国 1/3、県 1/3）</p> <p><事業内容></p> <p>事業主等（中小企業事業主、中小企業事業主の団体）が認定職業訓練を行う場合、予算の範囲内において認定職業訓練の運営に要する経費について補助金を交付する。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(1) 雇用・労働			
		①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		昭和 53 年度～(継続)			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	29,840	27,745	26,745
		決算	29,282	27,314	26,670
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		15,257	11,413	—	26,670
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容		決算額
		補助金	認定職業訓練校運営費補助		26,670
		合計		26,670	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について（意見）**<現状>**

消費税の課税事業者は、課税売上高に対する預かった消費税から、課税仕入に係る支払った消費税を控除した額を消費税として納付する。この点、補助金は消費税の課税対象となる売上とはならない一方で、補助事業において支払った消費税についてはその一部または全部について仕入税額控除を受けることになる。よって消費税を含む額で補助金を受け入れ、かつ、これに関する支出について仕入税額控除を受けた場合は、その控除額に含まれる補助金により受けた消費税額を国及び県に返還する必要がある。しかしながら、現状は、佐賀県が定める「佐賀県認定職業訓練運営費補助金交付要綱」には、仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に関する定めがない。

<意見>

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含む金額で支払われているため、仕入控除税額相当の返還が必要な補助事業者については、その旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明記する必要がある。なお、当該事業は国の制度であるが、平成30年度までは国の要綱においてもこれに関する定めがなかったが、令和元年度より新たに国の交付要綱に規定された。これを受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報告等の運用を開始している。今後は、佐賀県の交付要綱においても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等に関する規定を行うことが必要である。

2. ワーク・ライフ・バランス推進事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容			
<p><事業目的></p> <p>労働時間短縮や育児・介護休業取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることなどにより、ワーク・ライフ・バランス（以下、「WLB」という。）がとれる労働環境の実現をめざす。</p> <p><事業内容></p> <p>年次有給休暇取得などと呼びかける『Let's“ゆとり”！キャンペーン』を実施し、県内企業に対しWLBへの取り組みを促進する。また、WLBアドバイザーが県内企業を1,200社回り、企業のWLBの取組促進に係る周知啓発を行う。</p> <p>※WLBとは、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。</p>			
主な執行区分	県営	委託	補助
			その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備		
事業期間	平成 19 年度～		
事業費推移	(単位：千円)		
		平成 29 年度	平成 30 年度
	令和元年度		
予算（最終）	17,797	20,967	21,940
決算	17,608	20,601	21,652
事業費の財源	(単位：千円)		
	国庫	県（一般財源）	その他
	合計		
	10,774	10,878	—
			21,652
事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報酬	非常勤職員報酬	4,137
	社会保険料	非常勤職員社会保険料	657
	需用費	リーフレット印刷費	128
	委託料	WLB アドバイザーによる企業訪問事業	16,730
	合計	21,652	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分

析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

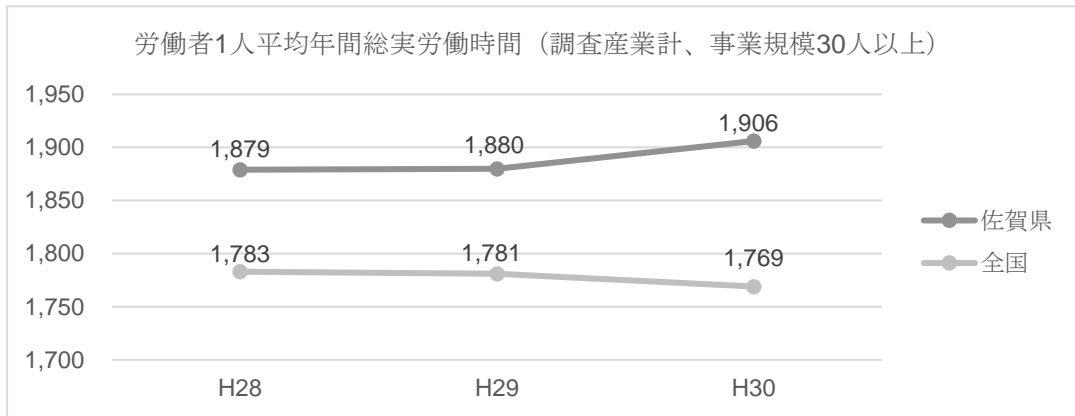
(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 効果検証に基づく事業内容の見直しについて（意見）

<現状>

当事業は平成19年度から実施している。近年では、WLBに対する県民の認知度も高まっていることが県の調査からも見て取れ、県の長年にわたる地道な取り組みがうかがえる。しかし、依然として、佐賀県の労働時間は全国平均に比べ長い。



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、佐賀県統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」

また、年次有給休暇の取得率は事業開始から増加しているものの、全国平均よりも低い水準にとどまっており、また、佐賀県が設定している目標値に届いていない。

労働者一人当たり年次有給休暇取得率の推移

年	年次有給休暇取得率（%）		
	佐賀県 (A)	全国 (B)	差 (A) - (B)
平成19年	39.2	46.6	▲ 7.4
平成20年	38.9	46.7	▲ 7.8
平成21年	43.7	47.4	▲ 3.7
平成22年	42.9	47.1	▲ 4.2
平成23年	37.9	48.1	▲ 10.2
平成24年	39.7	49.3	▲ 9.6
平成25年	47.2	47.1	+0.1
平成26年	41.7	48.8	▲ 7.1
平成27年	45.8	47.6	▲ 1.8

平成 28 年	47.1	48.7	▲ 1.6
平成 29 年	48.4	49.4	▲ 1.0
平成 30 年	44.9	51.1	▲ 6.2
令和元年	48.6	52.4	▲ 3.8

全国：就労条件総合調査（厚生労働省）

佐賀県：平成 29 年まで：佐賀県労働条件等実態調査（アンケート調査、産業人材課）

平成 30 年：訪問による聞き取り調査（産業人材課）

令和元年：佐賀県内企業人材ニーズ調査（産業人材課）

（佐賀県の成果指標）

指標区分	指標名	単位	R1	R2	R3	R4
成果指標	年次有給休暇の取得率	%	57.5	70.0	70.0	70.0
			48.6	—	—	—

※上段は目標値、下段は実績値。

当事業は個別訪問やセミナーによる **WLB** 取り組みの意義や意識改革の必要性を働きかけることを主眼としている。一方で、**WLB** の取り組みが進まない理由として、「人手不足」と「業務繁忙」が挙げる事業所が多く、「意識の低さ」が主な理由ではないことがアンケート等で明らかとなっている。また、当事業の受託業者から、人的・資金的余裕がなくそれどころではない、といった切実な声があったといった報告がなされている。さらに、セミナー参加者の確保に苦心している点、また、キャンペーンの参加事業所が減少傾向にある点も看過できない。これらに鑑みると、県内の事業所の実態と事業内容との間にミスマッチが生じている可能性が考えられる。

<意見>

当該事業により県民、事業者の **WLB** に対する意識は高まって来ている。一方で有給取得率や労働時間短縮などの具体的成果の面では目標達成には至っていない。大企業に比し、小規模企業や中小企業においては人材の替えが容易でない状況が多い。このように企業の規模等により **WLB** 推進において人的、資金的な負担が足かせとなっている点、業種によるばらつきが大きい点などを踏まえ、県内の現実・実態に即した事業の見直しを行い、事業者の業務効率化を推進する施策が求められる。**WLB** の啓蒙から、実践という次のステップに進むことで、さらなる成果が得られることを期待する。

3. 「働きたいけん」(体験) 応援事業費(地方創生推進交付金)

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>働きたい気持ちはあるが、子育てなどの両立に不安があることで就労への一歩が踏み出せずにいる子育て世代を対象に、就労体験への支援を行うことでワーク・ライフ・バランスが実現できる多様な働き方を自ら見出していただき、就労を通じた社会での活躍を促進する。</p> <p><事業内容></p> <p>妊娠や出産等により退職後、働きたい気持ちはあるものの、一歩踏み出せずにいる方に対し、OJT 及び OFF-JT (ビジネスマナー、パソコンスキル、コミュニケーションスキルの研修) を組み合わせた実習を約1か月間実施した。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		平成 27 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	12,447	16,139	20,430
		決算	12,447	16,139	20,409
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他 (※1)	合計
		7,928	8,481	4,000	20,409
※九州山口 9 県で地域連携 WLB 推進を行っている。「その他」は、九州山口各県の負担金である(1 県 50 万円)。令和元年度は佐賀県が幹事県であったため 4,000 千円受け入れている。					
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		職員旅費	職員旅費	25	
		委託料	働きたいけん(体験) 応援事業	15,356	
		委託料	九州山口地域連携 WLB 推進 キャンペーン WEB 広告委託 他	4,500	
		委託料	女性の就業支援広報業務委託 (タブロイド広告)	528	
			合計	20,409	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続(突合、閲覧、質問、分析的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

4. 佐賀県子育て世代就活サポート事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>妊娠や出産などの理由により離職し、子育てをしながら再就職するにあたって、「ブランクによる仕事への不安」や「家庭との両立への不安や迷い」等のため、求職活動を行っていない子育て世代の就職活動の後押しをする。</p> <p><事業内容></p> <p>就活サポートフェア「佐賀県子育て世代就活フェスタ」（県内 4 か所 4 回）を実施した。具体的な内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催、仕事への不安や悩みなど個別相談窓口の設置 ・参加者が企業の従業員等へ直接仕事と子育ての両立する働き方等の質問が行える企業ブースの設置 ・個別相談における労働局（マザーズコーナー）との連携 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(1) 雇用・労働</p> <p>①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備</p>			
事業期間	平成 27 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	6,690	6,697	6,832
	決算	6,690	6,697	6,832
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	3,416	3,416	－	6,832
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	就活サポートフェアの実施委託		6,832
	合計			6,832

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. 認定職業訓練校施設整備費補助

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 中小企業事業主又は中小企業事業の団体等が職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施し、施設の老朽化等により訓練に支障が生じた場合、設備の整備・改修に要する経費を補助し、認定職業訓練の継続した円滑な運営を補助する。 ※補助率 2/3（負担割合：国 1/3、県 1/3）</p> <p><事業内容> 事業主等（中小企業事業主、中小企業事業主の団体）が認定職業訓練を行う場合、予算の範囲内において認定職業訓練校の施設及び設備の整備・改修に要する経費について補助金を交付する。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		昭和 53 年度～（継続）			
事業費推移		（単位：千円）			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算（最終）	3,266	123	6,416
		決算	—	80	6,299
事業費の財源		（単位：千円）			
		国庫	県（一般財源）	その他	合計
		3,149	3,150	—	6,299
事業費の内訳		（単位：千円）			
		費目	主な内容		決算額
		補助金	佐賀県認定職業訓練施設及び設備整備費補助		6,299
		合計			6,299

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析の手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について（意見）

＜現状＞

消費税の課税事業者は、課税売上高に対する預かり消費税から、課税仕入に係る支払消費税を控除した額を消費税として納付する。この点、補助金は消費税の課税対象となる売上とはならない一方で、補助事業において支払った消費税についてはその一部または全部について仕入税額控除を受けることになる。よって消費税を含む額で補助金を受け入れ、かつ、これに関する支出について仕入税額控除を受けた場合は、その控除額に含まれる補助金により受けた消費税額を国及び県に返還する必要がある。しかしながら、現状は、佐賀県が定める「佐賀県認定職業訓練施設及び設備費補助金交付要綱」には、仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に関する定めがない。

＜意見＞

当事業の補助金は消費税及び地方消費税を含む金額で支払われているので、仕入控除税額相当の返還が必要な補助事業者については、その旨の報告を受け、返還を求めることを要綱に明記し運用する必要がある。なお、当該事業は国の制度であるが、平成30年度までは国の要綱においてもこれに関する定めがなかったが、令和元年度より新たに交付要綱に規定された。これを受けて、佐賀県でも令和元年度交付分より報告等の運用を開始している。今後は、佐賀県の交付要綱においても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等に関する規定を行うことが必要である。

6. 仕事と子育ての両立支援推進事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>仕事と子育ての両立支援の取組に期待が持てる県内事業者に対し、専門家が個別訪問し、「一般事業主行動計画」の策定・見直し等の助言・推奨を行うことで仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図る。</p> <p><事業概要></p> <p>専門アドバイザーの派遣、社会保険労務士による訪問事業所への助言・サポートなどを行う。訪問先事業所については、実態調査の結果を踏まえ、実効性を期待できる事業所から選定。アドバイザーは、「一般事業主行動計画の策定・見直し」「就業規則等の変更」等を支援する。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間		平成 25 年度～			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		予算 (最終)	3,964	4,326	4,374
		決算	3,743	3,718	3,700
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県 (一般財源)	その他	合計
		1,850	1,850	—	3,700
※ 2019 年度地方創生推進交付金対象					
事業費の内訳		(単位：千円)			
		費目	主な内容	決算額	
		需用費	チラシ印刷費	48	
		委託料	仕事と子育ての両立支援推進事業専門アドバイザー派遣業務	3,201	
		委託料	仕事と子育ての両立支援推進事業専門アドバイザー就業規則変更等業務 (単価契約)	450	
		合計	3,700		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析の手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 訪問対象エリアの偏りへの配慮について（意見）

<現状>

当事業は専門家団体（佐賀県社会保険労務士会）との委託契約であり、団体から3名の専門家（社会保険労務士）が派遣され、延べ180回の事業所を訪問し、就業規則等の変更に関する助言を行っている。訪問する事業所は、依頼を受けた事業所と佐賀県社会保険労務士会が判断した事業所を選定している。令和元年度で訪問した140件のうち、事業所からの依頼を基に訪問した件数は2件と少なく、大半を佐賀県社会保険労務士会が選定している。また、訪問対象エリアが特に佐賀市に集中している傾向がある。令和元年度の所在地別企業訪問数は以下の通り。

市町	訪問件数
佐賀市	80件
鳥栖市	9件
小城市	8件
武雄市	8件
神埼市	6件
鹿島市	6件
嬉野市	3件
みやき町	3件
基山町	3件
吉野ヶ里	3件
上峰町	3件
伊万里市	3件
多久市	2件
唐津市	1件
大町町	1件
白石町	1件
合計	140件

<意見>

佐賀市は県内で人口や事業所が最も多く、訪問回数が多くなるのは当然であると思うが、鳥栖市、唐津市や伊万里市といった比較的人口の多い地区が手薄になっている可能性がある。また、人口の少ない地域であっても、そのような地域には一般的に専門家も少ないことに鑑みても、公平性の観点からは、訪問する等地区に大きな偏りが無いよう仕様書等での配慮が望まれる。また、手を挙げる事業所が少ないということはいま周知されていない可能性もあるため、より周知される広報を検討していただきたい。

② 仕様書の見直しについて（意見）

<現状>

当事業は、佐賀県内の事業所の子育て支援制度の充実を図ることを目的としており、専門家が事業所の現状や労務管理状況を把握し、事業所にあった両立支援策を提案するもので、具体的には訪問先に対して、主に3つの点からの助言を想定している。

- ・一般事業主雇用計画の策定・見直し
- ・就業規則等の変更
- ・国の助成金の活用

県は訪問に対して3百万円を、また、両立支援策への実際の取り組み実績に対して、1社あたり5万円の報酬を専門家に支払うが、この「実績」とは、県が定める要件を満たす以下の表に示す3パターンの就業規則の変更を行った場合に限定されており、一般事業主雇用計画の策定・見直し等は対象ではない。この状況では、制度趣旨である「事業所に合った」両立支援策の提案となっているのか疑問が残る。

また、就業規則変更の実績が男性従業員の育児休業に関する制度導入に集中しており、画一的な助言となっていないだろうか。もしくは、その他の内容が事業所の状況や時代にマッチしていない可能性もある。

	内容	令和元年度実績	累計
1	小学校3年生までの子を養育する従業員の「短時間勤務制度」等の導入	0 事業所	2 事業所
2	男性従業員の連続3日以上の子育て休業日を有給とする制度の導入	9 事業所	85 事業所
3	小学校6年生までの子を養育する従業員の病児施設利用費負担補助制度の導入	0 事業所	0 事業所

（注）いずれも法定以上の制度導入である。

<意見>

委託業務の仕様書は事業開始の平成25年度から変更されていないとのことであり、情勢や県の方針、委託した専門家からの報告や意見、更には事業所からの声も踏まえ、適時に見直しが必要であると考え。その際には、事業の趣旨を踏まえるならばある程度柔軟な内容とすることを検討する必要があると考え。

なお、総務省が実施した「平成29年就業構造基本調査結果」によると佐賀県は夫婦共働き世帯が53.8%（全国10位）である。最近では男性の育児参加への意識が高まっていることが調査等から明らかになっており、佐賀県のこれまでの事業の成果が寄与していると考えている。当事業についても、専門家がこれまで、623の事業所に延べ1,165回個別訪問をし、両立支援を開始した事業所は87事業所にのぼる。今後当事業が専門家の力を最大限活用し、WLBに関する他の事業や、県の横断的な男女共同参画に関する施策との連携も行いながら、県内事業所の両立支援策の構築に貢献する上で、より実効性の高いものとなることを期待している。

7. 若年者就職支援事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 若年者の就職から職場定着まで総合的に支援することにより、就職の実現や県内企業の人材確保・定着を図る</p> <p><事業内容> 若年者向け就職支援施設（ジョブカフェ SAGA）を設置して、国の行政機関であるヤングハローワーク（30歳未満の若者を対象としたハローワーク）SAGA と一体的に運営することにより、総合的な支援サービスを提供する。</p> <p>(1) ジョブカフェ SAGA 本所の設置・運営 併設のヤングハローワーク SAGA と一体的な運営を行い、以下の総合的な就職支援サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合受付、情報提供 ● <求職者支援>職業適性診断、キャリアカウンセリング、職業相談・紹介、書類添削・面接指導、各種セミナー ● <企業支援>魅力発信（企業PR等）、人材確保（企業説明会の開催や人材紹介の窓口等）、人材育成（出張相談や出前講座等） <p>(2) ジョブカフェ SAGA サテライト（唐津・武雄・鳥栖へ各週1回）の開設・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合受付、情報提供 ● <求職者支援>キャリアカウンセリング、書類添削・面接指導、学校への出張セミナー ● <企業支援>企業情報の収集・調査など 				
主な執行区分	県営 <u>委託</u> 補助 その他			
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	平成 17 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	66,471	65,310	64,332
	決算	66,471	65,310	64,332
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	32,166	32,166	—	64,332

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	ジョブカフェ SAGA 運営事業委託	64,332
	合計	64,332	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 事前承認における随意契約の理由の明文化について（結果）

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、当該事業の契約に関しては事前承認において、「プロポーザル方式による随意契約」との記載があるのみであり、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由が明記されていない。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。

担当者としては、プロポーザル方式の仕様書の内容から、一般競争入札に適さないケースであることは確認できるため、プロポーザル方式の仕様書等の承認をもって、随意契約によることが適当と判断した理由も承認されているとの認識であるとのことである。

実質的に検討が行われていること自体を否定するものではないが、契約方法とそれを選んだ理由が佐賀県財務規則において事前承認事項として明記されている以上、随意契約を選んだ理由と合わせてプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記した上で事前承認が行われるべきであると考えている。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章

として明記した上で事前承認が行われているものもあり、同じ県内であっても事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況を確認している。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約による理由及びプロポーザル方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

② 実績報告書の記載について（結果）

<現状>

当該プロポーザル方式の仕様書では、ジョブカフェ SAGA 本所（以下、「本所」）での支援内容として、求職者支援メニューと企業支援メニューの実施を、ジョブカフェ SAGA サテライト（以下、「サテライト」）での支援内容として、求職者支援メニューの実施を求めている。特にそれぞれの求職者支援メニューでは、必須項目として以下を求めている。

ジョブカフェ SAGA 本所	ジョブカフェ SAGA サテライト
<ul style="list-style-type: none"> ● 職業適性診断 ● キャリアカウンセリング ● 就職応援セミナー ● チーム支援 ● 移動ユメタネ ● 職業紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業適性診断 ● キャリアカウンセリング ● 出張サービス

なお、これらの内容は事業者選定後の協議での変更点には含まれていない。

しかし、事業者からの実績報告書において、本所での実施内容の報告は、仕様書の必須項目別に項目建てがされており、必須項目のすべてが実施されたことが明確に確認できる記載となっている一方で、サテライトでの実施内容の報告は、仕様書の必須項目と対応するような記載にはなっておらず、必須項目が実施されたかどうかは明確には確認できない。

<指摘事項>

実績報告書は、委託事業者が委託内容を遂行したかどうかを示す重要な書類であると考えられる。

仕様書での必須項目については、報告書に明記されているかを確認し、その記載が客観的に不十分と判断された場合は追記・修正を依頼する等、必ず実施することを求めたのであれば、その要求水準に応じた厳格な対応をする必要があると考える。

なお、委託事業者からの毎月の利用状況の報告において、求職者支援メニューの必須項目毎の利用者数が本所・サテライト別に報告されており、仕様書で求められている支援が実態として行われていることは確認できている。

また、次の事項について意見を述べるものとする。

① プロポーザル方式における一者応募について（意見）

<現状>

当該委託事業は、令和元年度からプロポーザル方式によって委託事業者の選定を行っているが、一社のみ応募となっている。なお、平成30年度、平成29年度は企画コンペ方式により委託事業者の選定が行われているが、令和元年度と同様に一社のみ応募であった。

これに関連して、当該プロポーザル方式の公示によると、

- ・説明書の交付期間：2019年2月13日（水）から同2月19日（火）まで
- ・参加資格の確認申請書の提出期限：2019年2月20日（水）まで
- ・提案書の提出期限：同2月27日（水）まで

となっている。

したがって、参加受付期間は2月13日から2月20日までの8日間、参加受付開始から提案書提出の期限までの期間は2月13日から2月27日までの15日間となっている。

<意見>

当該スケジュールでは、仕様書の内容の情報提供が行われ、応募をするか否かの意思決定までの期間が最長8日間、公示から提案書の作成及び提案書提出までが15日間となっており、比較的短いと思われる。（令和元年度からプロポーザル方式で行うこととしたため、企画競争の開催にあたり佐賀県側の必要な準備期間も少なかった等も影響しているものと思われる。）

この点、佐賀県業務委託プロポーザル方式・企画コンペ方式実施要領第5条第3項では、「公示から提案書の提出期限までの期間は、参加者が仕様書の内容を理解し、良質な提案を作成するための日数を見込むこと。」とされており、具体的な日数を確保することまでは求められてはいない。

しかし、一般的には準備期間が短いほど新規参入の障壁は高いものと考えられる。一社応募が続いていた状況からも、結果として、準備期間の短さが一社応募の要因の一つである可能性は考えられる。

一社のみ応募であっても委託事業者の選定自体は有効であるが、複数の応募者があることにより実効性のある事業者間の企画提案競争が確保されるものと考えられる。

そのため、このまま一社応募が続くようであれば、競争性が薄まり、プロポーザル方式が求める良質な提案ができる事業者を選定すること自体が十分に行われなくなり本来の目的が達成されなくなる可能性もある。

この点、令和2年3月31日に総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」によれば、一者応札改善のための取組として、「競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し

改善策を次回調達に反映させることを徹底する。」とされている。

現状でも、一社応募は望ましくないと受け止め、対応策等の検討は行われているものの、その記録までは残されていない。

したがって、一社応募の状況を改善すべく、その原因分析等を実施し、今後の改善策を検討して次回以降の調達に反映していくこと及びその検討の過程の記録を残すことで、一社応募改善に対する取組状況を可視化することが望ましいと考える。

また、上述の「令和2年度総務省調達改善計画」では、公告期間等の改善の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。」とされている。

さらに、前回一社応募の公告期間の延長の具体的な取組内容として、「一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一社応募又は一社応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。」とされており、これに倣えば、前回調達で一社応募だった企画競争案件である本事業の場合は、公告期間が30日間とされることが望ましいということにはなる。

委託事業の内容や規模等によって様々な状況が想定されるため、一概に具体的な日数等を設定することはかえって実態に即しない可能性もあるが、一般的に準備に最低限必要と思われる日数を最低限確保すべき日数として設定することや、前回調達時に一社応募だった場合の公告期間は前回よりも延長すること等、一社応募を未然に防ぐため及び一社応募を改善するための基本的な方針を要領等で明確にしておくことも検討の余地があるのではないかと考える。

注)「一社」と「一者」の表現が混在しているが、産業人材課としては「一社」の表現を用いているが、総務省が公表した「令和2年度総務省調達改善計画」では「一者」となっており、敢えて統一せずを用いている。

② プロポーザル方式における予定価格の積算について（意見）

<現状>

前述の通り、当該事業は令和元年度からプロポーザル方式によって委託事業者の選定を行っている。

プロポーザル方式では、応募者の提案を審査し最優秀提案者を決定した後、当該提案者と仕様書の協議を行ったうえで、その仕様内容に基づいた予定価格の積算が行われる。なお、令和元年度は予定価格を公表しない方法によって行われた。

その予定価格の積算にあたり、委託内容が専門性があるため積算が困難等の理由により、前年度実績を参考にすべく平成30年度の委託事業者に見積を依頼し、その内容を検証したうえで当該事業者が提出した見積額を予定価格として採用している。

しかし、令和元年度の最優秀提案者として決定された事業者は前年度の委託事業者であり、結果として、予定価格を提案者が提出した見積額によって算定した状況となつて

いる。

<意見>

上記の通り、令和元年度の当該事業のプロポーザル方式では予定価格を公表していないが、プロポーザル方式によって決定された事業者に対して予定価格算定の基礎となる見積りを依頼した結果、当該事業者は予定価格を比較的容易に予見し得た状況となっている。

また、予定価格算定の基礎とすべく入手した見積書の見積額を検証した結果そのまま予定価格として採用したこと及び当該事業者が予定価格算定の基礎として提出した見積額と同額で本見積りを提出したことにより、結果として、予定価格を公表していないにもかかわらず、落札率（=契約額÷予定価格）が100%という状況となっている。

そもそもプロポーザル方式は、公募により幅広く事業者を募集することで一定の公平性を確保しつつ、事業者の技術力や知識等、価格以外の要素を重点的に評価して事業者を選定する方法であることから、総合評価落札方式による一般競争入札に比べ価格を考慮する程度が少なくなるものである。

その中でも、選定された事業者との価格交渉の場面で予定価格が機能するものと考えられるため、本来であれば、予定価格は委託金額の過度な膨張を防ぐ機能を発揮できるよう、選定された事業者の影響を可能な限り受けない状況で積算されたものであることが望ましいと考える。

今回のように、一社応募であればなおのこと、随意契約のデメリットである恣意的な価格決定が問題になりやすいため、公正性や透明性に十分に留意したより慎重な運用が求められるといえる。

したがって、県が独自に予定価格を積算することが望ましいが、何らかの理由により予定価格の積算に当たって事業者の協力が必要な場合であっても、複数の事業者に見積りを依頼する、あるいは独自に積算が難しい要素のみに限定して見積もりを依頼する、前年度実績額に状況の変化を考慮した調整を加える方法で積算する等、少なくとも特定の事業者の見積内容が色濃く反映された予定価格とならないように留意する必要があると考える。

8. 勤労者福祉金融対策資金貸付金

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 勤労者に対し生活に必要な資金を低利で融資することにより、勤労者の生活の安定を図る。</p> <p><事業内容> 勤労者の生活の安定に資するため、生活のための資金を必要とするものに対して貸付を行う。 ※県が勤労者に対して直接貸付を行う事業ではなく、県内金融機関との協調融資として行われている。 したがって、債務者に対する直接の債権者は当該金融機関となる。</p> <p>当該金融機関の前年度末貸付残高に応じた金額に、新規貸付枠対応分として各事業年度の事業費の金額を加えた額を、事業年度初めに当該金融機関に預け、年度末に全額返還されている。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	昭和 53 年～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	55,000	55,000	55,000
	決算	55,000	55,000	55,000
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	55,000	—	55,000
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	貸付金	資金貸付		55,000
	合計			55,000

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 新規貸付対応分の預け金額の見直しについて（意見）

<現状>

当該事業では、金融機関の年度末の当該貸付制度の貸付残高に応じた金額に加え、新規貸付対応分として毎年 55,000 千円を当該金融機関に預け入れている。

新規貸付対応分としての 55,000 千円は、平成 25 年度に当該貸付制度の内容が見直された際にあわせて決定された金額であり、その後変更されることなく同額が続いている。

直近 10 年度分の新規貸付状況は以下のとおりである。

年度	件数	金額（千円）
平成 21 年度	24	21,020
平成 22 年度	14	13,860
平成 23 年度	9	7,950
平成 24 年度	49	66,230
平成 25 年度	66	106,670
平成 26 年度	95	146,790
平成 27 年度	69	96,140
平成 28 年度	57	72,730
平成 29 年度	88	105,490
平成 30 年度	83	89,720

平成 25 年度の制度内容の見直しにより利用しやすくなったこともあり、平成 25 年度以降の新規貸付金額はそれ以前よりも増加傾向にあるが、新規貸付額には年度によってかなりのばらつきがあることが伺える。

毎年度、金融機関より提出される翌年度の貸付見込推定を検証して新規分の金額を決定しているものの、金額の見直しに関して明確な基準等はなく、従前の金額が引き継がれている状況である。

<意見>

当該貸付制度は、教育資金も含めた様々な生活資金のために借り入れることができる制度で利便性が高く、資金需要に応える制度としての目的からも、新規貸付分の預け入れ額を少なくしすぎることによって当該金融機関が新規に貸し付けることができる枠が減少し、必要な貸付が行えないことは避けなければならないと考える。

しかし、年度末には預け入れた金額が一旦すべて返還されるとはいえ、年度中預け入れている間は当該資金が利用できない状態になることにより変わりはなく、資金の過剰な預け入れは資金の効率的な活用の観点から、望ましくないと考える。

預け入れにより固定化される金額が過剰にならないようにしつつも、必要な貸付は行えるような金額は確保するといった、相反する要素をバランスよく考慮できるよう、新規貸付対応分の預け入れ額の見直しに関する方針や計算方法、金額の変更を行う必要があるかどうかを判断するためのモニタリングの方針等を定めることにより、必要な資金量と実際の預け入れ額との間に大きな乖離が生じていないか等を把握できるような仕組みづくりを進めることが望ましい。

9. Uターン就職促進事業費（地方創生交付金）

（1）事業の概要

事業目的及び事業内容													
<p><事業目的></p> <p>就職・転職を機に佐賀県内へのUJIターンを検討・志望している求職者に対し奨励金を支給することにより、県内への就職を後押しし、県内企業の人材確保につなげる。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業内容 大学新卒者等でUJIターンのうえ県内企業への就職を検討している者に、その後押しとなる奨励金を支払う。 ● 対象者 <ol style="list-style-type: none"> ① 佐賀県外の大学等の新規卒業予定者 ② 佐賀県外の高等学校から佐賀県内の大学等へ進学した新規卒業予定者 ③ ①及び②以外の35歳以下(事業実施年度の4月1日現在)で、佐賀県外の事業所に就職している者(応募時点で離職後2年以内を含む) ● 支給額 対象者が①の場合は大学等の所在地、③の場合は事業の所在地を基準に、以下の通り。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>北海道、東北、関東、中部地方の場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>関西、中国、四国、沖縄地方の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>九州地方の場合</td> <td>10万円</td> </tr> </table> 対象者が②の場合は 10万円 ● 人員配置 事業推進にあたって、一定規模の応募者を得るには国内79の連携大学をはじめとした人材輩出元への訪問営業が不可欠であるため、非常勤職員を1名配置する。 <p>※なお、当該事業は「産業人材確保プロジェクト推進会議」で実施されている事業のうちの一つである。</p>		北海道、東北、関東、中部地方の場合	30万円	関西、中国、四国、沖縄地方の場合	20万円	九州地方の場合	10万円						
北海道、東北、関東、中部地方の場合	30万円												
関西、中国、四国、沖縄地方の場合	20万円												
九州地方の場合	10万円												
主な執行区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">県営</td> <td style="width: 25%;">委託</td> <td style="width: 25%;">補助</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他								
県営	委託	補助	その他										
佐賀県総合計画2019との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(1) 雇用・労働</p> <p>①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備</p>												
事業期間	令和元年度												
事業費推移	(単位：千円)												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> <tr> <td>予算(最終)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">58,295</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">58,009</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	予算(最終)	-	-	58,295	決算	-	-	58,009
		平成29年度	平成30年度	令和元年度									
予算(最終)	-	-	58,295										
決算	-	-	58,009										

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	6,499	51,510	—	58,009

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報酬	非常勤職員報酬	2,050
	共済費	非常勤職員社保	326
	旅費	費用弁償	754
	負担金	負担金	54,879
合計		58,009	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

10. 採用力向上支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																																																					
<p><事業目的></p> <p>県内企業の人手不足や人材確保難が深刻化する中、大手企業に比べて魅力ある採用条件が提示できておらず、また発信力にも劣る県内企業について、採用条件向上への経営改善及び求職者等への訴求力向上を支援する。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 県内事業所 100 社から 150 社の経営者及び人事部門の責任者を対象として、発信力・採用力の向上を目的としたセミナーの開催。セミナー受講企業の中から、30 社から 40 社の企業を対象に専門家派遣による発信力・採用力向上の個別支援を実施</p> <p>(2) 非常勤職員の配置</p> <p>(3) 企業訪問</p> <p>令和元年度における採用力向上セミナーの実施状況は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催場所</th> <th>テーマ</th> <th>参加企業数(社)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀市</td> <td>新卒採用の向こう側～伸びる人材の採用と育成について～</td> <td>44</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>高校生を対象とした県内企業合同説明会</td> <td>48</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>高校生を対象とした県内企業合同説明会</td> <td>90</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>武雄市</td> <td>高校生を対象とした県内企業合同説明会</td> <td>41</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>応募につなげる求人票の書き方、個別サポート企業による事例発表</td> <td>38</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>多様な働き方をする人材の活用方法</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>職場定着から考えた採用戦略</td> <td>27</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>離職を防ぐ人事評価制度</td> <td>25</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>面接の基本を抑え採用決定を高める方法</td> <td>26</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>知っておきたい外国人採用のノウハウ～採用・定着の極意はこれだ！～</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>ハラスメント対策～上司が理解すべき指導のあり方～</td> <td>17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>世代間コミュニケーションのポイント</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>389</td> <td>465</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、当該事業は「産業人材確保プロジェクト推進会議」で実施されている事業の一つである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な執行区分</th> <th>県営</th> <th>委託</th> <th>補助</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県総合計画 2019 と</td> <td>4</td> <td>豊かさ好循環の産業</td> <td>さが</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				開催場所	テーマ	参加企業数(社)	参加者数(人)	佐賀市	新卒採用の向こう側～伸びる人材の採用と育成について～	44	52	唐津市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	48	59	佐賀市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	90	101	武雄市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	41	47	佐賀市	応募につなげる求人票の書き方、個別サポート企業による事例発表	38	47	佐賀市	多様な働き方をする人材の活用方法	18	22	佐賀市	職場定着から考えた採用戦略	27	32	佐賀市	離職を防ぐ人事評価制度	25	31	佐賀市	面接の基本を抑え採用決定を高める方法	26	33	佐賀市	知っておきたい外国人採用のノウハウ～採用・定着の極意はこれだ！～	11	14	佐賀市	ハラスメント対策～上司が理解すべき指導のあり方～	17	23	佐賀市	世代間コミュニケーションのポイント	4	4	合計		389	465	主な執行区分	県営	委託	補助	その他	佐賀県総合計画 2019 と	4	豊かさ好循環の産業	さが	
開催場所	テーマ	参加企業数(社)	参加者数(人)																																																																		
佐賀市	新卒採用の向こう側～伸びる人材の採用と育成について～	44	52																																																																		
唐津市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	48	59																																																																		
佐賀市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	90	101																																																																		
武雄市	高校生を対象とした県内企業合同説明会	41	47																																																																		
佐賀市	応募につなげる求人票の書き方、個別サポート企業による事例発表	38	47																																																																		
佐賀市	多様な働き方をする人材の活用方法	18	22																																																																		
佐賀市	職場定着から考えた採用戦略	27	32																																																																		
佐賀市	離職を防ぐ人事評価制度	25	31																																																																		
佐賀市	面接の基本を抑え採用決定を高める方法	26	33																																																																		
佐賀市	知っておきたい外国人採用のノウハウ～採用・定着の極意はこれだ！～	11	14																																																																		
佐賀市	ハラスメント対策～上司が理解すべき指導のあり方～	17	23																																																																		
佐賀市	世代間コミュニケーションのポイント	4	4																																																																		
合計		389	465																																																																		
主な執行区分	県営	委託	補助	その他																																																																	
佐賀県総合計画 2019 と	4	豊かさ好循環の産業	さが																																																																		

の関連	(1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	平成 30 年度～令和元年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	-	22,682	30,035
	決算	-	22,514	29,860
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	14,905	14,955	-	29,860
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	報酬	非常勤職員報酬	2,069	
	共済費	非常勤職員社保	322	
	旅費	費用弁償	5	
	負担金	負担金	27,464	
	合計		29,860	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.1. 高校生県内就職促進事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																																														
<p><事業目的></p> <p>新規高卒者の県外流出が高い本県において、今なお続く労働市場の売り手市場の下、県内企業の多くが人材確保に苦慮している。</p> <p>このため、高校生及び保護者が県内企業の情報に直接触れる機会を創出するなどし、その認知度を向上させることにより、新規高卒者の県内就職の促進を図る。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内高校生及び保護者を対象とした、県内企業合同説明会を開催し、高校生及び保護者の県内企業に対する認知度を向上させる ● 課内に県内就職コーディネーターを配置し、県内企業・県内高校訪問を通じた情報収集や情報提供などを行い、高校と企業との関係性構築の支援や、さが就活にやびの SNS 機能を活用した企業情報提供や就職相談に対応する。 <p>令和元年度の県内高校生対象合同企業説明会の実施状況は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催場所</th> <th>参加企業数(社)</th> <th>参加学校数(校)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀会場</td> <td>106</td> <td>11</td> <td>1,041</td> </tr> <tr> <td>武雄会場</td> <td>71</td> <td>5</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>唐津会場</td> <td>78</td> <td>7</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>255</td> <td>23</td> <td>2,163</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度の保護者対象合同企業説明会の実施状況は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催場所</th> <th>参加企業数(社)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津会場</td> <td>32</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td>佐賀会場</td> <td>33</td> <td>約 120</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65</td> <td>約 190</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、当該事業は「産業人材確保プロジェクト推進会議」で実施されている事業の一つである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な執行区分</th> <th>県営</th> <th>委託</th> <th>補助</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県総合計画 2019 との関連</td> <td colspan="4">4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td colspan="4">令和元年度～令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業費推移</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">(単位：千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算 (最終)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22,120</td> </tr> </tbody> </table>		開催場所	参加企業数(社)	参加学校数(校)	参加者数(人)	佐賀会場	106	11	1,041	武雄会場	71	5	490	唐津会場	78	7	632	合計	255	23	2,163	開催場所	参加企業数(社)	参加者数(人)	唐津会場	32	約 70	佐賀会場	33	約 120	合計	65	約 190	主な執行区分	県営	委託	補助	その他	佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備				事業期間	令和元年度～令和 4 年度				事業費推移	(単位：千円)					平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		予算 (最終)	—	—	22,120
開催場所	参加企業数(社)	参加学校数(校)	参加者数(人)																																																											
佐賀会場	106	11	1,041																																																											
武雄会場	71	5	490																																																											
唐津会場	78	7	632																																																											
合計	255	23	2,163																																																											
開催場所	参加企業数(社)	参加者数(人)																																																												
唐津会場	32	約 70																																																												
佐賀会場	33	約 120																																																												
合計	65	約 190																																																												
主な執行区分	県営	委託	補助	その他																																																										
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備																																																													
事業期間	令和元年度～令和 4 年度																																																													
事業費推移	(単位：千円)																																																													
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																																										
	予算 (最終)	—	—	22,120																																																										

	決算	—	—	22,120
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	11,059	11,061	—	22,120
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	報酬	非常勤職員報酬		4,384
	社会保険料	非常勤職員社会保険料		721
	費用弁償	非常勤職員県内企業・高校訪問旅費		106
	負担補助交付金	高校生合説・保護者合説・就活にやび利用促進		16,909
	合計			22,120

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.2. 産業人材ステーション事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																					
<p><事業目的></p> <p>少子高齢化社会において、県内企業が持続的に発展していくために、県外で働く人材や外国人材など、多様な人材とそれを求める企業等のマッチングを支援する</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐賀県のしごと相談室の設置・運営 ● 外国人採用に係る相談窓口の設置、セミナーの周知・広報 ● 高年齢人材を対象とした合同会社説明会の実施 ● 就職情報サイト「さがUターンナビ」による求人・求職情報の提供 <p>令和元年度の県内での採用イベント（シニア対象）の実施結果は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催場所</th> <th>出展企業数（社）</th> <th>参加者数（人）</th> <th>就職決定者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀市</td> <td>31</td> <td>222</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>武雄市</td> <td>25</td> <td>147</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>鳥栖市</td> <td>25</td> <td>127</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>81</td> <td>496</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、当該事業は「産業人材確保プロジェクト推進会議」によって実施されている事業のうちの一つである。</p>		開催場所	出展企業数（社）	参加者数（人）	就職決定者数（人）	佐賀市	31	222	23	武雄市	25	147	14	鳥栖市	25	127	8	合計	81	496	45
開催場所	出展企業数（社）	参加者数（人）	就職決定者数（人）																		
佐賀市	31	222	23																		
武雄市	25	147	14																		
鳥栖市	25	127	8																		
合計	81	496	45																		
主な執行区分	<p>県営 委託 補助 その他</p>																				
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(1) 雇用・労働</p> <p>①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備</p>																				
事業期間	平成 28 年度～（継続中）																				
事業費推移	（単位：千円）																				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																	
	予算（最終）	26,168	12,701	13,701																	
	決算	23,145	11,786	10,074																	
事業費の財源	（単位：千円）																				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計																	
	4,814	5,260	—	10,074																	
事業費の内訳	（単位：千円）																				
	費目	主な内容	決算額																		
	報酬	非常勤職員報酬	5,563																		

	社会保険料	非常勤職員社会保険料	609
	費用弁償	非常勤職員旅費	401
	職員旅費	職員旅費	9
	需用費その他	チラシ印刷費用	204
	役務費その他	新聞広告費	33
	委託料	チラシデザイン費用	97
	負担補助交付金	負担金	3,158
		合計	10,074

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.3. マッチング支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 東京圏からの UJI ターンによる移住促進及び産業人材確保</p> <p><事業内容> 東京圏からの UJI ターンによる移住促進及び産業人材確保を目的とし、U ターン就職者向けの就職情報サイト「さが U ターンナビ」を改修し、移住支援事業（わくわく地方生活実現政策パッケージ）を実施する体制を整える。</p> <p>※「さが U ターンナビ」のリニューアルを外部委託により実施した事業費であり、令和元年度のみ単年度の事業となっている。</p> <p>移住支援事業実施にあたって、国が定めるマッチングサイト要件定義を満たす必要があったために行われたサイト改修である。</p> <p>主な改修点は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報登録機能の整備（国が定める全国統一フォーマットに合わせるため）及びデータベース項目の追加 ● 求人情報をオープンデータとして民間求人サイト運営事業者等へ提供する機能の実装 ● アクセス解析情報提供機能の実装 ● Web サイトのレスポンシブデザイン対応 <p>なお、委託業者の選定は、企画コンペ方式で行われ、3社の応募の中から1社が選定されている。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	令和元年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	-	-	19,486
	決算	-	-	13,470
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	6,735	6,735	-	13,470

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	委託料（単一業者との随意契約での軽微な改修）	173
	委託料	委託料（企画コンペ方式による随意契約での大規模なサイトリニューアル）	13,297
	合計	13,470	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 事前承認における随意契約の理由の明文化について（結果）

<現状>

佐賀県財務規則第100条では、契約事務の事前承認に際し、「(3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別）及びその理由」の承認を受けなければならない、とされている。

しかし、当該事業の契約に関しては事前承認において、「企画コンペ方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」との記載があるのみであり、随意契約による理由及び企画コンペ方式が適当と判断した理由が明記されていない。

なお、本事業の委託は軽微な改修（上記決算額173千円）と大規模リニューアル（上記決算額13,297千円）の2件であり、軽微な改修については、「単一業者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）」と記載の上、理由書を添付して事前承認が行われており、契約方法及びその理由が明確に確認できる。

<指摘事項>

委託事業者の選定に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約は例外的な契約方法として限定的な場合（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）にのみ選択できるものとされている。

したがって、随意契約による場合は、例外的な方法であるがゆえにその選択が妥当であると判断した理由が明確に確認できる必要があると考える。特に当該契約は金額的基準（地方自治法施行令第167条の2第1項1号）という明らかな理由から随意契約に至ったものではなく、一般競争に適さないという理由で随意契約に至っており、主観が入る可能性がある。

この点、佐賀県内の他の委託事業では、一般競争入札が適さないと判断した理由を文章として明記した上で事前承認が行われているものもあり、事業によって当該理由が明記されているかどうか異なる状況も確認されている。

したがって、例外的な方法である随意契約を選択、かつ、その選択理由が「一般競争入札が適さない」という主観が入る可能性がある性質面からの重要性と、県内の他の事業の運用状況との整合性の観点から、随意契約によること及び企画コンペ方式が適当と判断した理由を明記する必要があると考える。

また、次の事項について意見を述べることとする。

① 企画コンペ方式の予算額の設定について（意見）

<現状>

本事業は企画コンペ方式によって選定が行われており、その予算額については、複数の事業者から見積書を入力した上で、予算額設定に関する庁内の査定を受けて 19,486 千円に設定されている。

しかし、結果として選定された提案は 13,470 千円であった。

<意見>

予算額に対して決算額は約 69%であり、予算額と決算額に比較的大きな乖離がある。（その差額は約 6,000 千円で、予算額の 3 分の 1 に近い金額である。）

当該企画コンペでは、技術的にも優秀な提案が選定された上に事業費額も抑えられており、経済性の観点からは望ましい結果ではあるものの、結果論ではあるが、予算額がやや過大であった可能性も考えられる。

そもそも企画コンペ方式は、契約の目的や性質上、質を追求する必要がある場合に、事業者の技術力や知識等を活用するために用いられる方法であるから、審査の過程においても評価対象は技術力や知識力が中心で、価格は重点的な評価対象とはしない方法である。

言い換えれば、予算の範囲内で可能な限り質の高い提案を募集するために行う方法であることから、予定価格の設定も行われなため、選定にあたり価格交渉の余地が殆どないものと思われる。（企画コンペ方式の場合、完成した案を選んでいるため、選定後の仕様変更は行われず、提案された内容で提案者と随意契約を結ぶことになる。）

企画コンペ方式がこのような方法であるとはいえ、経済性の観点からは価格の要素を全く無視することも望ましくない。そうなると、企画コンペ方式の場合、予算設定の段階で慎重かつ適切な金額設定をすることでしか、事業費の過度な膨張に対する牽制を働かせる機会はないものと考えられる。

今回の場合でも、予算設定にあたり複数の事業者から見積りを徴収するなどを行っており、手続きとして重大な問題があったとは言えない。

ただ、見積りを依頼する事業者は、共に事業目的の達成に向けて行動する協力者であ

るとともに、発注者に対しての受注者という関係にある者であることも念頭に置く必要があると考える。

したがって、企画コンペ方式の予算額の設定にあたっては、類似事例の金額と比較する等、複数見積以外にも根拠となる方法の検討や、事後的に予算額と決算額に乖離が生じた場合には要因分析等を通じて今後の予算設定の精度向上に努める等、より慎重な対応が求められるものとする。

1.4. 就労・再チャレンジサポート事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>県内の雇用失業情勢及びIT化（情報通信技術）の進展等に対応するため、職業訓練（委託訓練）を計画的に実施し、離転職者、求職中の母子家庭の母等の就労を支援する。また、職業訓練中において子どもの世話が困難になることが要因となり訓練受講を断念することがないように、職業訓練と併せて託児サービスを提供し、就労を支援する。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) ITや介護の基礎技術、関連知識及び多様な就業能力を習得するための訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施方法 委託訓練（民間教育訓練施設等への委託） ● 訓練対象者 離転職者、一般求職者、求職中の母子家庭の母等 ● 訓練定員 約800名 ● 訓練期間 3か月～2年 <p>(2) 託児サービスの提供（職業訓練への付加事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施方法 民間教育訓練施設等への託児サービス提供事業委託 ● 託児サービス提供機関 児童福祉法に定める施設 ● 対象者 就学前児童の保護者であって職業訓練を受講する者 ● 定員 15名 <p>※産業人材課において、国庫の受け入れ・返還を行い、事業費は全額県立産業技術学院に再配当している。県立産業技術学院において、民間教育訓練施設等への委託を行っている。</p> <p>職業訓練講座の委託事業者の選定は、産業人材課・県立産業技術学院が共同で行っている。業者選定後、委託業者との契約等その後の講座運営に係る業務は県立産業技術学院が行っている。</p> <p>託児サービスについては、講座の受託業者が託児サービス提供事業者に再委託している。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	平成13年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	206,856	230,356	220,878
	決算	185,933	186,138	183,458

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	183,458	—	—	183,458

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	報酬	非常勤職員報酬(産業技術学院に配置)	11,816
	社会保険料	上記非常勤職員社会保険料	2,720
	費用弁償	非常勤職員旅費（委託先訪問等）	3,290
	職員旅費	委託先訪問等	138
	需用費その他	チラシ印刷費等	554
	役務費その他	チラシ郵送料、電話料等	611
	委託料	訓練実施費、託児サービス提供費等	164,329
		合計	183,458

※上記事業費の内訳は、佐賀県立産業技術学院での費目別内訳を記載している。産業人材課は上記事業費全額を佐賀県立産業技術学院に再配当している。

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.5. 産業人材確保プロジェクト事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>産学官の関係者が一体となり、県内外に県内企業の魅力をアピールし産業人材確保プロジェクトに取り組むことにより、有能な産業人材を確保し、企業の競争力を高める。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業人材確保プロジェクト推進会議の運営 産業界（商工団体、業界団体等）、教育機関（高校、大学等）、県等で構成。 ● さが就活ナビを活用した登録者・登録企業拡大 さが就活ナビ登録者数及び登録企業の拡大に向けた広報・宣伝の実施。 推進会議構成団体で連携して県内外に PR。 高校生向けサイト登録促進事業の実施。 ● 企業と求職者のマッチング支援 県外（福岡を予定）での県内企業の合同企業説明会の実施。 県内企業を紹介する冊子等を作成・配布。 ● 産学懇談会の実施 産学官交流事業の実施。 <p>令和元年度における主な県内企業の認知度向上対策の実施状況は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さが就活ナビの利活用促進として、就活ナビ登録促進広報を新聞等に約 30 日掲載。 ● 「さが就活ナビ 企業ガイドブック・ワークルールブック」を作成し出版。全 430 ページ（うちワークルールブック 27 ページ、さがライフデザインノート 14 ページ） 発行部数 2,000 部。掲載企業数 677 社。 <p>令和元年度は、掲載企業についてすべて 2 次元コードも添付し、「さが就活ナビ」サイト内の企業ページを閲覧できるように対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会員（ユーザー）向けメール配信を計 12 回、企業向けメール配信を計 23 回実施した。 ● 高校生向け就職情報提供サイト「さが就活にゃび」内に、高校生を対象とした県内企業合同説明会参加企業の企業情報シートを追加した。掲載企業数は 179 社。 高校卒業後に県内企業に就職した先輩を紹介する「教えて！働くセンパイ」を昨年度に引き続き実施し、紙面広告を計 6 回掲載するとともに、紙面広告と連動し、サイトでも閲覧できるようにした。 高校生を対象とした県内企業合同説明会に参加する生徒に向けた冊子に、さが就活にゃびの PR チラシを掲出。冊子は学校を通じて 2,000 人超に配布した。 <p>令和元年における主な企業と求職者とのマッチング支援の実施状況は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体主催の同種イベントとしては全国初の Web 合同会社説明会を開催した。

出展企業数 30社 / 延べ視聴者数 1,912名

- 令和2年3月に福岡で開催予定だった合同会社説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

※なお、当該事業は「産業人材確保プロジェクト推進会議」で実施されている事業のうちの一つである。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (1) 雇用・労働 ①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備			
事業期間	平成 23 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	30,250	30,816	33,666
	決算	29,873	30,624	31,627
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	1,138	30,489	31,627
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	報酬	非常勤職員報酬	2,084	
	社会保険料	非常勤職員社会保険料	340	
	費用弁償	非常勤職員旅費	466	
	職員旅費	職員旅費 (合同会社説明会旅費、大学訪問旅費等)	739	
	需用費その他	コピー代、消耗品費	154	
	役務費その他	資料発送費	84	
	負担補助交付金	負担金	27,760	
	合計	31,627		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続 (突合、閲覧、質問、分析的手続等) を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の総会承認前の執行残返納について（意見）

<現状>

当該事業は、「佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議」という産学官連携の会議体を運営主体として実施されている。（なお、県も構成員として入る当該会議体では、当該事業費含め、Uターン就職促進事業費、高校生県内就職促進事業費、採用力向上支援事業費、産業人材ステーション事業費の運営が行われている。）

これまでは、佐賀県から佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（以下、推進会議という。）に拠出した資金のうち残額が発生したとしても、返納等を行わず推進会議の収支決算では繰越金として整理されていた。（なお、令和元年度に前年度からの繰越金として受け入れている金額は約130万円で、推進会議で運営されている5つの事業の事業費合計に比べ1%程度と少ない。）

令和元年度においては、事業の一部が地方創生推進交付金に採択され、負担金の財源として国庫を受け入れることとなり、執行残が発生した場合は事業ごとに精算し、各事業の執行残は県に対し自主的に返納することとなっている。

しかし、推進会議から返納の通知が提出されたのが令和2年5月11日、推進会議の総会書面決議の結果報告（令和元年度に関する総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面決議の方法により行われた。総会議案書の送付は令和2年6月2日、議決権行使書類の提出締切は同年6月8日で行われている。）は令和2年6月23日に出されているため、推進会議の総会において令和元年度決算の承認を得る前に、各事業の執行残の県への返納が実行されている状況となっている。

<意見>

事前に返納に関する取り決めなどがない限り、資金拠出側の一存で当該資金を回収することは、推進会議の主体性に影響を及ぼす可能性もある。（推進会議の総会の承認なく資金を県が管理するのであれば、県営事業として実施したうえで産学の意見を取り入れながら運営していく体制でもよかったのではないかと、ということにもなりかねない。）

推進会議は全額県からの負担金（上記の通り、一部の財源は国から）で運営されているとはいえ、県から外部の団体に拠出された資金であり、その執行残の返納が自主的なものであるのであればなおさら、その返還の決定は推進会議の意思決定によってなされるべきである。

一度受け入れた資金の返納という事案の性質から考えて、その意思決定機関は推進会議の総会であることが適当と考える。

一般的にも、総会承認により決算が確定するものであり、決算が確定したことにより執行残が確定し、結果として自主返納額が確定するものと思われる。したがって、推進会議の総会承認後に、返納を行うことが望ましいと考える。

あるいは、資金の全額を一度に拠出するのではなく複数回に分けて拠出し、最終回の拠出金額を実際の必要金額に応じて調整することで、そもそも返還がほとんど発生しないような資金の拠出方法を採用する等の対応が可能であれば、そのような方法も考えら

れる。(この場合、最終回の拠出金額を変更する際には、推進会議の臨時総会を開催し、補正予算の承認を得る必要が生じるものと思われる。)

② 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議の運営に関する基本要領等の整備について(意見)

<現状>

上述の通り、当該事業は推進会議を通して事業運営が行われているが、このような県も構成員に含まれるような会議体を通しての事業運営自体にこれまで例がなく、どのように取り扱うことが望ましいのか明確に定められていないとのことであり、原則的な規定である佐賀県財務規則を参考にして事務手続きを行っている状況である。

<意見>

今回は、事業の一部が地方創生推進交付金に採択されたことで、自主的に返納しようと前向きな対応を行った結果、意見を述べる点が生じたものであるが、産学官連携で会議体を運営し目的を達成しようとする試みは非常に有意義なものとする。

ただ、このような、県も構成員に含まれるような会議体を通しての事業運営ということと特殊な状況の事務手続きを行っていくにあたり、原則的な規定である佐賀県財務規則を参考に手続きを進めていくのでは、十分な対応が難しいケースが出てくる可能性も考えられる。

そのため、今後同様の会議体運営が行われる可能性も踏まえ、このようなケースの基本要領等を定めることも検討した方がよいのではないかと考える。

VII. 流通・貿易課

1. ひろげよう“佐賀の味”推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>本県産の高品質な農産物を大都市圏においてブランドを確立し、市場での評価をさらに高めることで、本県農業の振興を図ることを目的とする。</p> <p><事業内容></p> <p>①「“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会」事業</p> <p>マスメディアを活用したPRや店頭での試食宣伝、イベント等への参画によるPR等の活動を実施することを目的とした佐賀県とJAグループ佐賀等で組織する「“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会」への負担金。協議会を通して、佐賀牛やさがほのか、いちごさんその他の本県産農産物のブランド確立及び販売促進のための活動をしている。</p> <p>②新品種マーケティング戦略策定事業</p> <p>佐賀県が開発した中晩柑の有望な新品種（佐賀果試 35号）の確実なブランド化を図るためのマーケティングに必要な戦略策定を行う。業務委託により広告代理店の方と契約して、その基本となるブランドコンセプトとポジショニングを策定することを目的とする。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(7) 流通			
		①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 8 年度～(継続)				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算 (最終)	12,000	13,107	15,651	
	決算	12,000	12,930	15,184	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計	
	—	15,184	—	15,184	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	職員旅費	佐賀フェア、トップセールス		602	
	食糧費	会食費		8	
	委託料	中晩柑新品種「佐賀果試 35号」マーケティング戦略検討		2,574	
負担補助交付金	「“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会」負担金		12,000		

	合計	15,184
--	----	--------

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 佐賀牛看板のデザイン費について（意見）

<現状>

協議会において、佐賀駅ホームに佐賀牛の広告用看板を設置するために看板のデザイン費が100,000円計上されている。佐賀駅と協議するには先にデザインが必要ということでデザイン費を先行したとのことである。

デザインが決定後に佐賀駅と協議した結果、安全上の理由により佐賀駅ホームに看板を設置できなかった。

<意見>

安全上の理由により看板が却下されたことにより、他に転用が出来ない場合は看板のデザイン費が無駄になっている。確かにデザインがないと佐賀駅とも具体的な協議ができないということは理解できるが、事前に打診をする等、経済性の観点から慎重な判断が必要ではないかと考える。

2. 最高の朝ごはん推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 当県には、「さがびより」「佐賀海苔」をはじめとした優れた県産品が多くあるがその質の高さなどを素材感が伝わりやすい「朝ごはん」をキーワードに、全国の消費者へ訴求することにより、佐賀県と県産品のファンを創出し、県産品の販売促進につなげるとともに、県民の農産品に対する愛着や誇りを一層高める。</p> <p><事業内容></p> <p>①情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あさご藩」専用ウェブサイトやプロモーション動画を活用した情報発信 「あさご藩」公式サイト概要 <p>実施日程 平成31年4月1日～令和2年3月31日</p> <p>実施内容 新着情報更新及び認定の宿ページ作成</p> <p>総PV数 10,609PV</p> <p>ユーザー数 4,049</p> <p>新規ユーザー数 4,016</p> <p>セッション数 4,712</p> <p>平均セッション時間 01:12</p> <p>直帰率 64.88%</p> <p>②試食等PR、ファン創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あさご藩」認定の宿の審査、表彰、広報 九州ウォーカー2019年12月発売号掲載 ・「佐賀海苔自販機」の設置 実施場所 九州佐賀国際空港 実施内容 4枚1袋のオリジナルプリント海苔を販売 					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間		平成28年度～令和元年度			
事業費推移		(単位：千円)			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
		予算(最終)	40,154	22,192	10,182
		決算	38,271	20,152	10,110
事業費の財源		(単位：千円)			
		国庫	県(一般財源)	その他	合計
		—	10,110	—	10,110

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	委託料	ウェブサイト構築・運営費用、 佐賀海苔自販機、「最高の朝ご はん」の宿認定	10,103
	職員旅費	出張旅費等	7
		合計	10,110

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 業務完了報告書の報告内容について（意見）

<現状>

業務委託仕様書によると委託業務内容として、朝ごはんメニュー及びホームページ等の情報コンテンツを活用し、年間を通じ効果的・効率的な情報発信の実施と定めている。それに基づき委託業者が、「あさご藩」専用ウェブサイトやプロモーション動画を活用した情報発信を行っている。ホームページの更新料等の委託料は、更新に応じた料金ではなく、年間定額 700 千円を委託業者に対して支払っている。ホームページの更新については佐賀県からの指示ではなく委託業者がタイミングを見計らって適宜行っている。ホームページの更新状況について佐賀県担当者に確認したところ、業務完了に伴いホームページが削除されていたため、更新内容の履歴について書類等は残っていないが、年に 3 回程度（4 月、12 月、1 月頃）の更新を実施しているとのことである。

佐賀県は業務委託仕様書に基づき、業務完了報告書を収集している。業務完了報告書には、年間の総 PV（ページビュー）数の推移やホームページの概要が報告されているが委託業務内容に情報発信の履歴などは記載が無い。

<意見>

確かに業務委託仕様書にはホームページの更新について、委託業者から佐賀県への更新内容や更新日時の報告義務などの記載はない。ただ、年間の PV の推移についてはホームページの更新時期及び内容との相関関係を分析することで、より効果的及び効率的な運用をすることが可能かと思われる。また、ホームページの更新料等の委託料を支払っていることから、更新時期及び内容の報告を受けることが望ましい。

② 九州佐賀国際空港への「佐賀海苔自動販売機」の設置について（意見）

<現状>

業務委託仕様書によると九州佐賀国際空港への「佐賀海苔自動販売機」の設置および年間を通じた管理・監督の実施とある。委託業者は九州佐賀国際空港ターミナルに「佐賀海苔自動販売機」を平成31年2月から令和2年3月まで設置している。業務委託仕様書（最高の朝ごはん企画・運營業務委託）に基づくと、当該収入は本業務委託に関する経費に充当するとなっている。一方、現状では佐賀県は委託業者から販売実績の報告を受けていない。

<意見>

業務委託仕様書には「佐賀海苔自動販売機」の設置および年間を通じた管理・監督の実施とあるが、委託業者からの業務完了報告書において報告を受けていない、つまり業務完了報告書が仕様書（最高の朝ごはん企画・運營業務委託）に基づいた運営となっていないことは問題である。今後は佐賀県として責任を持ち、業務完了報告書において販売実績の報告を受け、佐賀県として把握すべきと考える。

3. 県産農産物新ブランド戦略推進事業費（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																																									
<p><事業目的></p> <p>2018 年度にデビューした「いちごさん」のファン獲得及びブランドイメージを定着化するための新たな取組みを実施することで、日本を代表するトップブランドの地位を確立し、生産者の所得向上、そして県産いちご（販売額）のV字回復を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会の「いちごさん」のみを対象とした「飲食店、ホテルとのコラボ」、「メーカーとの商品開発」、「食雑誌タイアップ」により初期ファンの獲得を目的とした負担金。</p> <p>負担金にて市場流通対策として、情報発信業務やその他のPR活動を行った。また、海外での「いちごさん」の商標登録を行った。</p> <p>(イベント実施概要)</p> <p>名称 いちごさんバス</p> <p>概要 佐賀県のブランドいちご「いちごさん」のプロモーション</p> <p>目的 メディアへの露出やSNSなどを拡散を通じた「いちごさん」の認知度向上</p> <p>対象 首都圏エリアでの情報やトレンドに敏感な女性</p> <p>実施日程 2020年1月15日～19日(5日間)</p> <p>実施時間 11:00～18:30</p> <p>実施体験 バス内いちご狩り体験、いちごさんアフタヌーンティー、東京都内巡り</p> <p>体験人数 420名(目標数400名)</p> <p>販売価格 7,600円ペアチケット(1人3,800円)オリジナルタンブラー付き</p> <p>○イベント満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>いちごさんバス総合満足度</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足</td> <td>281</td> <td>67.9%</td> </tr> <tr> <td>概ね満足</td> <td>116</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>15</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>やや不満</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>不満</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>414</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○イベント認知度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>いちごさん認知度</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食べたことがある</td> <td>49</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>知っていた</td> <td>41</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>知らなかった</td> <td>322</td> <td>77.8%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>2</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>414</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>			いちごさんバス総合満足度	人数	比率	満足	281	67.9%	概ね満足	116	28.0%	普通	15	3.6%	やや不満	1	0.2%	不満	1	0.2%	合計	414	100.0%	いちごさん認知度	人数	比率	食べたことがある	49	11.8%	知っていた	41	9.9%	知らなかった	322	77.8%	未回答	2	0.5%	合計	414	100.0%
いちごさんバス総合満足度	人数	比率																																							
満足	281	67.9%																																							
概ね満足	116	28.0%																																							
普通	15	3.6%																																							
やや不満	1	0.2%																																							
不満	1	0.2%																																							
合計	414	100.0%																																							
いちごさん認知度	人数	比率																																							
食べたことがある	49	11.8%																																							
知っていた	41	9.9%																																							
知らなかった	322	77.8%																																							
未回答	2	0.5%																																							
合計	414	100.0%																																							

○メディア露出結果

項目	件数	独自計算による広告換算金額	
TV	7 件	158,017 千円	
ラジオ	2 件	1,728 千円	
紙	4 件	9,557 千円	
WEB	312 件	112,484 千円	
合計	325 件	281,786 千円	

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 29 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	26,851	27,727	25,090
	決算	24,934	24,541	22,509
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	8,290	14,219	—	22,509
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	職員旅費	職員旅費	845	
	需用費その他	会食費	135	
	役務費その他	海外商標登録	1,493	
	負担補助交付金	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会負担金 (いちごさん分)	20,036	
合計		22,509		

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 繰越金の取扱いについて（意見）

<現状>

毎年継続して、佐賀県から 15,000 千円及び JA グループ佐賀から 15,000 千円の金額を負担している。協議会において収入と支出の残額は繰越金として翌年度に繰り越される。繰越金の推移は以下である。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金額	0 千円	1,748 千円	3,417 千円

令和元年度において繰越金が 3,417 千円と多額にあり、佐賀県の毎年の負担金の約 23% である。今回はコロナ禍で予定していたイベントを開催することが出来なかった影響とこのことである。

<意見>

令和 2 年度に繰り越す繰越金は 3,417 千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約 23% と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。

4. 佐賀産米マーケット確立・米消費拡大推進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的> 「さがびより」を主とした佐賀県産米・麦・大豆の認知度向上、販路拡大</p> <p><事業内容> 佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会（平成元年より佐賀の米・麦・大豆の販売促進活動・広報宣伝等を実施）への負担金である。 県内イベントへの県産米の提供、試食の実施、協力店と連携した消費拡大活動及び、米粉の普及促進を行っている。</p> <p>本負担金とは別に緊急的に追加予算で 45,800 千円の金額を佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会に対して負担している。理由としては「さがびより」が台風による潮風害等の影響で、大多数が既存の米袋（1等米）での販売が困難となったことにより2等米、3等米の米袋作成費相当として交付されたものである。過去5年の平均によると1等米が平均82%であったが、令和元年は5%程度であった。</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 21 年度～				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算 (最終)	8,649	8,376	8,174	
	決算	8,649	8,087	8,083	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計	
		8,083		8,083	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	職員旅費他	職員旅費		83	
	負担金補助交付金	「佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会」負担金		8,000	
	合計			8,083	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が

適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

5. 玄海水産物販売力強化支援事業費

(1) 事業の概要

事業内容及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>玄海水産物の活性化のため、玄海水産物のブランド力の向上と消費拡大を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 玄海水産物販売情報力強化支援事業</p> <p>唐津玄海地区水産物消費拡大協議会を通じた、玄海水産物の PR 事業、販売促進活動等</p> <p>補助金を利用した佐賀県唐津港沿岸物市場流通強化支援事業</p> <p>唐津玄海地区水産物消費拡大協議会概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別商談会（東京ステーションホテルによるバイヤー招聘） ● 販売促進 PR 用食材提供（唐津うまかもん市場生誕祭・創業祭、サガテレビからから PRESS 取材、佐賀新聞取材に係る食材提供他） ● 新聞雑誌等プレゼントパブリシティ(2019 ボンラパス佐賀フェア) ● お魚まつり事業費(唐津お魚まつり) ● フェア事業費(唐房さかなまつり) ● 地産地消事業費(小中学校におけるお魚教室) <p>(2) 佐賀県唐津港沿岸物市場維持管理（平成 22 年度より通称お願い委託）</p> <p>唐津港沿岸物市場の維持管理委託料・ポンプ等修繕費</p> <p>（業務内容）</p> <p>設備点検業務、環境衛生業務、清掃業務、その他修繕等</p> <p>(3) 佐賀県唐津港まき網市場維持管理（平成 28 年度より通称お願い委託）</p> <p>唐津港まき網市場の維持管理委託料・ポンプ等修繕費</p> <p>（業務内容）</p> <p>設備点検業務、環境衛生業務、清掃業務、その他修繕等</p> <p>(4) 市場流通強化支援事業</p> <p>玄海漁協における市場調査等に係る旅費等の経費助成</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 15 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	14,494	14,646	17,179

	決算	14,494	14,324	15,122
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	15,122	15,122
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	職員旅費	職員旅費		44
	需用費その他	沿岸物市場・まき網市場修繕費等維持管理費		4,355
	役務費その他	郵送料他		33
	委託料	沿岸物市場・まき網市場維持管理委託		8,620
	使用料賃借料	沿岸物市場・まき網市場使用料		21
	補助金	佐賀県唐津港沿岸物市場流通強化支援事業費		1,250
	負担金	唐津玄海地区水産物消費拡大協議会		800
		合計		15,122

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

6. 佐賀のイメージアップ総合戦略事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>「佐賀海苔®有明海一番」を牽引役とした「佐賀海苔」の高品質イメージの定着、及び産地「佐賀」の認知度の向上により、本県の実業の発展に資する。</p> <p><事業内容></p> <p>県内外において「佐賀海苔®」のPRやプロモーションに取組み、「佐賀海苔®」の認知度向上、消費拡大、ブランド活性化を図ることを目的とした「新うまい佐賀のりづくり運動推進本部」の負担金である。</p> <p>「新うまい佐賀のりづくり運動推進本部」の令和元年の活動実績は以下である。</p> <p>①佐賀のり養殖安定化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 早摘みが乾海苔の品質に及ぼす栄養把握試験 ● 研究グループ、集団学習活動の推進 <p>②「佐賀海苔®有明海一番」認定事業</p> <p>③「佐賀海苔®」ファン拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PR・ファン拡大事業 <ul style="list-style-type: none"> プレゼントパブリシティの実施 中元・歳暮期「佐賀海苔®有明海一番」試食宣伝活動の実施 中元・歳暮期「佐賀海苔®有明海一番」三越・伊勢丹WEBカタログ サガン鳥栖公式戦及びその他のスポーツ関連イベントにおける「佐賀海苔®」のPR 県内全ての公立小学校及び特別支援学校への海苔の日「佐賀海苔®」贈呈 「焼き海苔三枚運動」への助成 九州佐賀国際空港への「佐賀海苔®」広告掲載 「佐賀海苔®」を活用したレシピ集の開発 さが子育て応援フェスタにおける「てまきごはん」PR 各種媒体を活用したPR ● PRツール、サンプル等の制作 <ul style="list-style-type: none"> 「佐賀海苔®有明海一番」リーフレット増刷 30,000枚 海苔ができるまで動画撮影 				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成9年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	5,000	5,000	5,000
	決算	5,000	5,000	5,000

事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	5,000	—	5,000

事業費の内訳	(単位：千円)		
	費目	主な内容	決算額
	負担補助金	推進本部負担金	5,000
	合計	5,000	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 繰越金の取扱いについて（意見）

<現状>

毎年継続して、佐賀県から 5,000 千円、佐賀県有明漁業協同組合から 5,000 千円の金額を負担している。推進本部において収入と支出の残額は繰越金として翌年度に繰り越される。繰越金の推移は以下である。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金額	595 千円	1,219 千円	2,740 千円

令和元年度において繰越金が 2,740 千円と多額にあり、佐賀県の毎年の負担金の約 55% である。今回はコロナ禍で予定していたことを開催することが出来なかった影響とのことである。

<意見>

令和 2 年度に繰り越す繰越金は 2,740 千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約 55% と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。

7. 中小企業海外展開チャレンジ促進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的> 国内人口減少に伴い、国内市場が縮小する中で、海外展開のモデルとなる取組事例を形成し、その事例を広く県内企業に情報提供して、海外展開に向けた機運醸成を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>(1)優れた製品やサービスを有する県内中小企業のうち、海外展開のモデルケースとなる企業を選定し、海外展開業務を委託</p> <p>(2)海外展開行った企業の取組事例の情報共有する機会の設定</p> <p>(3)県内企業からの輸出・海外進出相談への対応</p> <p>○業務概要</p> <p>(1) チャレンジ企業の募集、審査、選定、再委託 令和元年度応募企業：3社 採択企業：3社</p> <p>(2) 貿易相談対応、海外情報提供、国内外同行出張 貿易相談対応 8回 同行出張 国内 1回 国外 3回</p> <p>(3) 取組報告会(令和元年度採択企業3社の報告)実施 日時 令和2年3月18日 場所 グランデはがくれ 参加者数 42名</p> <p>※当事業は、一般社団法人佐賀県貿易協会へ委託されている。 一般社団法人佐賀県貿易協会については、令和2年3月31日をもって、解散している。 今後は海外展開に関する県内企業への情報提供や相談への対応については、佐賀県とJETRO(日本貿易振興機構)等にて担っていく予定である。</p>				
主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興			
事業期間	平成29年度～令和元年度			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算(最終)	16,700	30,475	13,214
	決算	15,686	29,667	12,410
事業費の財源	(単位：千円)			

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
		—	12,410	—
事業費の内訳	（単位：千円）			
	費目	主な内容		決算額
	委託料	（一社）佐賀県貿易協会委託		12,068
	職員旅費	海外での事業展開アテンド		342
		合計		12,410

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

8. 中小企業海外展開ステップアップ支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容																								
<p><事業目的></p> <p>国内人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、地域資源である佐賀の優れた製品やサービスを海外に展開しようとする県内中小企業の支援を行い、地域活性化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>優れた製品やサービスを有する県内中小企業の海外展開に係る経費（専門家委託費、展示会出展費等）に対する補助(補助率 2/3 以内、上限 2,000 千円)を行う。</p> <p>○中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象企業</td> <td colspan="4">選考による県内企業 10 社（主に製造業中心）</td> </tr> <tr> <td>補助金交付金額</td> <td colspan="4">429 千円～2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>対象国</td> <td colspan="4">アジア、ヨーロッパ、オセアニア地域等</td> </tr> <tr> <td>主な目的</td> <td colspan="4">市場調査、商談会・展示会への出展並びに現地での商談、バイヤー招聘、輸送・通関、戦略策定等</td> </tr> </table>					対象企業	選考による県内企業 10 社（主に製造業中心）				補助金交付金額	429 千円～2,000 千円				対象国	アジア、ヨーロッパ、オセアニア地域等				主な目的	市場調査、商談会・展示会への出展並びに現地での商談、バイヤー招聘、輸送・通関、戦略策定等			
対象企業	選考による県内企業 10 社（主に製造業中心）																							
補助金交付金額	429 千円～2,000 千円																							
対象国	アジア、ヨーロッパ、オセアニア地域等																							
主な目的	市場調査、商談会・展示会への出展並びに現地での商談、バイヤー招聘、輸送・通関、戦略策定等																							
主な執行区分	県営	委託	補助	その他																				
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興																							
事業期間	令和元年度～																							
事業費推移	(単位：千円)																							
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																				
	予算（最終）	－	－	21,456																				
	決算	－	－	17,979																				
事業費の財源	(単位：千円)																							
	国庫	県（一般財源）	その他	合計																				
	－	17,979	－	17,979																				
事業費の内訳	(単位：千円)																							
	費目	主な内容		決算額																				
	補助金	中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金		14,706																				
	報酬	非常勤職員報酬、社会保険料		2,433																				
	職員旅費等	職員旅費		811																				
	使用賃借料	賃借料		25																				
	費用弁償	審査会審査員旅費		4																				
	合計		17,979																					

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 補助事業の内容について（意見）

<現状>

補助金の中で専門家に対する委託費がある。中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金交付要綱第3条の補助対象事業において、「市場調査や商談会・展示会などへの出展」と定められており、この条文に基づき支出している。ただし、金額的には1,000千円を超えるものもあり、また内容について請求書から詳細な内容までは把握できず、紹介料、指導料、展示会代等の名目で一括して請求されている。佐賀県としてもそれ以上内容について書面での提出を求めて確認していない。

<意見>

確かに中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金交付要綱第3条の補助対象事業に基づく支出であるが、経済性の観点から佐賀県としてもう一步踏み込んだ内容まで把握・管理する必要があるのではないかと考える。

② 消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する要綱への記載について（意見）

<現状>

補助事業に伴う補助金収入は、受け取った事業者側では消費税法上不課税取引に該当する。

一方、補助事業に伴う事業経費は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能である。したがって、当補助事業に限ってみれば、課税売上はゼロとなり、当事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合、消費税等の課税事業者はその消費税等に相当する金額の還付を受けることができる。国や地方自治体からすると、補助金を交付したうえに消費税等を還付することになり、その分重複してしまう結果となる。

これを防ぐために本事業の交付要綱第5条3項の中で補助事業者が補助金を申請するときには、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税を除外して申請しなければならない、と定めている。つまり、補助金交付時には、消費税等相当額を控除した金額が交付される。ゆえに、「中小企業海外展開ステップアップ支援事業補助金交付要綱」には、仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に関する定めがない。

なお、他の事業の補助金では、補助金交付時には消費税等を含んだ金額で交付し、仕入税額控除の確定の際に、その控除額に含まれる補助金により受けた消費税額等を返還

するという運用を行っている。

<意見>

本事業の交付要綱第5条3項の中で補助事業者が補助金を申請するときには、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税を除外して申請しなければならない、とあり、消費税が課税事業者ではない場合（控除対象仕入税額として仕入税額控除しない場合）も消費税相当分は補助しないこととなっている。

確かに消費税相当分を補助の対象とするかどうかは行政の方の裁量であり、仮に消費税等込みで補助した場合に消費税等の申告書で仕入税額控除した場合は、返還の問題が生じ、事務負担も増大となる。

しかしながら、課税事業者ではない事業者、もしくは100%の仕入税額控除を受けていない事業者も存在し、その事業者が最初から消費税等相当分まで補助を受けることができないと、同様の補助金対象となる事業を行っても課税売上割合等によってその事業者の実負担額が異なり、公平性が損なわれてしまう。

消費税等の仕入税額控除の確定を以て精算する運用は事務負担が生じることも理解できるが、事業者間の公平性という観点から、事業者の仕入税額控除の状況を考慮した運用を期待したい。

9. さが伝統産業等創造支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容							
<p><事業目的></p> <p>伊万里・有田焼、唐津焼及び諸富家具産地等事業者の意欲的な取組を支援することにより、積極的な事業化を促し、伝統的地場産業の振興を図る。</p> <p>伊万里・有田焼の売上高についてはピーク時、平成3年約249億円に対して、平成29年約40億円(ピーク時の2割)。諸富家具の売上高についてはピーク時、平成5年約249億円に対して、平成29年約85億円(ピーク時の3割)。依然として厳しい状況にある。よって、新たな事業展開を促し、伝統産業等の継承・発展を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>意欲的な事業者グループが行う新たな取組を支援する。</p> <p>○さが伝統産業等創造支援事業費補助金の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象企業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重点事業2社 一般事業として陶磁器20社(伊万里・有田焼、唐津焼) 一般事業としてその他の工芸品8社(諸富家具ほか) </td> </tr> <tr> <td>補助金 交付金額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重点事業 1事業当たり1,379千円～3,000千円(実績) (3分の2以内の補助率で3,000千円以内) 一般事業 1事業当たり96千円～1,000千円(実績) (2分の1以内の補助率で1,000千円以内) </td> </tr> <tr> <td>主な目的</td> <td>市場開拓、商談会・展示会への出展並びに商談、市場調査、バイヤー招聘、戦略策定、新商品開発等</td> </tr> </table>		対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業2社 一般事業として陶磁器20社(伊万里・有田焼、唐津焼) 一般事業としてその他の工芸品8社(諸富家具ほか) 	補助金 交付金額	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業 1事業当たり1,379千円～3,000千円(実績) (3分の2以内の補助率で3,000千円以内) 一般事業 1事業当たり96千円～1,000千円(実績) (2分の1以内の補助率で1,000千円以内) 	主な目的	市場開拓、商談会・展示会への出展並びに商談、市場調査、バイヤー招聘、戦略策定、新商品開発等
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業2社 一般事業として陶磁器20社(伊万里・有田焼、唐津焼) 一般事業としてその他の工芸品8社(諸富家具ほか) 						
補助金 交付金額	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業 1事業当たり1,379千円～3,000千円(実績) (3分の2以内の補助率で3,000千円以内) 一般事業 1事業当たり96千円～1,000千円(実績) (2分の1以内の補助率で1,000千円以内) 						
主な目的	市場開拓、商談会・展示会への出展並びに商談、市場調査、バイヤー招聘、戦略策定、新商品開発等						
主な執行区分	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td>委託</td> <td>補助</td> <td>その他</td> </tr> </table>	県営	委託	補助	その他		
県営	委託	補助	その他				
佐賀県総合計画2019との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業 ③ものづくり産業の振興						
事業期間	平成20年度～						
事業費推移	(単位：千円)						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	予算(最終)	68,864	57,649	28,384			
決算	61,152	49,883	25,478				
事業費の財源	(単位：千円)						
	国庫	県(一般財源)	その他	合計			
	—	25,478	—	25,478			
事業費の内訳	(単位：千円)						
	費目	主な内容		決算額			
	補助金	さが伝統産業等創造支援事業費補助金		24,413			

	物件費	職員旅費、需用費等	1,065
	合計		25,478

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 展示会等への出展などに対する補助について（意見）

<現状>

新商品開発・販路開拓等の取組への支援ということで、30社（重点事業2社と一般事業28社）に対して、補助金を交付している。重点事業2社に対しては一般事業28社と比較して補助率が高い。事業者は審査会にて選定されている。費用の内容は展示会への出展費やコンサルティング費用が多い。

さが伝統産業等創造支援事業補助金交付要綱において、事業者に対して実績報告書の提出を求めている。

令和元年度の各補助事業者からの実績報告書の要約は以下である。

	売上達成度	利益達成度	取引件数達成度
100%～	7社	7社	11社
51%～99%	5社	4社	5社
0%～50%	18社	19社	14社
合計	30社	30社	30社

※達成度は「実績÷目標」で算定している。

<意見>

令和元年度の実績報告書から判断すると、目標を達成している事業者は売上高では23%、利益では23%、取引件数では36%と少ない。また、目標の50%も成果を出せていない事業者は売上高では60%、利益では32%、取引件数では47%と多い。現時点では当事業において相当の効果があつたと判断することは難しい。

当事業は意欲的な事業者の取組を支援し、積極的な事業化を促し伝統的地場産業の振興を図ることになる。佐賀県として、なぜ目標を達成できなかったのかの見直しをサポートし、地場産業の振興を実現していただきたい。

10. 産地再生プロモーション事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容									
<p><事業目的></p> <p>伊万里・有田焼をはじめとする佐賀県の伝統工芸品について、大規模見本市・展示会等において、魅力を発信することにより、認知度向上・販路拡大を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>伊万里・有田焼をはじめとする佐賀県の伝統工芸品について、補助により、首都圏の大規模見本市・展示会出展等を実施し、認知度向上・販路拡大を図る。</p> <p>○佐賀県産地再生プロモーション事業費補助金の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助内容</th> <td>産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助金</td> </tr> <tr> <th>補助率</th> <td>1/2</td> </tr> <tr> <th>補助事業者</th> <td>伊万里・有田焼産地組合</td> </tr> <tr> <th>出展先</th> <td>東京インターナショナル・ギフトショー、テーブルウェア・フェスティバル</td> </tr> </thead></table>		補助内容	産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助金	補助率	1/2	補助事業者	伊万里・有田焼産地組合	出展先	東京インターナショナル・ギフトショー、テーブルウェア・フェスティバル
補助内容	産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助金								
補助率	1/2								
補助事業者	伊万里・有田焼産地組合								
出展先	東京インターナショナル・ギフトショー、テーブルウェア・フェスティバル								
主な執行区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営</th> <th>委託</th> <th>補助</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県営	委託	補助	その他				
県営	委託	補助	その他						
佐賀県総合計画 2019 との関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(7) 流通</p> <p>①佐賀県産品の国内外での販売促進</p>								
事業期間	平成 22 年度～								
事業費推移	(単位：千円)								
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度					
	予算 (最終)	20,735	13,600	8,740					
決算	20,724	13,600	8,740						
事業費の財源	(単位：千円)								
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計					
	—	8,740	—	8,740					
事業費の内訳	(単位：千円)								
	費目	主な内容		決算額					
	補助金	佐賀県産地再生プロモーション事業費補助金(陶磁器プロモーション活動支援)		8,740					
	合計			8,740					

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、

分析的手続等)を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助について
(意見)

<現状>

陶磁器プロモーション活動への支援ということで、産地組合が行う首都圏の大規模見本市・展示会等への出展に対する補助について、平成22年より継続して実施している。東京インターナショナル・ギフトショー、テーブルウェア・フェスティバルともに、全体での定量目標に対する結果については未達成である。佐賀県からの説明によると必要性が低くなった出展については、毎年、見直しを検討しており、チェック機能も発揮しているとあるが、結果については厳しい状況である。

○東京インターナショナル・ギフトショー(全体・定量目標に対する結果)

	当初目標	結果
売上	16,500 千円	8,450 千円
販売件数(B to B)	75 件	49 件
引合件数(B to B)	270 件	283 件

○テーブルウェア・フェスティバル(全体・定量目標に対する結果)

	当初目標	結果
売上	32,440 千円	23,346 千円
販売件数(B to C)	5,570 件	3,102 件
引合件数(B to B)	98 件	61 件

*令和2年2月開催、コロナ禍のなかで入場者数減少

<意見>

補助金の額は目標とする効果を期待して交付されるものであるが、現状は実績が目標値を大幅に下回っている状況である。事業費は縮小傾向にあるが、令和元年度の目標値と実績値の乖離の分析のサポート、PDCAサイクルに基づく改善策の検討や、必要に応じた事業規模の縮小等の検討も必要であると考えます。

1.1. 県産品PR・販売促進事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容							
<p><事業目的></p> <p>年間約 82 万人の利用者がある九州佐賀国際空港 2 階にテナントショップ「SAGA 空港一番館」、1 階に PR コーナーを設置し、県産品の展示・販売を行うことにより、県産品の PR・販売促進を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>九州佐賀国際空港 2 階に SAGA 空港一番館 (50.2 m²)、1 階に PR コーナー (8,827 m²) を設置し、さが県産品流通デザイン公社に委託して運営する。</p>							
委託期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日						
委託業務の概要	<p>1. 店舗運営に関すること</p> <p>県産品の展示販売</p> <p>ニーズの把握とフィードバック</p> <p>店員配置と売り場づくり</p> <p>特設コーナーの設置</p> <p>2. 店舗の改善に関すること</p> <p>3. 県産品 PR コーナーの活用に関すること</p>						
販売実績	<p>アイテム数 620 アイテム</p> <p>参加企業数 103 社</p> <p>購入客数 32,785 人</p>						
売上高及び 売上構成	33,006,032 円						
	陶磁器	民芸品	菓子類	食品類	非食品類	その他	合計
	8.4%	0.9%	18.9%	67.3%	0.9%	3.6%	100%
主な執行区分	県営	委託	補助	その他			
佐賀県総合計画 2019 と の関連	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが</p> <p>(7) 流通</p> <p>①佐賀県産品の国内外での販売促進</p>						
事業期間	平成 21 年度～						
事業費推移	(単位：千円)						
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度			
	予算 (最終)	8,620	9,234	10,428			
	決算	7,650	8,696	10,391			
事業費の財源	(単位：千円)						
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計			
	—	10,391	—	10,391			
事業費の内訳	(単位：千円)						
	費目	主な内容					決算額

	委託費	空港テナントショップの運営委託	8,631
	使用料及び賃借料	空港PRコーナーの賃料・管理料	1,469
	需要費その他	空港PRコーナーの電気料・消耗品費	233
	報償費	県産品PR用土産品費	58
	合計		10,391

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.2. 県産品販売支援事業費

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>人口減少等により縮小が見込まれる国内市場において、県産品が厳しい競争を勝ち抜くため、様々な手法により認知度向上及び販路拡大を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>さが県産品流通デザイン公社を中心に、下記の取組を実施する。</p> <p>(1)県産品情報発信力強化事業</p> <p>県産品の認知度及び評価の向上を図るため、ホームページや Twitter、Instagram 等の SNS(さがびん)、テレビや web 等のメディア等を活用した情報発信を行った。SNS(さがびん)のフォロワーは、1.5 万人となっている(令和 2 年 3 月 31 日現在)。</p> <p>令和元年 10 月 31 日～11 月 4 日に、2019 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ「うまかもん市場」において、事業者 16 者による PR 販売を行った。</p> <p>SAKURA CHILL BAR 2020 by 佐賀については令和 2 年 3 月末に開催予定だったが、新型コロナウイルスによる影響を鑑みて延期となった。</p> <p>(2)原産地呼称管理制度運営事業</p> <p>「The SAGA 認定酒」の認知度向上及び普及拡大のため、一般消費者向けの試飲会等のイベントや酒販店等のバイヤー向け商談会、酒質向上のための研究会のほか、「The SAGA 認定酒」の官能審査会や原産地呼称管理制度管理委員会の開催等を行った。</p> <p>以下はイベントの概要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吟醸酒研究会（令和元年 5 月） ・東京での試飲会開催（令和元年 6 月） ・大阪での試飲会開催（令和元年 7 月） ・佐賀の酒乾杯プロジェクト（令和元年 10 月） <p>(3)大都市圏販売力強化支援事業</p> <p>加工食品について大都市圏のスーパーや百貨店等での販路開拓・拡大を図るため、県内事業者の企画力や商品開発力の向上、バイヤーとのマッチング支援、新たな販売チャネルの開拓、営業活動支援等を行った。県内事業者を一堂に集めた特産品商談会や個別商談会の開催、全国規模の展示商談会へ佐賀県ブースを出展、福岡都市圏や首都圏のスーパー等でのフェア開催、首都圏のセレクトショップでのテストマーケティング、国内大手通販サイト（EC サイト）でのフェア開催などを行った。</p> <p>主な内容は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県や県内市町村などの関係機関で構成された「販路開拓支援ネットワーク連絡会」を通じて、関係機関等の連携を強化した。 第一回会議（4 月開催：39 機関 55 名） 事業者同士のネットワーク構築会議（1 月開催：51 名） ・各種セミナーを開催し、ブラッシュアップ支援を行うことで、県内加工食品メーカ

一のスキルアップ等を図った。

- 「食品の戦略的販路開拓セミナー」（4月開催：38団体49名）他
- ・県内加工食品メーカーと小売・卸のバイヤー等の商談機会を提供した
 - 「佐賀県特産品商談会」（10月開催：107社出展、170社379名来場）他
- ・各種フェア・イベントの開催
 - 首都圏のスーパー等でのフェア開催、国内大手通販サイト（ECサイト）でのフェア開催
- ・食品卸売企業への提案
 - 問屋の機能を活用した県産品の提案、商談活動
- ・首都圏のセレクトショップでのテストマーケティング
 - 開催店舗 AKOMEYA in la kagu（東京都新宿区）
 - 開催期間 令和元年6月～令和2年3月

(4)物産振興支援事業

県産品の販路拡大を図るため、首都圏などの百貨店や量販店等で開催される催事（九州物産展等）に県内事業者等を斡旋するほか、大手卸等の取引窓口（大手卸等と直接取引できない県内食品メーカーを対象とした取引についての窓口として、受発注等の業務）としての機能を担った。

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 と の関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 29 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	50,866	73,099	86,998
	決算	41,828	64,632	80,454
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	—	80,454	—	80,454
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容	決算額	
	補助金	県産品情報発信力強化事業	24,042	
	補助金	原産地呼称管理制度運営事業	4,068	
	補助金	大都市圏販売力強化支援事業	45,522	
	補助金	物産振興支援事業	3,955	
	報償費	管理委員報酬、土産代など	989	
	旅費	県内・県外出張、費用弁償 (管理委員) など	666	
需用費	物品購入費、印刷製本費、食糧	331		

		費など	
	役務費	翻訳費、運送費	3
	委託料	リーフレット作成など	878
		合計	80,454

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断されたが、次の事項について意見を述べることにする。

① 補助事業の内容について（意見）

<現状>

佐賀県からさが県産品流通デザイン公社に対して補助金を交付し大都市圏販売力強化支援事業を行っている。その中で、佐賀県産品マーケティングスペース設置業務として、さが県産品流通デザイン公社から委託業者への委託金が**4,500**千円発生している。

<意見>

委託業者からさが県産品流通デザイン公社に対して業務完了報告書などは提出されているが、中身について詳細な内容まで記載がなく、委託内容の詳細が把握できない。ヒアリングの結果、おそらくは**80**品目ほどの商品棚の設置であるとのことである。佐賀県としては、補助金の用途の経済性の観点から無駄なコストがないことの確認のためにももう一步踏み込んだ内容まで業務報告書を活用し把握する必要があるのではないかと考える。

1.3. 県産品販売支援事業費（特定経費）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容					
<p><事業目的></p> <p>厳しい産地間競争を勝ち抜き“稼げる”流通環境をつくり出していくため、民間ノウハウを有効活用し、県産品の販売促進を図る“専門家集団”「さが県産品流通デザイン公社」を設置して、県産品販売促進のプラットフォームとしての支援体制の強化を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>(公財)佐賀県地域産業支援センター内に設置されている「さが県産品流通デザイン公社」の運営費（人件費及び事務費）に対する補助金である。</p> <p>(1) 流通デザイン公社職員人件費の補助</p> <p>(2) 流通デザイン公社運営事務費の補助</p> <p>【参考：令和元年度体制】公社職員 30 名（補助対象 21 名、県派遣 9 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所長（補助対象）、副所長（県派遣）、プロジェクトコンダクター2 名（補助対象） ・ 海外販売支援 G（補助対象 4 名、県派遣 2 名） ・ 農林水産物販売支援・総務 G（補助対象 5 名、県派遣 1 名） ・ 加工食品販売支援 G（補助対象 3 名、県派遣 3 名） ・ 物産振興 G（補助対象 4 名） ・ 東京オフィス（補助対象 2 名、県派遣 2 名） <p>県派遣の人件費（時間外勤務等の手当を除く）については、佐賀県が直接負担する</p>					
主な執行区分		県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連		4 豊かさ好循環の産業 さが			
		(7) 流通			
		①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 29 年度～				
事業費推移	(単位：千円)				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算（最終）	61,124	135,290	139,506	
	決算	56,718	115,602	135,055	
事業費の財源	(単位：千円)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計	
	—	135,055	—	135,055	
事業費の内訳	(単位：千円)				
	費目	主な内容		決算額	
	補助金	流通デザイン公社職員人件費		116,791	
	補助金	流通デザイン公社運営事務費		18,264	
		合計		135,055	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。

1.4. 県産品販売支援事業費（地方創生推進交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容
<p><事業目的></p> <p>国内人口の減少等により、国内市場の縮小が見込まれる中で、県の主要産業である農林水産業と食品製造業の継続的な発展を継続していくために、県内事業者の輸出の取組を支援し、高品質な県産品の販路を海外に拡大していく。</p> <p><事業内容></p> <p>さが県産品流通デザイン公社を中心に、下記の取組を実施する。</p> <p>(1)海外市場における佐賀ブランド確立事業（香港・シンガポール等）</p> <p>バイヤー、商社等向けの商談会等の開催や現地消費者の認知度向上を図るため、現地レストランを活用した県産品プロモーションイベント等を行う。</p> <p>（イベント概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀酒商談会（10月） ・県産品 PR ディナーイベント（10月） ・個別訪問による商談（農産物、加工食品）（10月） <p>(2)県産品海外リサーチ・アンド・トライ事業（新興国他）</p> <p>新規市場の販路を開拓するため、海外バイヤーの招聘、新規市場調査（市場視察、試飲会やセミナー、マッチングイベント等）を行う。</p> <p>（イベント概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県産品中国販路拡大支援事業の実績 現地モニタリング、企業の個別訪問セールス他 ・新規市場調査等 中国、東南アジア向け輸出に係る酒バイヤーと蔵元とのマッチング、台湾食品市場調査、輸出セミナー開催他 <p>(3)佐賀ん酒ブランド化支援事業</p> <p>佐賀県酒造組合が実施するフランスでの佐賀酒ファンの創出及び販売促進活動に対し、補助金の交付等を実施。代表的なものは以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀酒 PR に係る統一デザインの制作 ・フランスディストリビューターと蔵元とのマッチング ・サロンデュサケ（パリ）への出展 ・マルセイユ市内のレストランにおける佐賀酒イベント <p>(4)佐賀県農林水産物等輸出促進協議会・九州貿易振興協議会への負担金</p> <p>JA、関係市町、さが県産品流通デザイン公社及び県で組織する佐賀県農林水産物等輸出促進協議会において、佐賀牛や青果物を中心に、バイヤー招聘や現地レストランやスーパー等でのフェア開催等による販路開拓や販売促進を行う。</p> <p>九州各県等で組織する九州貿易振興協議会において、スケールメリットを活かし、一体となって、各県産品の輸出促進支援に取り組む。令和元年度は、米国市場に関するセミナーやバイヤーを招へいし、米国向け食品・酒類の輸出商談会を開催した。</p>

主な執行区分	県営	委託	補助	その他
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	平成 29 年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算 (最終)	49,690	38,632	62,452
	決算	43,460	31,711	60,033
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県 (一般財源)	その他	合計
	24,250	35,783	—	60,033
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額
	補助金	海外市場における佐賀ブランド確立事業		3,538
	補助金	県産品海外リサーチ・アンド・トライ事業		21,343
	補助金	佐賀ん酒ブランド化支援事業		16,049
	負担金	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会		17,000
	負担金	九州貿易振興協議会		1,000
	旅費	国内外・県内・県外出張		1,103
	合計		60,033	

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的な手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 繰越金の取扱いについて（意見）

<現状>

佐賀県農林水産物等輸出促進協議会へ佐賀県から 17,000 千円、佐賀県農業協同組合及び佐賀県内の自治体から 11,050 千円の金額を負担している。協議会において収入と

支出の残額は繰越金として翌年度に繰り越される。繰越金の推移は以下である。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金額	4,340 千円	5,466 千円	16,365 千円

繰越金は年々増加しており、令和元年度において繰越金が 16,365 千円と多額にあり、佐賀県の毎年の負担金の約 96%である。今回は香港における民主化デモや新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、開催することが出来なかった現地レストランやスーパー等でのプロモーション等の影響とのことである。

<意見>

令和 2 年度に繰り越す繰越金は 16,365 千円であり、佐賀県の毎年の負担金の約 96%と多額である。負担額については毎年同額を単に負担するのではなく、繰越金の金額と、翌年度の事業計画に基づきどのくらいの費用を見込んでいるかを総合的に勘案し、毎年同額の負担額が必要であるか、それとも負担金額を削減することが適当かを毎年検証し決定することが必要だと思われる。

② 九州貿易振興協議会への負担金について（意見）

<現状>

九州貿易振興協議会へ佐賀県から 1,000 千円、他九州・山口各県から 7,000 千円の金額を負担している。しかし、協議会主導にて商談会などを実施しても、他の九州各県の企業と比較して、佐賀県内の企業は参加者数が極めて少ない。福岡会場・鹿児島会場あわせて、43 社のなかで県内企業は 1 社のみの参加である。

商談会などの開催について、佐賀県からのヒアリング結果としては県内企業に広く周知活動をして、積極的に参加するように促進している。ただ、商談会が県内企業のニーズと合わないことや商談会参加への選考において県内企業が選考漏れとなるケースがあり、現状の結果となっている。

<意見>

県内企業にとっては、商談会を通して大きな商取引となる可能性もある。佐賀県として負担金を支出するのであれば、多くの県内企業が参加できるように創意工夫が必要ではないかと考える。

1.5. 県産品販売支援事業費（特定政策推進費）（地方創生交付金）

(1) 事業の概要

事業目的及び事業内容				
<p><事業目的></p> <p>佐賀酒を通して、焼き物や加工食品等の県産品を気軽に体感してもらうことにより、佐賀酒の認知度向上及び販売促進を図るとともに「酒どころ佐賀」のイメージを確立する。</p> <p>また、佐賀駅をおもてなしの駅として、人が集い、交流し、周辺の賑わいにつながるような空間づくりにチャレンジする。</p> <p><事業内容></p> <p>さが県産品流通デザイン公社が JR 佐賀駅構内に設置する「SAGA BAR」の設置・運営に対する補助金である。</p> <p>対象経費：委託料、使用料及び賃借料、需用費など</p> <p>令和元年にオープンし、オープンセレモニーなども開催された。</p> <p>佐賀酒をはじめとした佐賀の美味しいもの（佐賀海苔など）を気軽に楽しめる場を創出することにより、佐賀の「本物」を体感してもらい、県産品の認知度向上及び販売促進を図った。また、有田焼、唐津焼、肥前びどろ等の酒器や諸富家具、名尾手すき和紙などの伝統工芸品も体感できる空間となっており、伝統工芸品のイベントの場としても活用された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンセレモニー：令和元年 6 月 26 日 ・「SAGA BAR」の開設：令和元年 6 月 27 日～令和 2 年 3 月 31 日 <p>ただし、継続を望む声が多数あり、現在のところ 1 年を予定に延長している。佐賀県としては民業圧迫などを考慮して、「SAGA BAR」での酒類の小売販売は控えている。有料での試飲による PR（情報発信）が目的である。</p>				
主な執行区分	県営 委託 補助 その他			
佐賀県総合計画 2019 との関連	4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通 ①佐賀県産品の国内外での販売促進			
事業期間	令和元年度～			
事業費推移	(単位：千円)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算（最終）	—	—	9,204
	決算	—	—	9,191
事業費の財源	(単位：千円)			
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	4,509	4,682	—	9,191
事業費の内訳	(単位：千円)			
	費目	主な内容		決算額

	補助金	「SAGA BAR」の設置・運営	9,191
	合計		9,191

(2) 監査手続

当該事業の関連書類一式を入手し、必要と判断した監査手続（突合、閲覧、質問、分析的手続等）を実施することにより、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が適切に行われていることを検証した。

(3) 監査の結果及び意見

上記の監査手続を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘事項は検出されなかった。